

平成 2 5 年 第 1 回

森 町 議 会 会 議 録

1 2 月 会 議

平成 25 年第 1 回森町議会 12 月会議会議録 (第 1 日目)

平成 25 年 12 月 10 日 (火曜日)

開議 午前 10 時 00 分

延会 午後 4 時 55 分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 一般質問
- 4 議案第 1 号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 2 号 森町収入証紙条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 3 号 森町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 4 号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 5 号 森町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 9 議案第 6 号 森町水産系副産物再資源化施設条例の一部を改正する条例制定について

- 1 0 議案第 7 号 森町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を
改正する条例制定について
- 1 1 議案第 8 号 森町定住自立圏形成協定の議決に関する条例制定について
- 1 2 議案第 9 号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定について
- 1 3 議案第 1 0 号 土地改良事業（災害復旧）の施行について
- 1 4 議案第 1 1 号 七飯町の下水道施設の森町住民の利用について
- 1 5 議案第 1 2 号 平成 2 5 年度森町一般会計補正予算（第 7 号）
- 1 6 議案第 1 3 号 平成 2 5 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 1 7 議案第 1 4 号 平成 2 5 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 1 8 議案第 1 5 号 平成 2 5 年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 1 9 議案第 1 6 号 平成 2 5 年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 2 0 議案第 1 7 号 平成 2 5 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正
予算（第 3 号）
- 2 1 議案第 1 8 号 平成 2 5 年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 4 号）
- 2 2 議案第 1 9 号 平成 2 5 年度森町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 2 3 議案第 2 0 号 平成 2 5 年度森町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 2 4 議案第 2 1 号 財産の取得について
- 2 5 議案第 2 2 号 財産の取得について

26 意見書案第1号 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書

27 意見書案第2号 過疎対策の積極的推進を求める意見書

28 意見書案第3号 環太平洋連携協定（ＴＰＰ）交渉からの撤退を求める意見書

29 意見書案第4号 「特定秘密の保護に関する法律」の強行採決に抗議し、廃止を
求める意見書

30 意見書案第5号 2014年及び2015年の北海道後期高齢者医療の保険料値
上げに反対する意見書

31 意見書案第6号 2014年度地方財政の確立を求める意見書

32 意見書案第7号 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書

33 議員派遣の件について

34 休会中の所管事務調査等の申し出について

○出席議員（16名）

議長 16番 野村 洋 君 副議長 1番 菊地 康博 君

2番 山田 誠 君 3番 宮本 秀逸 君

4番 松田 兼宗 君 5番 前本 幸政 君

6番 川村 寛 君 7番 西村 豊 君

8番 木村 俊広 君 9番 堀合 哲哉 君

10番 中 村 良 実 君

11番 小 杉 久美子 君

12番 長 岡 輝 仁 君

13番 三 浦 浩 三 君

14番 東 秀 憲 君

15番 黒 田 勝 幸 君

○欠席議員 (0 名)

○出席説明員

町 長 梶 谷 恵 造 君

副 町 長 片 野 滋 君

会 計 管 理 者 澤 口 幸 男 君

監 査 委 員 池 田 勝 元 君

総 務 課 長 木 村 浩 二 君

総 務 課 参 事 佐 々 木 陽 市 郎 君

選挙管理委員会
書記長兼監査
事務局書記長 小 田 桐 克 幸 君

防 災 交 通 課 長 落 合 浩 昭 君

契 約 管 理 課 長 富 原 尚 史 君

企 画 振 興 課 長 金 谷 孝 己 君

税 務 課 長 伊 藤 昇 君

収 納 管 理 課 長	野 田 勝 正 君
保 健 福 祉 課 長	山 田 仁 君
保健福祉課参事兼 保健センター長	金 丸 由 起 子 君
住 民 生 活 課 長	竹 内 明 君
環 境 課 長	横 内 仁 司 君
農林課長兼農業 委員会事務局長	島 倉 秀 俊 君
水 産 課 長	黒 川 安 明 君
商工労働観光課長	菊 池 一 夫 君
商工労働観光課参事	新 田 清 文 君
建 設 課 長	小 井 田 徹 君
砂原支所長兼 地域振興課長	川 村 光 夫 君
町民サービス課長 兼保健対策課長	金 丸 義 樹 君
教 育 長	香 田 隆 君
学 校 教 育 課 長	清 水 雅 信 君
学校教育課参事	久 保 康 人 君
社 会 教 育 課 長	木 村 哲 二 君
体 育 課 長 兼 体 育 館 長	谷 口 方 規 君
給食センター長	武 井 肇 君

図 書 館 長 若 松 幸 弘 君

公 民 館 館 長 金 丸 孝 也 君

生 涯 学 習 課 長 中 島 将 尊 君

さくらの園・園長 釣 隆 吉 君

病 院 事 務 長 柏 渕 茂 君

上 下 水 道 課 長 石 島 則 幸 君

消 防 長 山 田 春 一 君

消 防 署 長 平 田 茂 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	藤 田 司 志 君
議 事 係 長	村 本 政 君
庶 務 係 長	喜 田 和 子 君

○会議に付した事件

1 一般質問

開議 午前 10 時 00 分

◎ 開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、
議会が成立しました。

平成25年第 1 回森町議会12月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中であり
ますが、森町議会会議条例第 4 条第 1 項第 2 号の規定により12月会議を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番、小杉久美子君、12番、
長岡輝仁君を指名します。

◎ 日程第 2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会

に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

次に、審議日数ですが、本日から12月11日までの2日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願いします。

これで諸般の報告を終わります。

◎ 日程第3 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

ここでお知らせがございます。さきの議会運営委員会において町長、教育長の答弁席の区分について1回目は演壇で、2回目以降については自席で行うとした提案がございました。森町議会の運営に関する基準の変更を伴いますが、本日の一般質問においても試行したいと思います。町長、教育長におかれましては、よろしくお願いいたします。

また、議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、また答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局を含めて不適切な発言についても十分注意されるようあわせてお願いいたします。

それで、ここで先ほど申し合わせしましたように、1番目の質問者でございますけれども、諸事情がございまして1番と2番を振りかえたいと思っております。

それでは、まず1番目、クリーンエネルギーの町、森町を目指してを行います。議席番号5番、前本幸政君の質問を行います。

○5番（前本幸政君） 議長及び皆様方にご配慮をいただきまして、大変ありがとうございます。それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

クリーンエネルギーの町、森町を目指して。再生可能エネルギーの振興に関する平成25年3月会議の一般質問から9カ月が経過し、間もなく新年度予算の編成作業時期も到来しております。さらに、再生可能エネルギー賦存量の理論値や現実的な利用可能量を明らかにしようとする委託事業である森町新エネルギー導入基礎調査の調査結果もまとまり、事業推進に向けた大きな判断材料になるものと大変期待をしているところであります。3月会議での町長答弁の内容で、住宅用太陽光発電システムの助成に対しましては、環境に配慮したクリーンエネルギー活用に関する住民意識の醸成のため今後の施策として勉強をしたい、進めていく中では必ず必要になる制度であろうと思っておりますと答弁をされております。新エネルギー導入基礎調査につきましては、賦存量の数値化と具体的な利用可能量（太陽光、風力、小水力、地熱、バイオマスなど）を調査し、適地やどのような種類の新エネルギー事業が適しているか調査、整理したいと答弁をされております。また、民間との共同事業、企業誘致（町有地の賃貸、助成、固定資産税等の減免）につきましては、民

間との共同事業や企業誘致も視野に入れたい。また、各支援等は必要になったとき議会に相談をしたい。企業誘致等につきましては、町独自では予算的にも厳しいため参入企業が出てきたら調査を進め取り組みたいと答弁をされております。まとめといたしまして、選挙公約の目玉の一つとして訴えてきた環境に優しいまちづくりにする（地熱発電が地域の緊急用電源になる）、そして災害に強いまちづくりを強く訴えたところです。

町長は、脱原発を目標に自然エネルギーを活用したまちづくりをマニフェストに掲げ、任期中に実現する政策として町民に約束したところです。私も人間の英知の粋を集めた科学で制御することが困難な原発、そして核燃料の最終処分方法も確立されていない原発のごみを考えたとき、脱原発の方向に当然向かうべきものだと考えているところであります。その脱原発を支える新エネルギー導入について、町長の政策バージョンアップする傍らでスピード感を持って事業展開がなされるよう期待し、3月会議で質問した点についてその後における勉強、調査、研究、検討した内容についての結果をお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 前本議員のご質問にお答えします。

新エネルギー導入基礎調査につきましては、現在各種エネルギーの賦存量及び利用可能量の推計がされ、これにより新エネルギーの活用に向けた事業構想の検討を加え、森町新エネルギービジョンの素案として2月末には議員皆さん方に成果をお見せできるものと思

っております。この調査は、地域連携広域計画策定事業であることから、近隣4町との連携も視野に入れ、新エネルギーの種類によっては賦存量が少なく、町単体では活用が難しいものであっても近隣自治体との連携を図ることでスケールメリットを生かし、活用できる事例も想定しております。ただ、今回作成される成果は、新エネルギービジョンの素案となります。今後の扱いといたしましては、学識経験者や町内産業関係者及び住民代表による新エネルギービジョン策定委員会を設置し、住民アンケートなどをもとに新エネルギーにおける分野別の導入可能性や重点を置くべき政策等を定めた森町地域新エネルギービジョンを策定し、国の政策対応や町総合計画との整合性を図ってまいりたいと思っております。

また、現在町としても率先して再生可能エネルギーを活用した災害に強く、環境負荷の小さい地域づくりのモデルとして、環境省のグリーンニューディール事業の要望をしたところであり、この採択を期待しているところでありますことをご報告申し上げまして、答弁いたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○5番（前本幸政君） ただいまの答弁で新エネルギービジョンという言葉が出てきたので、何とかそういう方向も視野に入れて進めていただきたいというふうに思っています。

それでは、4点ほど再質問をさせていただきたいと思います。まず、1つ目でございます。

すけれども、住宅用太陽光発電の助成についてでございます。平成25年4月現在、全道179市町村のうち90市町村が補助事業を実施しています。3月会議のときでは63市町村でございましたから、それから実に27市町村が増えたというふうな状況でございます。道内の実施率、ですから約50.3%に達しまして、過半数を超しているというのが今の現状でございます。ちなみに、4月から導入をいたしました七飯町のお話でございますけれども、9月末現在で9件の補助申請があるというふうに聞いて、大変好評な話も聞いております。函館市では41万、七飯町では最高48万の補助があるというふうにも聞いております。我が森町も一日も早い太陽光発電の補助事業を展開し、町民も参加したクリーンエネルギーを実現してほしいというふうに思いますので、どうかひとつやってほしいなと思いますので、前向きに検討してほしいなと思います。

それから、2つ目でございますけれども、新エネルギーの導入のお話です。先ほども新エネルギーのビジョンの話もされましたけれども、今年度の予算で446万、新エネルギーの発掘調査の事業費をうたっているわけではありますが、その中で森町の新エネルギー導入基礎調査の委託料が350万計上されていると思いますけれども、これが今進められていると思いますけれども、その中間でいいのですが、今の状況というか、どのような認識をされているのかなということをちょっと聞きたいなと思います。それから、その方向性もどういう方向になるのかなと。今そういう委員会だとかという話も聞いたのですが、町長みずからがこういう方向でいきたいのだというのもちょっと聞きたいなというふうに思

いますので、お答えをいただきたいと思います。

それから、去年の12月に北海道再生可能エネルギーの振興機構というものが設立をされました。これは、町のほうで5万円の年会費を払っているわけでありますけれども、これの会員として登録しているわけですが、そのメリットがどの程度あるのかなというふうなものもありますので、その辺もちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、3つ目でございますけれども、固定資産税等の減免についてですが、再生可能エネルギーは二酸化炭素の排出を大変大幅に削減をしているわけであります。特に太陽光の発電につきましては、57%の二酸化炭素を削減する極めて地球温暖化対策に有効でありまして、地球環境に大変優しい新エネルギーだと思っております。ちなみにですが、森町の太陽光発電を調べてみました。平成25年10月現在の状況でありますけれども、私の知る範囲でございます。間違っていたら申しわけないのですが、5件の設置者がおられるというふうに聞いております。この5件の設置者が場所的に申しますと濁川、鳥崎、森川、姫川、赤井川などの地区に予定を含めまして総発電量約2,000キロワットの能力もあると聞いております。

国の新エネルギー導入に関しての助成制度があります。これは、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特別措置というものがあるわけでありますけれども、内容といたしましては3年間に限りまして固定資産税の償却資産分、資産の部分ですけれども、の課税標準価格を3分の2国は軽減するよというような制度でございます。これは、当然国の

制度でございますから、交付税の算入というような話もあります。この期間でございますけれども、平成26年3月31日までに認定を受けた発電施設というふうに限られているわけでありまして。このクリーンエネルギーの町森町としてさらに発展するためには、このような新規導入に対して町独自でも後押しをするというような考え方を持っていただきまして、固定資産税等の減免もやっぱり町としても視野に入れていく方向で考えられないのかなというふうに私は思っております。ちなみにですが、固定資産税を5年間、全国でございますけれども、全額免除する条例を制定している市町村もあるというふうにも聞いております。また、この固定資産税の減免措置でございますけれども、今後の誘致の材料にもなるかというふうに思っております。クリーンエネルギーの町森町という部分を掲げまして、町のイメージアップにこのような形でつなげていただければと思っておりますが、町長はどうお考えでしょうか。

それから、最後に4点目でございますが、緊急用電源についてお話をさせていただきます。東日本大震災から約2年と9カ月、1,000日が過ぎました。この日、青森県に住んでおられました町長は、3日半の停電を経験し、電気がとまったら何にもできないということを感じたというお話をよく聞いたことがございます。実は、私も平成5年の大雨のときに濁川地区を結ぶ道道が被害を受けまして通行どめになったことがございます。いわゆる陸の孤島です。そのときも町長と同じように約3日間程度停電をしたわけでありまして、町長が経験されたということと同じような経験をしたので、よくわかるわけでありま

す。ところが、現在この濁川地区では地域の声が物すごく高まって、反映していただきまして、災害時において停電となったときに、北電の職員が切りかえるわけですが、専用回路に切りかえまして地熱発電の電源が供給されるというお話もされております。また、先月の末でございますけれども、議会として町内の民間が経営する太陽光発電、またバイオ燃料による木材の人工乾燥機などを視察をしたわけであります。いずれの方々もですが、災害時における緊急用電源、また木質を使った再生可能エネルギーの普及に對しまして町としてやれるよというような提案を聞くことができたわけであります。緊急用電源がこのように必要不可欠というふうに町長考えた場合、災害に強いまちづくりを訴えるのであれば、町長になってもう1年が経過したわけでありますけれども、これらのヒントを組み立てながら、任期中にクリーンエネルギーを利用したまちづくりに着手をしていただきたいというふうに思いますので、その辺をどう考えているかご答弁をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時23分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 大変お時間をおとらせしました。今現在いろいろと進行中の中での前本議員さんからの再質問でございますが、住宅用太陽光の補助に対してでございます、まず。これについては、以前の同僚議員のご質問にもお答えしておった部分もあろうかと思えますけれども、これはやっぱり必要になった部分には検討していかなければならないと思っております。今現在町内に今年家庭用として設置されたそういう太陽光発電が2基程度というふうに報告を受けております。まだまだ建設関係との連動が不十分なのかなとも思いますが、今後そういった省エネに関したことを考えた住宅建設等が取り組まれてまいると思えますことから、これは少し検討していかなければならないだろうと、そのように考えております。

また、2点目の中間認識と方向性についてでございますけれども、これにつきましては若干事務的な部分もございますので、後ほど課長から答弁をさせていただきたいと思えます。

また、4点目、固定資産税の減免についてでございますけれども、最近町内にはメガソーラーも開設しましたり、非常に町としてのクリーンなイメージ定着してきているのかなと、そのように思います。ただ、今現在はそれぞれソーラーの発電につきましては北電の買い取り政策についてちょうど採算が見込まれるような、また必要性があつてちょうど採算ベースにのるような、そういった企業的な取り組みがまず現在見受けられていると、そ

のように感じております。ただし、そういったものが今後続けばいいのですけれども、今現在は若干収束されたような、そういったことも伺ってございます。この太陽光だけではなくて、いろいろなバイオマスですとかたくさんの自然エネルギー、再生可能エネルギーの取り組みが今後必要、もしくは取り組まれる方も多くなってこようかなと、そのように考えますことから、これにつきましても減免その他につきまして調査と検討が必要であろうと、そのように思います。広い範囲に対して狭い考えではなくて、いろいろな可能性を秘めている、そういった部分もございまして、これは幅を狭めないで、広く今後に向けた確かなクリーンエネルギーの町森町というイメージをつくるために何かと勉強しながら取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

私からは以上でございます。

(何事が言う者あり)

○町長(梶谷恵造君) 失礼しました。緊急用電源についてでございますけれども、やはり万が一災害が発生した場合に町としては災害対策本部を設置しなければなりません。そういった部分を考えまして、町のそういう機能を維持するための発電施設は整えていきたいと思っております。また、それに対しての自然エネルギーの設置、これに対しても今後検討が必要だろうと、そのように思っておりますことをお伝え申し上げまして、私からの答えにしたいと思います。

以上でございます。

○企画振興課長（金谷孝己君） お答えいたします。

前本議員のほうから今現在実施しています調査の中間報告といいますか、状況はどうなのということでもあります。この調査、現実的には7月の末から委託をかけています。工期が7月の末となっております。今現在、先ほど町長のほうから申し上げましたが、賦存量、それから利用可能量の数値が上がってきたところです。今後この約1カ月の間に今後のこの数値を使った方向性等をコンサルとこれから協議をしたいなと思っております。現実的には、ここに未定稿でありますけれども、こういう冊子がございます。この中には賦存量等の数値はありますが、これからの検討する部分についてはまだ記載がございません。今の状況としてはそういうことであります。

また、振興機構とメリットということですが、今回森町がこういう新エネルギーを活用するまちづくりということで手挙げをしました。その中で相談相手、それから今後においても当然アドバイスをいただく団体だと思っておりますので、今後ともこの機構とおつき合いをしていきたいと、そう思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○5番（前本幸政君） 今の再質問の答弁で、大変私もこの新エネルギーというか、エコエネルギーについては期待をしているところでございますので、どうかいい方向にいていただきたいなと思いますので、期待をしているところでございます。

それでは、クリーンエネルギーの町森町という言葉で再々質問をさせていただきます。

現在私の住む濁川地区では、季節にとらわれず一年を通して施設の野菜が栽培されているわけでありまして。これらは、温泉熱や熱水等による加温が充実をされているわけでありまして。地熱発電はもとよりこれらの熱源のカロリー、さらには先ほどお話をさせていただきました太陽光発電など、森町から生み出されますこの自然エネルギーの自給率、または二酸化炭素の削減率、これらの部分のデータを数字化をいたしまして、そしてそれらを町内外に示して、低炭素でクリーンエネルギーの活用を促進した地球に優しい町だよということで、クリーンエネルギーの町森町というふうにまちおこしの材料にさせていただきたいと大変期待をしているわけでありましてけれども、その辺町長はどういうふうにお考えでしょうか。

それから、教育長にもお聞きをしたいと思っております。これだけ自然エネルギー豊かな地域というのはなかなかないのかなというふうに思っているわけではあります。我が森町の子供たちにも教育の一環として、現場を見たというのは多分少ないと思っておりますので、できるだけ現場などの視察も含めまして、可能な限りで結構なのでございますけれども、自然エネルギーの大切さというものを広く子供たちに教えて、子供たちの視野を広めていただきたいなというふうにも考えているのですが、教育長はどうお考えでしょうか。

この2点お願いをいたします。

○町長（梶谷恵造君） ただいま前本議員から再々質問をいただきました。また、非常に

自然エネルギーを使って町のイメージアップづくりを願いたいと、そういう強いご提案もいただいております。大変感謝を申し上げたいと思います。

また、これにつきましては、やっぱりいろいろな具体的な取り組みまだまだもう少し先の話になろうかなと、そのように思いますけれども、その表示の仕方、ただいま前本議員が申し上げたような自給率もしくはCO₂の削減率、これも一つの案かなと、そのように思います。そういった案につきまして、それから全体的な町の方針につきましても町単独で決めるのではなく、広く地域の方々からのご意見も参考にさせていただきながら、まず町全体でいい方向、それからイメージの良い方向に取り組んでいきたいと、そのようなものにイメージアップに使いたいと、そのように思っております。今後ともよろしくご協力のほどをお願い申し上げまして、私からの答えにさせていただきたいと思います。

以上です。

○教育長（香田 隆君） それでは、私のほうからご答弁をさせていただきます。

クリーンエネルギーの町森町ということで、その良さ、すばらしさを子供たちにも伝えていきたいというようなご趣旨のご質問だと思います。私もちょっと学校の現場のほうもいろいろ聞いてみましたけれども、以前からクリーンエネルギーについてはいろんな場面でお話もさせていただいております。実際に森小学校では5年生の子供たちが太陽光発電の施設も見学をさせていただき、そしてそれを自分たちの考え方をまとめて、またクラスや5年生の学年の中で発表したりという教育活動も行われておりますので、これからも私

としてはいろんな学校、遠い学校もありますけれども、なるべくいろんな場面を通じて森町にあるそういうクリーンエネルギーについての学習を深めていただければということで、いろいろ校長会、教頭会ではお話をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） いいですか。

○5番（前本幸政君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 以上で議席番号5番、前本幸政君の質問は終わりました。

続いて、2番目、合併後の検証と今後の課題について、住宅建設者への支援について、森町基幹集落センターについて、議席番号15番、黒田勝幸君の質問を行います。

初めに、合併後の検証と課題についてを行います。

○15番（黒田勝幸君） おはようございます。通告に従いまして、3問について一般質問をさせていただきます。

まず、合併後の検証と今後の課題についてでございます。平成17年4月に合併し、これより1年3カ月後の平成27年3月で10年になろうとしております。合併の目的は、それぞれの町が単独でやっていくには厳しいということで、将来を見据えて合併したものと認識しております。これまで職員定数を初めとしてどのような行財政改革をしてきたのか具体的にお尋ねしたい。また、合併後15年間は特別交付税がありますが、しかし11年目から段階的に減額されて、15年間でなくなります。今から減額後の対策等の計画をしなければ

ならないと思いますが、どのように考えているのかお尋ねいたします。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 黒田議員のご質問にお答えいたします。

行財政改革については、平成17年度から平成21年度の5カ年としての第1次では大綱、集中改革プラン及びこれらに基づき毎年度見直し策定する実施計画により取り組んでまいりました。実施計画による実績としては、累計となりますが、歳入項目で火葬場使用料徴収など16項目、効果額5,228万円の増額、歳出項目で職員給与減額など57項目、効果額13億9,354万円の減額並びに効果額算定不可項目となりますが、入札、契約部門の分離など41項目について進めてまいりました。

第1次に続き、平成22年度から平成26年度までを計画期間とする第2次の取り組みを同様の手法により進めております。実績累計としましては、一部予定でございますが、歳入項目で病院手数料改定など3項目、1,012万円の増額、歳出項目で職員給与削減など35項目、13億5,361万円の減額、効果額策定不可項目で財務会計システム導入など16項目について実施しております。

また、職員定数につきましては、第1次大綱等の取り組みとあわせ、平成17年度から26年度までの10カ年計画として定員適正化計画を策定し、現在も取り組んでおります。定年退職者の欠員不補充を中心に進めており、計画当初、平成17年4月職員数388名を計画最終年、平成27年4月には321名にしようとするものであり、平成25年4月現在の職員数は

329名であります。

次に、普通交付税の合併算定がえによる特例措置にかかわってのご質問についてですが、この措置による増加額は平成24年度ベースでは5億3,200万円程度と把握しております。議員ご指摘のとおり、平成28年度から5カ年度で段階的に引き下げられ、平成33年度からは本来算定基準による交付税額となり、町財政に大きな影響があるものと認識しております。当面は、従来から進めてまいりました町税などの自主財源の適正確保対策や各事業分野における施策の必要性、妥当性、効率性の検証、調査などの取り組みを継続してまいりたいと考えております。また、中長期的な視点に立った計画的な行財政運営がより一層重要になってまいりますので、森町総合開発振興計画実施計画を基調とした施策展開が図られるよう留意し、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○15番（黒田勝幸君） 今この間改革した種々のことにわたりまして報告がありました。職員定数、27年度末で321人ですか。現在は329人だということなのですがけれども、要するに正職員は確実に減ってきているのかなと、このように理解はしております。だけれども、当時より臨時職員の方が大幅に増えているのではないかなと、こう思っておりますし、全体の職員数、臨時も含めて、減っていないのが現実ではないのかなと、こういうふうに思っているのです。金額の削減というのは、正職が臨時職員になるとぐっと抑えられますか

ら、そういうことで総体的な人件費が減っているのかなと、こう思っております。けれども、人数は増えているので、その辺もやっぱり考えてもらわなければならないのかなと、こう思っております。

それです、平成22年3月に策定された第2次森町行政改革大綱、それに伴って22年から26年までの5年間にわたりまして第2次集中改革プランあります。これ見ると、いろいろ事務事業の再編、整理、廃止、統合とかあります。民間委託。これ本当に町長がかわったのだから仕方ないのだけれども、さくらの園、保育所、給食センター、国民健康保険病院とかいろいろ審議の対象になっていました。これがいろんなことがありまして全然なされてないということがございます。それから、地方公営企業関係、水道事業、下水道、病院等に対する経営等のあり方も含めて抜本的に取り組むと、こうなっています。それと、第2次集中プランの中で来年26年度までのものがございますが、これでどれだけ本当に実行されたのかなと疑問を持っているところでございます。

実は、この新聞は11月15日の北海道新聞で、函館市のことが書いてございます。今函館市でも近々10年を迎えられるので、やはり自治体の加算額がなくなる予定なものですから、函館市では25年度の交付税が341億あるそうです。そのうち合併による特例分が23億が加算されてきているのだと。それで、森町はどのくらい加算されてきているのかなと。私の勉強不足で申しわけありませんけれども、もしわかったらお願いします。

それで、函館市では公共施設の存続、統廃合等を検討しておりますと。市が所有する219

について民営化や売却、各施設の今後の方向性案が公表されました。そういうようなことから、当町としても各分野にわたって事業仕分けをし、方向性を検討すべきだと、私はこういうふうに思っているのです。やはり補助金のあり方でもいろいろあります。これも一回つけるとずっと続いていますから、時代も変わってきますので、新しい時代に即応した形の中での補助金にしなければうまくないのでないかなと、こう思っておりますので、その辺を全体的に見直したらいかがかなと、こう思っているのです。だから、これから来年1年で10年になりますので、こういうことに取り組んでいかないといろいろ経費の削減、全体の支出の削減ができません。ですから、言いたいのは、限られた財源の中で予算組むわけでしょう。町長は、新しく町長になりましたので、いろいろ政策なり、やりたいことたくさんあると思うのです。だけれども、お金ないと何もできないわけ。だから、今までのものをきっちと精査しながら見直しして、いわゆる事業仕分けしながら、新しい時代に対応するようなものに予算を使って、町長のカラーを出していただきたい、私はそのように思っておりますけれども、いかがですか。

○町長（梶谷恵造君） 黒田議員の再質問でございます。いろいろと町のご心配をされて再質問をされたと、そのように認識をしております。また、函館市ほかの事例もいろいろと勉強されながら、町に対してどのような政策が必要なのかと、そういうご提案もいただき、感謝申し上げますところでございます。

1点目の特例加算額につきましてなのですが、これにつきましては総務課長のほ

うから今調べて答弁をさせたいと思います。

私からは、今後の町の政策的な部分、補助金の精査その他について、これにつきましてはやっぱり内容的なもの、私もこの1年間を過ぎた中では必要な取り組み、またこれは整理したほうがいいなと、そのようなものをかなり感じている部分がございます。少ないところではございますけれども、幾らかずつ整理、統廃合、またせっかくある組織が全く動いていない、そういった部分もありますし、当町いろいろな部分でお祭りも非常に多うございます。今後当然効果的なことを考えながら、もうちょっと有効なあり方、そういったものも考えなければならないなと、そのように思います。もちろん今までやってきて組み込まれてきた方がおりますから、そういった方々とも相談させていただかなければならない部分があるかと思しますので、今後そういった部分を打ち合わせ、検討しながら精査していきたいなと、そのように思っております。

以上でございます。

○総務課長（木村浩二君） それでは、交付税に係る増加額についてご説明いたします。

合併算定がえによります交付税については、平成17年度から行われてきているわけですが、平成24年度の実績といたしましては増加額が5億3,200万となっております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々は。

○15番（黒田勝幸君） いいです。

○議長（野村 洋君） 合併後の検証と今後の課題についてを終わります。

次に、住宅建設者への支援についてを行います。

○15番（黒田勝幸君） それでは、2問目でございます。住宅建設者への支援についてでございます。

この件につきましては、昨年6月議会で一般質問をしております。質問内容は、町内業者育成と町の活性化のためにも町内業者に頼んだ場合は建て主に補助金等の措置など何かできないかという質問に対し、昨年より建設プレミアム商品券総額1,800万円を発行した、今後におきましては効果的かつ有効な助成と支援策の検討を図っていきたいと答弁しております。実は、10月25日の新聞にせたな町と今金町が助成を実施している記事が出ておりました。両町が手がける住宅リフォーム助成事業は、町民が町内の業者に依頼して住宅を改築する場合、工事費の一部を町が負担する制度です。2012年度に開始したせたな町は、1件20万円を上限で工事費の2割を助成している。開始してから今年9月までの1年半の申請件数は368件で、助成金額は約5,800万円で、自己負担分を含めた町民のリフォーム経費総額4億6,500万円が町内の業者に支払われた計算となっております。せたな町の成功に刺激されて本年度から助成を始めた今金町は、工事費の2割助成するのは同じだが、上限は30万に引き上げ、10月10日までの申請件数は90件で、助成総額2,070万円となっております。この制度により業者のみならず地域経済全体の活性化にもなっております。森町

としても梶谷町長の新年度の政策として取り組んでみてはいかがでしょうか。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） ご質問にお答えします。

黒田議員ご指摘のとおり、町内業者が新築住宅及びリフォームを受注する件数が非常に減少傾向にあることは私も認識しております。森町といたしましては、建設業界の浮揚策として本年度は建設プレミアム商品券を2,319万6,000円発行し、建設業界の需要を促してきたところです。平成25年度の建設商品券の工種分類別では、舗装が2件、建築が21件、板金が3件、塗装が10件、設備6件と計42件となり、建設業界の浮揚策として成果があったものと考えております。議員お示しの助成制度とは若干違うものの、本年度につきましては建設プレミアム商品券におきまして地域経済の活性化に貢献できたものと考えております。

さて、新年度の政策としての取り組みとのご提案でございますが、経済情勢の動向を踏まえまして、また町内業者の育成支援及び地元経済の底上げを含めた支援策として今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○15番（黒田勝幸君） 再質問させていただきます。

町長今プレミアムのこと2,300万で舗装2件とか住宅21件とかいろいろありました。私

実は先日森商工会議所に行ってまいりました。数字的にかなり誤差があるのですが、私向こうの書類見てメモしてきたのだけれども、地域経済対策事業プレミアム商品券発行事業補助金1,320万と。この商品券、商品買う場合は総額が4,000万円で、それで掛ける20%、これプレミアムです。これが800万だと。建設券は総額約2,000万円です。そして、20%で400万で、その他の手数料、ポスターとかいろいろ印刷物あるのでしょうか。それが120万で1,320万だということで二、三日前に聞いてきたばかりなのだけれども、どうも数字的にかなり誤差があるなと。

それはさておいて、いわゆるこのプレミアム、5月に発売したのですが、わずか7日間で完売したのです。人気なのです。特に建設券につきましては、申込者が多くて抽せんしたというくらい大変好評であったと。町民の関心度もあったということなのです。ですから、あえて今回質問させてもらったということなのです。町長は検討するという言葉なのでしょうけれども、せとな、今金の事例を挙げました。当然町の持ち出し大きいですが、けれども、この効果、総額見たらすごい。建設業者だけではなくて、関連した業者というのありますでしょう。お金入れば皆さん消費に回ります。ひいては税収にも反映されると、こういうことなのです。お金はかかるけれども、やっぱり税収を上げなければだめでしょう。今森の税収というのは16億か、あっても7億でしょう。交付税が約50億近いわけでしょう。交付税で町民が生活していると言っても過言でないわけ。そういうことからいっても税収をうんと上げていかなければならないと。特に森は1次産業で税収上げないとどう

もならないのですけれども、そういうようなことでやっぱりこれから2次、3次、いわゆるこの建設業者なんかも含めて活性化してもらわなければだめだということで質問している。それで、これ大変いいことだと思うのだ。これ町長のために質問してやっているのだから。ですから、金にかかるけれども、そういう将来につながることは貯金おろしてやってもいい。町民納得する、将来につながる。つながらないことに使えば町民怒る。町全体が潤うことは、やっぱり貯金おろしてもやるぐらいの度量がなければだめ。ですから、前向きに町長検討してください、町長の政策として。まだ1年ちょっとしかたっていないから、町長の実績言ってもしょうがないのだ、それは。しょうがないけれども、もうぼつぼつ前向き検討してください。それすごくいいことだと思うのです。これやったら町長人気上がる。すごいつて。英断です。ぜひ検討するのではなくて、検討しますと言ってください。検討するというのは、いつ検討するのだからさっぱりつかめないから、もう少し前向きに、私これ最初の質問で新年度にやったらいかがですかと言っているのだから、もう少し前向きに答弁していただきたいと。もう一度お願いします。

○町長（梶谷恵造君） 黒田議員の非常に後押しをしていただける再質問をいただきました。ありがとうございます。

先ほどもお答えさせていただきましたが、非常にこの建設プレミアムにつきまして、若干数字の違いと申しますのがあるかもしれませんが、商品券も含めた中でのことで、建設プレミアムにつきましては町で支援したのは400万と。それによって町内の経済効果

というのは、この建設に関しては5,000万になっております。非常に黒田議員おっしゃる
ように効果が高いと、そういったものが検証されました。その中で、今年度商工会議所と
商工会、この町内の経済団体2つが取り組まれた事業に対しての補助で扱ったわけござ
いますが、その中で建設のプレミアムにつきましては多い場合には抽せんというふう
に表示して今年度は取り組まれたようです。そうしたところ非常に多くの希望者が参って、
どうしようかと、そういうふうを考え、私のところにも1度相談に見えました。ただし、
何とかなる額だったのですが、逆に商品券のほうは1週間で売り切れて、それ以上提供す
ることができない。片や建設プレミアムについては、抽せんをするといったもののそれを
逆に全てを対象にしては券を買えなかった方々には非常に申しわけない、不公平感がある
ということから、今年度は抽せんに最終的に決まったようでございます。ただし、これだ
けの効果があるのであれば、来年度もこれに取り組むのであれば町としては本当に前向き
に考えますと、そういうお答えを申し上げてございます。

ということで、ほかに何も取り組んでいなければ町単独としての取り組みはこれは必要
かなと、黒田議員のおっしゃるように必要かなと思うのですけれども、地元の経済界が取
り組んでおるものを町が横取りするようなことがあってはちょっとこれは申しわけないな
と、そのように考えますことから検討という言葉を使わせていただきました。結局これが
毎年取り組まないのであれば、何がしかの経済効果を底上げする取り組みが必要かなと、
そのように思いますが、来年度も経済団体が取り組むのであれば、やはり町としては支援

の方向がよろしいのかなと、そのように思うことからでございます。そういったことを申し上げまして、ぜひともご理解をいただきながら、前向きな検討だということを理解願えればと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○15番（黒田勝幸君） 民間がやっているの、あえて町がやることないだろうというような考えなのですね。それはそれでいいとしても、これだけ人気ありますでしょう。ですから、この金額を増やしたらいいのではないですか。抽せんまでやってもそれに応募する人たくさんいて、落ちる人も当然あるわけでしょう。だから、もっとたくさんの人に利用してもらえるように金額をそしたら増やしたらいいのではないですか。その辺を私は町独自でやってほしいのだけれども、町長が政策的にそういう考えならそれはそれでいいのだけれども、現在の商工会議所を通してやっているわけでしょう。桜商品券、これを増やしたらどうかと、こう思っているのですけれども、それと余談になるか知らないけれども、この新聞、これ見ると、11月22日の新聞に桜商品券10月までで現在7%、350万分まだ使われていないと。森の人金持ちだ。ですから、本当に町長これいいことなので、金額増やして多くの町民に利用してもらうように、そのことによって町の活性化につなげてほしいと思うのだけれども、その辺いかがですか。

○町長（梶谷恵造君） お答えを申し上げます。

当然いい政策、それから取り組みだというのは私も認識をしてございます。それと、せ
たな町、今金町、ほかの町で取り組んでおられる場合にも恐らく限度額設定しておるのか
なと、そのように思っております。幾らでもいいということで枠が限度がなく政策を提案
するということにはございませんけれども、今年度につきましては枠を限定して、多い場
合にはという当初の募集に対する提案がございましたので、それをやっぱり確実に守らな
ければならないなと、そのように思ってこういうふうにしました。枠を広げることは当然
必要な部分でもありますし、これも事業者、それから担当する部分とは当然話をしていか
なければならないなと、そのように思います。どのぐらいがいいのか、もしくはいろいろ
な話し合いの中でこれを進めていきたいなと、そのように思っておりますことを申し上げ
まして、お答えしていきたいと思います。前向きに検討させていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 住宅建設者への支援についてを終わります。

次に、森町基幹集落センターについてを行います。

○15番（黒田勝幸君） それでは、3 問目です。森町基幹集落センターについてござい
ます。

森町基幹センターは、昭和57年12月に総事業費 1 億5,500万円で建設されました。この
施設の維持管理費は、年間約130万円かかっております。施設の使用は、農協及び農業関
係者がほとんどです。渡島森農業協同組合は、平成14年 2 月に合併し、現在は新函館農業

協同組合森支店となり、既に11年経過いたしました。森町単独の農協ならともかく、形態が変わりましたので、維持管理費を新函館農協さんに負担していただいてはいかがでしょうか。

また、建物の譲渡が可能であれば譲渡したほうがいいのではないかと思います、いかがですか。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 3問目の黒田議員のご質問にお答えいたします。

森町基幹集落センターは、議員ご質問のとおり、昭和57年に山村地域農林漁業特別対策事業により国の補助を受け建設され、主に農業関係者の各種会議や研修会などに広く利用されてきておりますが、特にJA新はこだて森基幹支店関係の会議等での使用割合が高くなっている状況でございます。このようなことから、以前にも新函館農業協同組合に対しましてセンターの維持管理費の負担につきまして幾度か打診を行ってきたところでございますが、実現に至っていない現状でございます。今後におきましてもセンターの維持管理費の負担とあわせて、指定管理並びに譲渡につきましても新函館農業協同組合との協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○15番（黒田勝幸君） 再質問させていただきます。

今町長の答弁でこれまでの経過、経緯がわかりました。農協と何度か協議した経緯があ

りますよと。これお金にかかわることなので、なかなかああ、そうですかとは、こうならないと認識しております。

まず、このセンターは、当時建てたとき農協さんで会議室がないと、そういうようなことから農協さんのために建てた建物でございます。それで、24年度の使用件数は55件で、ほとんど農協さんで使用しております。そういうようなことから今回質問をさせていただいたというのが経緯でございます。

今の新農協さんとなっても恐らくそういうお話をされたのかなと、こう伺っております。しかし、今町長も言っておりましたとおり、元町長さんのときにも維持管理費については農協の組合長さんなりにお話ししている経緯がございます。だから、このお話はかなりさかのぼってお願いしている経緯がございます。そして、先ほど言ったように今年11年たちましたので、もうぼつぼつ先方にもやはり理解してもらわなければだめなのかなと、こういうふうに思っております。これが先ほどの質問につながるのだけれども、見直しです。事業仕分けです。そういうことなのです。130万といたって10年になったら1,300万でしょう。まして57年か、あの建物。今度維持管理費ところでない、いろんなもの壊れてくる、また。そういうこともあります。それと、冒頭私が言いたいわゆる譲渡の話です。これ既に、国からお金借りてやった事業だけれども、償還終わっていますでしょう。終わっているのです。ですから、償還終わったからといたって譲渡できるかどうかということとは話はまた別でしょうけれども、譲渡できるものなら譲渡したほうが一番

いいわけ。なぜかといったら、固定資産税も発生してくるし、いろんな経費かからないで
しょう。だから、本当にそれこそ前向きに早速かかっていただきたいなと。本当に真剣に
やってください。もう一度お願いします。

○町長（梶谷恵造君） お答えを申し上げます。

かなり前から恐らく懸案になっておった部分をいろいろと以前から打ち合わせしてきた
ものだろうと、そのように思っておりました。あと、一応建物も30年を過ぎて非常に老
朽化と申しますか、恐らく部分的には手入れをしなければならない部分もあるのかなと、
そのように思いますが、あの施設、基本的に今使われておるのが農協さんが一番多いので
すけれども、一方で地域の会館としての機能もあわせ持ちますことから、譲渡ももちろん
これは相手によって、相手がまたいいと言えればそれはお譲りしながら、譲る方向も検討し
なければなりません。もちろん補助金適正化法等もございますので、いろいろと町として
も検討しなければなりませんけれども、これにつきましては先方の予算的な措置も必要な
ことだろうと、そのように思いますので、これは本当に真剣に前向きにちょっと取り組ん
でいきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） いいですか。

○15番（黒田勝幸君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 森町基幹集落センターについてを終わります。

以上で議席番号15番、黒田勝幸君の質問は終わりました。

次に、3、森町の人口減に伴う子育て支援策（少子化対策について）、議席番号2番、山田誠君の質問を行います。

○2番（山田 誠君） それでは、私のほうから通告に従いまして、森町の人口減に伴う子育て支援策、少子化対策について質問をさせていただきます。

新町森町は、平成17年4月1日の合併以来旧森町、旧砂原町が年々人口減傾向になっております。平成24年度末で2,032人の減であり、毎年平均約250人前後の減となっております。また、その中の町民の約30%、3人に1人が高齢者、65歳以上で占めておりまして、早急に少子高齢化を食いとめることが急務となっております。転出、死亡、出産等々いろいろ要因があろうかと思いますが、特に若年層の流出をとめる、または流入が必要であり、少子化対策は老人福祉対策にも通ずるものであり、安心して老後を暮らすためにも子供が増えていくことが望ましいことであり、人口年齢のバランスがどうしても必要であり、若者定住を図り、森町の未来を担う子供たちが健康でたくましく成長する子育て支援の政策が重要であります。

その一環といたしまして、政策として学校給食の無料化はどうでしょうか。北海道では三笠市が小学校無料、それから隣の北斗市が第2子2分の1、第3子が無料というふうに幾つかの自治体は無料化を導入し、若者定住、少子化対策と戦略的施策を行っており、成果を上げております。ちなみに、森町の学校給食費は、小学生が年3万8,880円、月3,240

円、中学生が4万9,200円、月4,100円でございます。財源等につきましては、平成25年度予算を見ますと学校給食収入が約6,500万円で、うち1,000万円は準要保護の分でございます。実質5,500万円であります。また、平成24年度決算での一般会計の繰り出しのルール外分については、病院会計、下水道会計、国保会計、介護サービス会計等々合わせまして4億5,400万円でありまして、このうちの1割程度経費節減等を図れば無料化の財源の捻出は可能であると考えております。

子供の医療費の無料化が当たり前になりつつある現在、学校給食の無料化を図り、保護者の経済的負担を軽減し、町外への転出の抑制や町外からの転入を促す定住効果も期待できますので、町長、思い切った特色ある子育て支援、少子化対策政策を取り入れて、人口減の歯どめ策として実行する考えがあるかどうか。また、森町子育て支援プロジェクトチーム等々の設置を考えているのかどうか、町長の所見を伺います。

○町長（梶谷恵造君） 山田議員のご質問にお答えします。

少子化等による人口構造の変化は、社会経済に深く関係する問題であり、年金や医療、介護にかかわる経費など社会保障費用の増大を招くなど、経済成長への深刻な影響も心配されるという点で対策が重要であると考えます。町の少子化対策事業としてこれまでも継続的に取り組んできておりますが、少子化進行に十分に歯どめがかかっているとは言えない状況もあるかと思います。こうしたことから、従来の少子化対策事業の成果と課題、地域の実情やニーズを踏まえ、今後の少子化対策事業をさらに高めたものにしていくことが

重要課題と考えます。

学校給食費の無償化につきましては、確かに少子化対策の一環として一部の市町村においても取り組まれているところであります。森町におきましては、来年4月より消費税率が5%から8%に増税されることを踏まえ、さきの全員協議会、民生文教常任委員会等にもお諮りしましたように、給食費の値上げを考える中で子育て支援策として保護者の負担が増えることのないよう児童生徒分の給食費の値上げ部分における補助を考えているところでございます。今後この学校給食費無償化の問題につきましては、早急に無償化というよりは国の情勢や当町の財政状況等を見据えていく中で、段階を踏みながら進めていくことが必要と考えております。

また、森町子育て支援プロジェクトチーム等の設置を考えてみてはというご提案でございますが、現在町では子ども・子育て支援事業計画策定のための二一歳調査を今年度中に実施する予定です。この二一歳調査を踏まえ、方向性を検討する中で議員ご提案のプロジェクトチーム設置などの検討を含めた今後の総合的な子育て支援対策を講じてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○2番（山田 誠君） 今町長のほうから纔々説明がございましたけれども、いろいろな支援対策がございますけれども、町長、この人口減というのは、少子高齢化は全国的な問

題、森町だけではない。これは、避けて通れない状況になってきている、今の社会構造からいって。できれば現状維持をしたいというのが各町村の首長さんの考え方だろうと、そういうふうに思っております。いろいろマスコミ、新聞等々で見ましても過疎化へは各自治体はどうしても避けていきたいと、こういうような考えでございますけれども、その中でいろいろ今町長が申し上げました中でも知恵を絞って対応策をとったとしましても、現在なかなか思うようにいっていない、これは各町村みんな同じだと思うのでございます。

この人口の現状維持を保つためには、町長、他町村と同じような政策を行ったってだめなのです。金太郎あめではもう通用しない世の中になっているのです。これは絶対だめです。

どちらかという、奇策的な、興味があつて、身近で関心のあるような支援策をとらなければ若者は定住しません。移住もしてこない。そういうことはもう期待できないのです、今。学校給食の無料化、これいろいろ調査しましたけれども、実施町村の試算によりますと、子育て世代の義務教育期間9年ありますけれども、費用の分析の結果1人当たり110万円を超えるそうです。約120万くらいになるそうです。そういうことで保護者からは相応な歓迎をされているというのが現状なのです。町長、森町は職員が非常に優秀な方も多くございます。また、梶谷町長自体もすばらしいノウハウを持っている方だと私も思っておりますので、想定した効果が出るとして学校給食の無料化の実施を強い決意でぜひ取り入れていただきたいと。

また、子育て支援のプロジェクト、町長は今調査やってからそのままその件について検

討するということですが、子育て支援の内容等々についてはいろんな分野が絡んでくるのです。森町の産業振興を考えますと、農業もそうだし、漁業もそうだし、水産加工業もそうだし、そういうものも含めて一緒に検討していかなければだめなのです。単品だけではだめなのです。そういうことを考えていって、あらゆる角度から検討協議をして、結果が出たならば、町長、結果が出たならば勇気と決断と自信を持って実行していただきたい。このようなことは、町長、全町民が町長に期待しているのです。財源的なことをいいますと、町民1人増加すれば今の計算でいくと財源的に交付税の中に1人25万来るので、国から。先ほど言ったように毎年250人減になるとすれば、6,250万が減っていくのです。逆な言い方すると増えるのです、町長。何も財源なこと考えることないのだ。現状を維持していくと、今の給食費ただでも食わせるのです。供給できるのだ、計算的にいきますと。だから、町長、ぜひ将来を見据えた子育て支援策の一環として、梶谷町長カラーを出して、森町の過疎化の歯どめをしていただきたい。いかがですか。再度答弁をお願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えをいたします。

今日は非常に後ろから後押しをしてくれるご質問が多うございます。また、山田議員も町の少子化、こういったものに歯どめをかけたいと、そういう真剣な町を考えたと質問であらうと、そのように思っております。そういう中では、やっぱり山田議員もおっしゃっているように各市町村とにかく人口減、これを何とかしたい。少子化の傾向を特に何とか

解消したいと、そのように努力をしておるところだと、そのように私も認識してございます。そういった中では、確かに働く場所がまず必要だなと、そのように思っておりますし、またそれに伴って若い方々が子供を育てる環境、これはいろいろな環境がございます。そういった環境も整っているところに、そして最近の若い方々は道路整備、それから交通網が大変便利になっておりますので、多少遠くてもそういう環境のいいところへ移動して歩くと、移住して歩くと、そういった傾向も見受けられるように感じております。そして、我が町が今どういう状況に置かれておるか、そういうことを就任させていただいてから1年間の間いろいろと見て回りながら、今後の動向も職員といろいろと検討させていただいてまいりました。森町は、今後非常に重要な拠点になる場所だと、そのように考えてございます。また、ちょっと話はそれるかもしれませんが、今後の展開の中では観光地化を考えてもこれは悪くないなと、そのように考えております。そういった仕事の掘り起こしも考えながら、今現在いろいろな施策、それから検討協議に取り組んでおるところでございます。

さて、山田議員のご質問でございますけれども、給食1点ということで非常に強いご提案でございますけれども、この給食だけではやはりなかなか難しいものもあろうと。子育て支援というのは、やはり全体、子供を育てる環境、それから当然先ほども申し上げましたそういうトータル的なものも必要になってくるだろうと、そのように思っております。財源が許されるのであれば今すぐでも取り組みたいなと、そのように思うわけでござい

すけれども、それもやはりいろいろな面で経費も節約していかなければならないし、恒久的に続けていかなければなりません。また、議員おっしゃるように他の予算を削って、そしてこの予算に振りかえる、そういったことも可能かと思えますけれども、それではほかのサービスの低下につながります。そういったことがあっては、せつかくの子育て支援がほかの部分で打ち消しになってはこれは大変効果がないと、そういうふうに思いますことから、全体的な構想の中で考えながら、今後またこの少子化対策、子育て支援の対策に取り組んでいきたいと、そのように申し上げまして、ご答弁とさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々。

○2番（山田 誠君） もう少し町長ははっきりした答弁お願いしたい。先ほど総務課長のほうから交付税が平成24年度で5億3,200万これ合併で増えたと。これ年々減っていくわけです。先ほど私言ったように250人減りますと6,250万減るのです、町長。だから、財源が許すのであればといったって財源が許すわけない。だんだん減っていくのです、だんだん。平成32年になると4億7,800万減るのです、交付税。そしたら、財源なんてどこから出てくるかと。こういう話にはならないです。だから、先ほど私言ったように、町長言った働く場所がないと。あるのだ、いっぱい。たくさんある。何だかKでないけれども、そういうところには行きたくないだけの話なのだ。財源がつくれば幾らでも出てくるのです。

各企業に繰り出しをしないとサービスの低下につながるって、努力もしないでサービスの低下という話ないのです、町長。これは町長の手腕にかかわるのです。もう少しがつつり指導してやってください。そうすれば幾らでも出てくるって、金は。今観光の面で町長触れましたけれども、高速道路ができました。新幹線も来ます。いろんな方々が大勢本州、あちらの外国も来ます。そういう中で今チャンスなのです、町長。国調が平成22年に行われているのです。今からやっていくと25年、5年ですから、7年になればこの人数が同じであれば交付税が6,200万増えたのと同じ計算になるのです、町長。そうすると、これらのものを核にして、先ほど言った調査、子育て支援の調査が今年中にでき上がるというものに追随して、中に入れて検討協議をさせて過疎化の歯どめをしていくのが筋だと思うのですけれども、町長、どうですか。みんな心配しているのだ。その一環として何がいいかと。やっぱり行政は町民が要望しているものをやればいいのです。町民がやりたくないものを行政がやれといったって、さっきの質問でないですけれども、うちを建てたいと。金を補助をするとしたらみんなばんばん建てますよと。そうすると、その企業ももうかると。もうかれは森町も活性化すると、経済の活性化がしますというこのサイクルがあるわけです、町長。そういうことも踏まえて、もう少し建設的な意見いただきたいと思います。再度お願いします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 32 分

再開 午前 11 時 32 分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再度のご質問でございますけれども、いろいろと皆さん心配されているところは私も当然心配しております。先ほどから山田議員おっしゃるように給食費を無料にして250人の子供が増えるのであればすぐ取り組みます。しかし、そのような簡単なわけにはまいりません。これは、やはり総合的にトータルで考えていかなければならない町の政策だと思います。

また、必要になったときには、この子育てに対するニーズいろいろと町の中からもお声が上がっておりますので、そういった部分にも耳を傾けながら、具体的な政策として取り組んでまいりますことをちょっとお約束を申し上げまして、そしてご答弁にさせていただきますと思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 森町の人口減に伴う子育て支援、少子化対策についてを終わります。

以上で山田誠君の質問は終わりました。

次に、4番目、ごみステーションかごの設置について、7番、西村豊君の質問を行います。

す。

○7番（西村 豊君） それでは、通告に従いまして、ごみステーションかごの設置についてお尋ねいたします。

当町では、ごみステーションかごの外にごみを置いている光景をたびたび見かけます。理由としては、ごみステーションかごの容量が足りず、やむを得ずステーションかごの外に置いているものと思われます。また、設置されていない町内会もあります。これは、当町の景観上の問題に影響を及ぼしかねません。他人に迷惑をかけない良識のある住み良いまちづくりのことを優先する行政を考えるためにも各町内会より希望を聞き入れ、不法投棄防止用に、またカラスや猫がいたずらできないごみステーションかごを設置すべきと思います。他の町村では4万円を限度とし、費用の2分の1の助成を行っております。ごみステーションのかごを設置されております。42町内会の意見を聞き、世帯数に合わせた大きさ、個数にし、また今あるごみステーションかごも長年使用されていて相当傷んでおります。修理するにも町内会の予算だけでは苦しいとの声もありますので、修理代も含め補助金を行うべきと考えますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

○町長（梶谷恵造君） 西村議員のごみステーションかごの設置についての質問にお答えいたします。

森町のごみ収集は、ステーション収集を基本としており、設置場所の選定と管理は町内会にお願いしております。町内会のご努力によってほとんどのステーションは清潔に保た

れ、おかげさまでごみ収集は円滑に行われております。本年6月から7月にかけて環境課がステーションの状況について実態調査を実施しております。町内には大小合わせて631カ所のステーションがあり、大きさ的には中規模のものが462カ所、73%、材質的には鉄製が550カ所で87%を占めます。かごを置かないステーションも64カ所ありますが、ごみネットを活用しながら猫やカラス対策を講じております。かごを置かない地区は、本町地区や御幸町地区が多く、かごを設置する場所や景観上のことがあって置いていないと伺っております。かごの状況についても修理が必要と思われる箇所は3カ所でした。恐らく平成18年度に現行のごみ分別に移行してから町内会で整備されたものだろうと、そのように思われます。

ご質問のかごの容量不足は、指定日以外のごみを出したり、ルール違反のごみ袋が残っていたりすることが原因となっている事例が多くあります。環境課が実施した調査の結果を見ますと、大方整備が進んでいると思っておりますが、形あるものはいずれ壊れることになりますので、更新時には補助制度の創設等をしながら、町内会の負担の軽減を図ろうと思います。長期的には多額の費用を要しますので、町内会のご意見も諮りながら、実施に向けてまずは基準づくりを進めたいと思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○7番（西村 豊君） 町長の答弁の中で、前向きに考えますと、それからまた鉄製の

のでありますから壊れるということで、それも検討しようということなのでありますね。

私自分のことでやっているわけではなくて、あるおばあちゃんから電話が来まして、ごみステーションのかごをつくってほしいのだと。おばあちゃんどうしたのと言ったら、今ネットをかけて、シートかけてネットかけるのだと。そしたら、若いときはよかったのだけれども、年とったらそれができなくなったと。そうすると、町内会の人方に迷惑かけるので、一緒に出せない時間帯があると。それからまた、シートをまくることができないと。そして、その後担当、担当は順番によって後片づけもするのでしょう。だけれども、それがだんだんとできなくなってきたのだと。それで、もしかごが安いものであればつくりたいのだと。それは個人で使うものなのかい、いや、そうでないのだと。どここの町内会の班で使うのだと。班ということは何人かの人です。そうしたら、おばあちゃん、どうして自分でつくるのと言ったら、いわゆる今のことが困っているので、これからまた冬になると雪をかいたり、いろんなことをしなければならないのだと、年とったらできないというような話をされました。

それから、大分前なのですがけれども、やはり同じように町内会に寄附すると。寄附するので、つくってほしいという方もおられました。自分で寄附ですから、これもまた大きなかごですから、何十万単位の寄附なのです。でも、このようにして補助金があれば、もっと個数をつくって寄附したいという方もおられます。

長万部町では実際にやっています。4万円を限度として2分の1というのは、これは長万部なのです。調べましたらたくさんやっているところがあります。先ほどから同僚議員が予算の問題、補助金の問題、そういう話しされております。ごみステーションのかごは町民全部が使うのです。皆さんで使っているのです。こういうものに補助金を出すべきだと僕は思っています。先ほど同僚議員が貯金を崩してまでやれと、それが町民に喜ばれる政策だという話もされていまして、町長、今12月ですからもう来年度の予算組みする時期です。ぜひこういうものは来年度の予算の中に実行していただきたいと。それで、今回おばあちゃん待っていれと、今つくるのおばあちゃんちょっと待っていれ、ひょっとしたら来年になったら予算つくかもわからぬから、今年の冬我慢して出しなさいというような話ししました、僕は。年金生活しているのです、このおばあちゃん。だけれども、ごみをその辺に置いてカラスや猫につつかれたりすると近所の人方に迷惑なのだと、そういうような話もされていまして。ぜひ補助金制度、もしくは町でつくる、つくって支給するということになればまだいいでしょう。町民は喜ぶことと思います。でも、なかなか先ほどから補助金の問題も出ていますので、そう簡単にはできないでしょうけれども、これは全町民が使いますから。ということで、もう一度町長の考えを聞きたいと思いますので、お願いします。

○町長（梶谷恵造君） 西村議員の再質問にお答えをいたします。

非常に心温まる思いやりの深いそういう方のご意見を本議会にご提案をいただいて、大

変ありがたいことだなど、そのように思っております。先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、このごみに関しましては町内会の方々に非常にお世話になって、町の中がきれいに保たれていると。本当に感謝申し上げなければなりません。先ほどの1回目の答弁でも申し上げましたけれども、まずごみステーションが置けない場所も中にはございますので、そういった部分も含めまして町内会の中でもいろんな種類のステーションが設置もされておる。そういった今後の形、こういったものがないかというものも含めまして最悪全額補助と、そういったことも視野に入れて、そして取り組んでいきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○7番（西村 豊君） 町長から全額補助もというような話も聞きました。ぜひ新年度からそのようにいけるように町長頑張ってください。貯金おろしてまで、使ってもいいのだから。何も町民怒らないから。頑張ってください。

以上です。

○議長（野村 洋君） ごみステーションかごの設置についてを終わります。

以上で西村豊君の質問は終わりました。

昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、5番目、ワンストップサービスについて、要援護者世帯への除雪支援体制について、11番、小杉久美子君の質問を行います。

○11番（小杉久美子君） 初めに、ワンストップサービスについての質問をさせていただきます。

私たちが日常生活する上で、行政窓口でのいろいろな手続が必要になる場合があります。これは避けては通れないことなので、誰しもが必要になったときにはそれぞれの窓口へ出向かなくてはなりません。このとき1つの窓口で終わる手続もありますが、それに関連する手続が必要なこともあり、他の窓口へと移動しなければなりません。さらにはまた別の窓口へという場合もあり、利用する町民があっちへこっちへと窓口を回され、わかりづらく、不便を感じているとの声が届いております。行政では各窓口が条例や規則等に基づき分割された縦割りのシステムになっていることから、こうした不便でわかりづらいという声になっているのではないのでしょうか。住民がわかりやすく、利用しやすい何らかの改善が必要だと思います。例えば1つの窓口で関連する必要な手続全てができるというワンストップサービスの導入について町長の所見をお伺いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 小杉議員のワンストップサービスについてのご質問にお答えいたします。

行政におけるワンストップサービスとは、転居手続などの際にＩＴ機器やオンラインシステム等を活用し、１つの窓口で保険、医療、福祉関係、あるいは上下水道関係などの手続を一度に済ませることができる仕組みであると認識しております。ただし、先行自治体にあっても子供の転入学手続なども含めた全ての住民サービス手続を１カ所で完結できる自治体はまだ少数のようでございます。また、ＩＴシステム統合経費や窓口スペース確保、行政経験豊富な要員の配置などの課題も少なくないようでございます。当町では、現在戸籍窓口で転出入、転居、出生、死亡などの住民異動等の届け出種別ごとに医療、介護保険、年金、上下水道など他の業務部署でも必要と思われる手続についてお知らせするしおりをお渡しし、届け出漏れ防止に役立てていただくよう取り組んでおります。しかし、町民目線からは、ふだん来ることが少ない役場庁舎などでの諸手続は、議員ご指摘のとおり、不便でわかりづらいとの思いもあるものと考えております。直ちにワンストップサービス窓口設置とはまいりませんが、これからの検討課題とさせていただき、まずは各業務窓口同士の連絡、連携の仕組みを点検、強化し、届け出漏れ防止チェックシートなどの作成、共有化や想定される次の手続窓口への付き添い案内、高齢の方など移動が困難なケースには担当者がやってきて対応するなどの取り組みを考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○11番（小杉久美子君） ワンストップサービスの導入については、なかなか課題が多いということでありましょうけれども、この町民がわかりづらいという不満の声というのは、私3点ほどあるのではないかと考えております。1つは、住民は窓口に来て関連する手続き全てをまず理解していない方もいるのかなと。そういう方に住民が何の手続きを行いに来たのかという顧客目線に立って職員の対応、こういう関連する手続きがあった場合には、今町長も答弁の中にございましたけれども、手続きを集約して、今回の手続きに必要なものはこれとこれとこれが必要だという集約した一覧のものをまとめ、提示してあげることでまず町民は理解していただけるのかなと。まず、その理解をしてもらうということが1点。

それから、2つ目に、担当窓口の位置がわかりづらい。次はどここの窓口に行ってくださいと住民の方におっしゃっても、住民の方はその担当窓口を探さなければいけない。毎日毎日町民の方は出向くわけではありませんから、どこにどの担当課があるのかわかりづらい。その改善には、今担当窓口に表示しています案内看板というのですか、何々課何々係、その看板に番号をつけてはどうでしょうか。1番、2番という番号をつければ、次は何番の何々窓口に行ってくださいと言うと、町民の方も番号では見分けがしやすいのかなということでもあります。

それと、3点目、手続きの申請です。1つの窓口で必ず申請の記載が必要になってくるわけです。今1カ所で記載をして提出をして書類をいただく、また次の窓口に行ったら手続

の申請の記載をして提出と、そういう記載の負担が多分多過ぎるのかなと。どこまで行政改革できるかわかりませんが、この負担、申請書あるいは証明書のサイズだとかその様式の統一化ができないものかどうか。それができるのであれば記載の軽減が、町民の軽減がされるのかなと思いますけれども、その辺についてちょっとお聞かせください。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時07分

再開 午後 1時08分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えをいたします。

3点のうちですけれども、手続に関連する一覧、先ほど私からも申し上げさせていただきました。届け出漏れのチェックシート、これについて窓口に来てから見るのでは少しやっぱ理解度が遅いのかなと、そのようにも考えます。これを町の皆さん方に事前にわかりやすく理解してもらうような、そういった努力も必要なのかなと思います。方法については、ちょっと担当課と相談させていただきたいなと、そのように考えてございます。

また、窓口の表示方法なのでございますけれども、これにつきましては一応番号の表示はなされております。ただ、それがこのチェックシートには番号の記載がありませんので、

そういった部分につきましてももう少し町民目線に立った理解のしやすい表示、それからこのシートのあり方、周知の方法、こういったものが必要になるのかなと、そのように考えます。まず、これは早速担当課のほうに改善、もしくはもっと訪れる町民の方々にわかりやすくそうやって明記していきたいと、改善していきたいと、そのように思います。

それとまた、同じことを書き込む、当然氏名、住所等、これにつきましてはやっぱり何か方法がないかなと模索するところでございますけれども、今までなかなか取り組んでおられていない住基カードでしょうか、そういうものをふだんからきちんと届け出しておくことによってそのカードの提示があれば全て書き込みが省略される、そういった部分もございますので、もう少しこの辺につきましては、それを導入するのがいいのかどうかという議論もございます。個人情報の流出ですとかいろんなことがございますので、そこまでいかないまでも何がしかもう少し整理して、一度書いたものが全ての課で共有できるような、それが究極のワンストップサービス窓口というふうになろうかなと、そのように思いますが、少しでも役場に来てなるべく早く手続が省略するようにこれからも努力してまいりますことをご答弁させていただきたいと、そのように思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々ありますか。

○11番（小杉久美子君） 住民の利便性のために前向きに努力していただけるということですが、最後に1点だけお聞きいたします。

先ほども町長が答弁の中で申し上げておりましたが、高齢者の方、あるいは弱者の方が見えられたときに案内係の職員の対応の位置づけも検討して下さるということでした。

私もちょっとそのことが頭にありまして、いつか視察に出向いたときに、その町の窓口というか、入ってすぐのところに総合窓口というか、受付というのでしょうか、そういう位置づけで、デパートガールではありませんけれども、案内係の方がすごく笑顔で良い対応をして、今日は何しにいらっしゃいましたか、どんなご用件ですかという町民に何しに来たかという、そういう中身を聞いて、手続にはこういうところでこういう何かが必要だという説明、あるいはそこまで案内してくれるという、そういう対応をしている自治体もございました。総合窓口というのは、導入については本当にデメリットが確かにあるのです。

ですから、デメリットもあるのですけれども、メリットとしてもやはり住民にとっての利便性になるだけではなく、行政側の業務の効率化も図られるという両者どちらにも利点があることだと私は思っているのです。でも、やはりデメリットのほうが多いというか、なかなか大変で、費用面の関係やら、それから住民の情報の電子化やら、また庁舎のスペースなどのいろんな問題が起きてくるとは思いますけれども、せめて案内係の位置づけを弱者だけの対応なのではなく常時そこに置いておくというスタイルについての考え方を最後にお聞きしたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 最後の質問、3回目のご質問にお答えをいたします。

今現在総合案内所のスペース役場の中にはございませんが、住民生活課その他窓口にい

る職員につきましては、そういった部分で今現在そのかわりになるようにいろいろと便宜を図ったり、心遣いを見せて対応をしているところでございます。小杉議員おっしゃるように、できれば入り口入ったところに総合案内をしてくださるような、そういう方がいれば非常に理想的だなと、そのように思いますけれども、議員お考えのとおり、経費の問題、またそのスペースの問題、いろいろな課題がございますので、それは将来的な希望ということで私も考えてはおりますが、機会あれば、また経費的なものもクリアできるのであればそれは今後取り組んでいくという課題にさせていただきながら、今現在の状況をまず経費をかけないでもう少し高いサービスを提供すると、そういう目線に立ちながら職員に指導していきたいと、そのように思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ワンストップサービスについてを終わります。

次に、要援護者世帯への除雪支援体制についてを行います。

○11番（小杉久美子君） 2問目の質問です。要援護者世帯への除雪支援体制についてをお聞きいたします。

12月に入りまして本格的な冬を迎える季節になりました。雪が積もると高齢者にとっては除雪という作業の負担を強いられ、不安な時期となります。これは、北海道に暮らす人には当たり前のことではありますが、年齢が増すにつれ重労働の作業になっているのは明らかです。少子高齢化となり、地域だけでの支援が難しい状況になっていることから、何

らかの支援が必要と考えます。要支援者世帯の方にこの冬安心して暮らしてもらうための除雪支援体制についてどのようなお考えがあるのかお尋ねいたします。

○町長（梶谷恵造君） 2 問目のご質問にお答えいたします。

要介護者世帯の方がこの冬安心して暮らしてもらうための除雪支援体制についてのご質問であります。町といたしましても高齢者のみの世帯が増加し、除雪についてご苦労されていることと思います。町内会を初めとするさまざまなボランティア活動に取り組まれております町民の方々には、改めまして感謝を申し上げるところでございます。町では、現在森町介護予防地域支え合い事業並びに森町軽度生活援助事業として、65歳以上単身世帯、高齢者のみの世帯、身障者で日常生活に支障を来している方、介護認定を受けている方を対象に森町シルバー事業センターとの委託により 1 カ月 5 時間以内、1 時間 100 円の本人負担、町負担 1 時間 900 円でこれに対応しているところでございます。12 月 1 日現在 134 名の登録となっております。

地域等での支援でございますが、本年森町社会福祉協議会による取り組みといたしまして、小型除雪機貸し出し事業と運搬用軽トラックの貸し出し事業を実施するようでございます。貸し出し対象につきましては、町内会、またボランティア団体、町民有志等となっておりますので、これをご活用願えればと考えております。また、町といたしましてもこういったご紹介をするように考えてございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○11番（小杉久美子君） ただいま各介護予防の観点からシルバーセンターを活用しての除雪の取り組み等もしているというお話がございました。また、社会福祉協議会のほうでの除雪機の貸し出しというお話もされましたが、この社会福祉協議会の中に小地域ネットワーク事業というのがありまして、要援護者への除雪ボランティア活動があります。これが各地域それぞれで活動されていると思いますが、ボランティアの方も一年一年年齢を増し、活動が難しくなっております。また、少子高齢化のために新たな担い手が見つからないということで、協力者が年々減少しているという地域が多いということも聞いております。こういった中、高齢者が大雪の日には万が一の緊急時のとき玄関から道路までの生活道路というのが必要になってくるのではないのでしょうか。この生活道路の確保ができなければ万が一の緊急時には大変なことになるということで、この小地域ネットワーク事業で活動してきたわけですが、やはり行政としては有償ボランティア等も含めた何らかの支援体制、シルバーとかにも頼む、当然なことかもしれませんが、それすら皆さんにはまだまだ周知はされていないのかなと。今月12月1日に各家庭に配布されました広報もりまちですが、これを見ましても除雪作業にご理解とご協力をということで、除雪出動基準についてだとか除雪の優先順位とかのお願い事はありませんでしたが、要支援者への協力をお願いしますという記載がなく、とても残念に思っているところなのですが、こうした広報活動も含めまして、さらに町としてきちっと支援体制ということも考え

ていかなければならないのかなと思いますので、再度ご質問させていただきます。

○町長（梶谷恵造君） 小杉議員の再質問にお答えをいたします。

本当にこの冬の除雪、特にどか雪が降った場合の高齢者のみのご家庭、若い方がいない地域、そういったところの除雪体制には町としても非常に危惧をしております。また、そういったところの方々からは、町に対する何か支援策がないのでしょうかという、そういう問い合わせも何件か寄せられているようでございます。本来は小地域ネットワークですとか、いろいろな町内会の活動その他でもって対応していただけるのが一番望ましいことではございますけれども、やはり大雪が降る、そういった可能性もございますので、そういったときに町として緊急時には何らかの対応を考えていかなければならないと、そのように思っております。そういったときにきちんと連絡がとれる、そして町としても対応がとれる、そういった対策もしくは仕組みを庁内に一応きちんとした形でとっておきたいなど、そのように思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○11番（小杉久美子君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 要援護者世帯への除雪支援体制についてを終わります。

小杉久美子君の質問は終わりました。

次に、6番、鳥獣害対策の現状と課題について、尾白内1015番地町有農地について、3

番、宮本秀逸君の質問を行います。

○3番（宮本秀逸君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

まず最初に、鳥獣害対策の現状と課題についてということで質問いたします。近年野生鳥獣による農作物の食害や踏み荒らしなどによる被害金額は、年間200億円を上回り、全国的に広域化し、深刻化しております。収穫目前の被害は、営農意欲の減退、耕作放棄地の増加などをもたらし、これがさらなる被害を招く悪循環を生じさせるなど、被害金額にあらわれる以上の影響を及ぼしているものと考えられ、地域経済の存続を脅かす重大な問題と言われ、森町も例外ではありません。以下伺います。

1番としまして、鳥獣被害防止特別措置法のもとに被害防止対策を作成して対策を講じられていると思いますが、25年度の活動の実態、町内の被害金額について。

2番目、高齢化等によるハンター不足の対策としても鳥獣の捕獲、被害防止を目的とした自治体による鳥獣被害対策実施隊の設置が必要と思いますが、いかがでしょうか。

3番目、設置した場合の隊員の処遇はどのように考えられるか。また、国からの財政的な支援はどうなっていますか。

4番目、国、道も鹿肉の普及を進めていますが、町の取り組みについて、または町内事業者による取り組みについてあったら伺いたいと思います。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 宮本議員の鳥獣害対策の現状と課題についてのご質問にお答えを

いたします。

今年度の鳥獣被害対策の活動につきましては、森町鳥獣被害防止計画に基づき町と農協、
猟友会で構成しております森町鳥獣対策協議会において被害対策に取り組んでおります。
被害防止対策につきましては、ハンターによる見回りや町内7カ所に電気柵を設置して
おります。また、有害駆除対策につきましては、鹿46頭を駆除したところでございます。
町内における農作物の被害額につきましては、被害箇所が点在しているため正確な額の把
握はしてございませんが、数百万円に上る被害があったものと推察をしておるところで
ございます。

鳥獣被害対策実施隊の設置につきましてはですが、この設置につきましては現在活動して
おります森町鳥獣対策協議会との関連性もございますので、関係機関、団体等と協議の上、
設置の方向で検討してまいりたいと考えております。なお、鳥獣被害対策実施隊を設置し
た場合の隊員の処遇等につきましては、町長の任命により非常勤扱いとなり、活動にかか
わる経費については特別交付税で措置されることになっております。

最後の鹿肉の普及に対する町の取り組みでございますが、現在町による普及活動は行っ
ておりませんが、今後の鹿の駆除数の増加と国や道などの動向を見ながら調査してまいり
たいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○3番(宮本秀逸君) 答弁ありがとうございました。被害対策防止実施隊の設置については検討していきたいと、こういうお話でございましたので、ぜひこれはやっていただきたいなと、こんなふうに思います。必ずしも職員さんがやらなければならぬというようなことでもないことでありましょうし、民間から募るなり、募集するなり、いろんな形がございましょうし、そこら辺何が適当かということを考えながらやっていただきたいと思えますし、その身分保障もやっぱり今言われたように非常勤の公務員扱いということでございますので、それなりの保障等があるものと思われまますので、恐らく応募してくれる方もいらっしゃるのではないかという気持ちも出てまいりました。

ハンター不足につきまして、この質問につきましてはほとんど同じ内容を実は私23年の8月にやりました。そのときは今みたいな具体的な答えはいただけなかったのですけれども、今回すごく前向きにいただいたなと、こんなふうに思うわけでございますけれども、ハンター不足につきましては私が今さら申し上げるまでもなくて、極端に少なくなっております。その中で、熊駆除に向かえる人たちというのは本当に片手ぐらいしかいないということもハンターの方から伺いました。この人たちも恐らく数年以内に現役をやめざるを得ないみたいな人たちもいらっしゃいますから、その間に何とかやっぱりバトンタッチ、リレーしていかなければならぬというのがせば詰まった問題だというふうに私は感じておるのです。以前そういう問題意識持っておったら、宮本さん、あなたやったらどうかという話をされたことがあったのですけれども、私もできればやりたいなという気持

ちはあるのですが、なかなか体がついていかない部分がございますので、そこら辺は向かえないでいました。ぜひこれは真剣に取り組んでいただきたいのと、つい先日ハンターの方とお話ししましたらやはりその問題は強く懸念を持っておられました。そこで、なるべく早い時期にこれは取り組んでいただきたいと思いますし、また訓練していかなければなりませんし、その熟練に至るまでは相当の年月もかかるわけでございますから、そこら辺も考慮の上でぜひこれは設置にこぎつけていただきたいと、こんなふうに思います。

鹿肉の普及でございますけれども、例えば普及所なんかでも講師を呼んで講演会を開くなどのこともやっておりますし、いろんな角度で今この鹿肉に対する見方が変わってきております。1つは、私たちの考え方にもあろうかと思いますが、害獣と捉えての今回の質問なのですけれども、害獣とまた全く違った見方をしていきますと、町内産の鹿肉だ、町内産の鹿だと、森町産の鹿だという見方をしていきますと、一つの産物だというような捉え方もできるわけでございますから、一気にとは恐らくいかないでしょうけれども、これはやっぱり真剣に取り組んでいかなければならぬ問題だと、こんなふうに思います。聞るところによりますと、北海道全体では15万頭ぐらいが1年間に駆除すべき頭数だということも伺っておりますので、ぜひいろんな食べさせるグループなんかもありますので、そんなところに例えば話しかけるとか、いろんな角度からこの鹿肉を定着させていただければ案外それを保護するといった立場の人たちとも距離感が縮まるのかなと、こんなふうにも思うわけでございますので、そこら辺はぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それで、今お聞きいたしました設置のめど等につきまして、どのくらいの目標を持って
おられるか、そこら辺と鹿肉に対する考えをいま一度お伺いしたいと、こんなふうに思い
ます。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時35分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 宮本議員の再質問にお答えをいたします。

この鳥獣被害対策実施隊の設置の期日、目標につきましては、新年度をめどにまず目指
して取り組んでいきたいと、そのように思います。これは、できるだけ早目に取り組みな
がら、宮本議員ご心配なさっているようにハンターの高齢化対策にも将来的には寄与でき
るものがあるのかなと、そのように考えます。

また、鹿肉につきましても地域によってはいろいろと地域連携して協力している体制も
ございます。町としてこれを扱えるかどうかは今後の課題とはしながらも、そういった部
分についても地元でそういう肉が手に入ると、こういった鹿を処理するというのであれば
地元のそういう流通に対する部分にも働きかけをする必要が出てくるのだらうなと、その

ように思います。いろいろと関係する部分を連絡調整を図りながら、前向きに進めていきたいなと、そういうふうに思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 鳥獣害対策の現状と課題についてを終わります。

次に、尾白内1015番地町有農地についてを行います。

○3番（宮本秀逸君） それでは、2番目に行きます。尾白内1015番地町有農地についてでございます。

8月18日の大雨による被害は全町に及び、多大な被害をもたらしました。JRの姫川駅と東山駅の間で起きた土砂の流入する列車の緊急停車は、町有農地からの濁流による部分が大きいとされております。災害復旧については進められておりますが、この町有農地のあり方を考え直すことも必要と思われれます。以下伺います。

1番目としまして、この尾白内1015番地、18万6,350、ちょっとこれ書き方が間違っております。正確には18万6,350平米です。の町有農地の開発は町費で行われたのか、国営駒ヶ岳畑地帯総合土地改良事業費で行われたのか、これがまず1つです。

それから、2番目としまして、この町有農地の位置や地形等から考察しますと、受益者負担金の返済が終わる年度をめぐりにもとの山林に戻すことは考えられないかということでございます。

以上、伺います。

○町長（梶谷恵造君） 宮本議員の2番目のご質問にお答えいたします。

ご質問の町有農地につきましては、国営駒ヶ岳畑地帯総合土地改良事業により国費において造成された農地でございます。

また、8月の豪雨による上部の傾斜部分の農地から大量の濁流が下方の沢に流出したところであります。その防止対策といたしまして、濁流の調整をするための排水施設の整備と沈砂池の設置工事を行っているところでございます。また、これらの対策によりまして大雨による濁流を軽減でき、その状態を維持することが可能となるのであれば山林への転用の必要性が薄れるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○3番（宮本秀逸君） 再質問いたします。

1点目の国費で造成されたということですが、この国費で行われた造成費用をまず教えてください。造成費用、かかった金額です。

この尾白内の町有地、それから姫川の町有地、旧森町内では2カ所が大きな造成になったと思います。そして、旧砂原町におきましても町有牧場がありますけれども、あそこの部分も町費でやったのか、国費でやったのかわかったらこれもまた教えていただきたいと思います。

なぜこれ知りたいかといいますと、当初のこの事業の予定額というのは30億以下でし

た。それができ上がりの状態で百二十何億に実はなったと思います。この負担金がおの
の町あるいは受益者に割り振られたわけなのです。ということは、この町有地の開発事業
費も当初事業予定額を膨らませた要因の一つなのです。それを受益者がやっぱり割り振ら
れたという形に実はなっているのです。そうしますと、それだけでなくこの畑かん事業に
対しましては、さまざまな問題が指摘されたり、返済に当たってのいろんな不平不満も出
てきたりとか非常に難しい部分が今ございますので、これから恐らく7年後ぐらいでしよ
うか、返済が全て終わるのを目途にこういった問題もきちんとやっぱり整理しておかなけ
ればならぬなど、こんなふうに思うのです。返済が終わるところになりますと、当然ながら
今度は維持補修の課題が出てきますので、さらに今度は加えて費用がかかるというような
ことになってまいります。どこまで膨らんだらいいのかということなのです。

この尾白内町有地に関しましては、国費でかかった部分、あるいは町で負担している負
担金の金額、そして維持補修にかかっている先ほど答弁がありました大雨災害等におきま
してかなりの金額がそこに費やされるわけでございますけれども、これまでに要した累計
額は相当な金額になると私は思っているのです。そして、あえてあそこに町有地を残す必
要があるのかと。あの町有地を借りていらっしゃる方がいらっしゃいますので、いきなり
返せなんてそんなばかみたいな話はできませんが、これからの町の経済的なことを考えて
いきますと、やはり考える一つの案件ではなかろうかと、こんなふうに思うのです。先ほ
ど同僚議員の質問の中で基幹センターの話が出てまいりました。それは経費がかかるから

という話だったのですが、この問題は恐らくそれに比しないくらい大きな金額が実はかかっていると思うのです。それを果たしてこのままの状態、ある意味うやむやの状態といいますが、私に言わせたらうやむやの状態で終わらせていっては絶対にならないと、こんなふう思うのです。そこで、今わかっている範囲、当時この事業に参画された方が何名役場でいらっしゃるかわかりませんが、そういった人たちがいらっしゃる間にこれはきちんとしておかなければならないと、こんなふう思うのです。そして、仕切り直しをして、やはり新しいまちづくりが必要だと、こんなふうに思いますので、今申し上げましたそこでかかった金額、わかりましたら尾白内、姫川、それから砂原地区の町営牧場、ここにかかった金額をぜひ教えていただきたいと。そして、この尾白内のことをお聞きしましたので、これが累計で今までに大体どのくらいになるのかということもあわせてお聞きしたいと思います。

そういった意味で、私は決して自分の今の立場からして農地を山林にするのが妥当だという、そういったむちゃな考えのもとにお話ししているのではなくて、果たしてそれがベターなのかどうかということをあえてやっぱり考えていかなければならぬ時期だろうというふうなことで申し上げておりますので、そこら辺をご理解の上、ご返答願いたいと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時45分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○副町長（片野 滋君） 私のほうからちょっと答弁させていただきます。

何点かご質問ございましたけれども、まず農地造成した尾白内、姫川、それから砂原の町営牧場、これにかかった造成経費というのは、これは国費の中で行われておりますので、その詳細についてはちょっとわかりません。後で確認してみますけれども、その費用はちょっと出てこないのではなかろうかと思っています。

それから、今質問の中に当初この事業については30億、たしか38億だと思いましたが、それでスタートしまして、25年の経過をたどって最終的にはたしか200億を超えたという、そういう事業費だったと思います。その計画変更がたしか3回か4回これは行われておりますけれども、これにつきましては当時の受益者の皆様から再度確認をとった中で事業を実施しておりますので、それについては最終的に200億の中の1割という部分が受益者と、それから町のほうの負担金という形で今支払っている状況でございます。

それで、事業の返済に対するいろいろな受益農家さんからの不満等も出ているというお話でございますけれども、あくまでもそれにつきましては事業者が了解しておった最終的な事業費に対する受益負担金ということで償還していただいておりますので、その後にか

かっている例えばいろいろな維持補修、維持管理に要する経費というものは、これは町で
やったり、また国の補助金等を導入した形の中で現在実施されておりますので、その部分
がさらに受益者に対して振り分けられるということには現在なっておりませんので、そこ
についてはご理解いただきたいと思います。

それと、今回の質問の尾白内の1015番地の農地でございますけれども、現状この18町歩
の中で現在農家さんが営農活動を行っておりますので、それを災害等の発生により耕作で
きないというのはまた一つ問題があろうかなと町のほうでも考えておりますので、何とか
今町長が答弁しましたように営農を続けた中で二度とこのような災害が起きないように対
策、これは多分にこれから治山的な事業も検討しなければならないと思いますけれども、
それらも考えながら、今後このような災害が起きないように対策を続けながら、さらにこ
こで営農活動を行っていただくということで進めてまいりたいと、このように考えており
ます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○3番（宮本秀逸君） 再々質問です。

そういった非常に古い問題でございますから、今さらそれを聞かれてもどうやって答え
るのだというような思いになられるかもしれませんが、やはり当時の、私もその一
人だったのですが、当時の説明で事業費がこれだけ膨大になったという説明は極めて曖昧

といいますか、明確な説明ではありませんでした。それは、事業者からの説明、事業何と
いうのですか、事業やった人、からの説明ではそうでした。そして、負担金が当初の予定
では幾らだったのですけれども、実はこういうふうになりますというお話をされたのです。
何でそんなに上がるのだというのが私たちいわゆる受益者と言われる側からすると、国で
それだけ計算して見積もったやつが何でそんな3倍にも5倍にもなるのだということで、
かなりなやっぱり不満だったのです。だけれども、判こを押してしまったのだもの、どう
しようもないだろうというのが最終的に行き着くところなのです、判こ押してしまったら。
当時は経済的にと申しますか、景気のいい時代もございましたので、水をかければすごく
いいものがとれるだろうと、この火山灰地だから。そして、早出しをすれば金額的にも間
に合うだろうみたいな安易な考えが私にもありましたし、そういった考えが多くの人たち
にあったと思います。ところが、時代がこうやって変わっていきますと、必ずしもそうい
ったもくろみどおりにはいかないというようなことにもなってまいりましたし、思った以
上の負担だというような人たちもかなり出てまいりました。それは、この森町の農業を見
れば一目瞭然だと思うのです。あれだけ牛屋さんがあったのが今は3件か4件かそこらな
のです。それだけやっぱり変わっていつているのです。牛屋さんが特に多く設置したので
す、牧場に水をかけるのだというようなことで。それがかなりな重荷になってしまってい
るというようなことなのです。そして、使われない場所が多いと思いますけれども、砂原
の町有牧場みたいに利用頻度の少ない箇所も出てくるというようなことになってきました

から、誰もそれは恐らく考えなかったと思うのです。

今さら後戻りできないことはもちろんわかっていますので、もとに戻れなんてそんなばかな考えは持っておりませんけれども、これだけの金額をあえて負担する形になったわけですから、そこら辺の精査といいますか、それは今それこそ副町長はそのときからよく内容はご存じだと思いますけれども、そういったことをやっぱり精査しておくべきときだと思うのです。それをあえて我々がこれまで払ったのは役場でそんな要らない町有地開発したからだ、その分をこっちに返せみたいなそんな暴論には発展していかないと私は思いますけれども、やっぱりそこら辺はきちんとしていただきたいなと、こんな気持ちで私は強いのです。

そして、先ほどＴＰＰの話もちっと出たあれがありましたけれども、これだけ今変わろうとしているときにです。変わろうとしているときにやはりふんどし締め直して再出発を期さなければならぬという農家自身、１次産業の人たちから考えますと、やはりどこでどう仕切り直ししたらいいのだみたいな思いが本当にいろんな人にあると思うのです。先ほどの鹿の被害もそうですけれども。そんな中でやっぱりあやふやにしていってはならぬと、こんなふうに思うのですけれども、ですからちょっとざっくばらんに大ざっぱに考えただけでもあの尾白内の町有地にかかった費用、それから費用対効果から見ますと、農産物の収穫高というのですか、それと費用を差し引きやってみますととんでもないぐらいの赤字の事業なのです。とんでもない赤字事業です。これほどの赤字事業はないというぐら

いだと私は思う。それがだけれどもずっとこのままに、問題をそのまま放置されてきました。それは、どこかに時点でやっぱりやっていかなければならぬだろうと、こんなふう思うのです。恐らくこの問題に関して真剣に首を突っ込まない受益者の方たちもいらっしゃるかもしれませんが、世代がかわったりもしておりますので。だけれども、やはりあえて放っておく問題ではないだろうと、こんなふう思うのです。そういった意味で申しあげましたので、もう一回答弁をお願いします。

○副町長（片野 滋君） ただいまの再々質問に対して答弁させていただきます。

ちょっと答弁になりますかどうか不安でございますが、恐らく35年ほど前のこの事業のスタートだと思います。当然今議員がおっしゃったとおり、その当時と現在の農業というのはやはり大きく変わってきているものと私も考えております。ただ、当時のこの事業を考えたときのそのときのいわゆる政策、国も含めて、町の政策も含めてそれを今私が否定することはちょっとできません。やはりいろいろ考えてのこの事業の実施だったろうと考えております。

ただし、今これが現在の中においてこの事業をどうやって生かして、これを本当に利活用した中で森の農業を展開していくかということが私たちの今のやるべき姿だと思いますので、その辺につきましてはさらに農業団体等、また農家等も、受益者も含めてこれからの森町の農業の展開をどうしていくのだと、この水をどう活用していくのだということを本当に精査していかなければこの事業の意味がなくなってしまうので、さらにそうい

う面を考えて農業展開、農業政策を行ってまいりたいと、このように考えております。確かに当時のかかったこの膨大な費用に対する今の効果というものは、本当に達成できるものではないと思いますけれども、さらにそれを縮減するような方向で考えてまいりたいと、このように思っております。

私からは以上でございます。

○議長（野村 洋君） 尾白内1015番地町有農地についてを終わります。

3番、宮本秀逸君の質問は終わりました。

次に、7番目、防災対策について、東秀憲君の質問を行います。

○14番（東 秀憲君） 議長、ちょっとお願いがあります。町長答弁について立ったままでよろしいでしょうか。許可をお願いいたします。立ったままで町長の答弁を、座ってではなくて立ったままでよろしいですか。

○議長（野村 洋君） どうぞ。

○14番（東 秀憲君） それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

防災対策について。町長は、今年度の町政執行方針の防災行政の中で、災害の未然防止や災害発生時の初動態勢、的確な応急対応など総合的な地域防災体制の確立を図ることが必要であると、そのように述べております。また、町民や職員を初め各関係団体、町内企業への防災意識の高揚を目指し、いざというときに対応できる体制づくりのために各種研修会や防災訓練、イベントなどの事業を展開してまいりますとうたっております。以下町

長に伺います。

(1)、防災意識の高揚のためには避難訓練の実施が一番効果のある防災教育になります。毎年駒ヶ岳噴火や地震、火災、津波等を想定して、マニュアルに基づいた全町的あるいは総合的な訓練が大事であるにもかかわらず、町の訓練がなされていないのはなぜだろうか。

(2)、平成22年7月に全世帯7,503戸を対象に地震、津波に関する意識調査を行っておりますが、当時回収はわずか116戸、回収率1.5%でした。再回収することを約束していたので、最終的に回収率は何%になったのか。また、新しい防災計画にどのように反映されたのか。

(3)、町民から森地区にある屋外の防災行政無線放送は聞こえません、また聞きづらいつとの声をたくさん耳にいたします。過去に一般質問や常任委員会でも屋内用個別受信機の設置について議論をされてきました。年次的な設置計画を立て、整備する考えはありますか。

以上です。

○町長(梶谷恵造君) 東議員から防災対策についてのご質問をいただきました。ご質問にお答えいたします。

1点目のご質問についてですが、避難訓練につきましては森町といたしましても防災意識の高揚、災害へのふだんからの備えなどの観点から常にその必要性和継続性を強く感じ

ているところでございます。平成25年度におきましては、森町地域防災計画及び駒ヶ岳火山噴火市町相互間地域防災計画の見直しを行っている最中でございます。また、平成26年度におきまして地震津波避難計画の策定を検討しておりますので、次年度以降それぞれの計画に基づき、駒ヶ岳噴火や地震、津波を想定した避難訓練の実施を計画してまいりたいと考えております。

2点目のご質問についてですが、平成23年7月に実施しました地震、津波に関する意識調査は、東議員ご指摘のとおり、116世帯からの回答となっております。回収率としては芳しくなかったため、昨年6月から11月の間におきまして再回収してございます。最終的には334世帯からの回答を得ており、回収率は4.45%となっております。

このアンケート調査の目的といたしましては、地震及び津波に関する意識調査ということで実施されております。したがって、地震、津波、火災等における住民の避難行動の傾向や情報入手の手段、避難の際に不安に感じることなどを調査の上、今後の防災対策の検討をするために活用することを想定しておりますので、ご理解いただければと思っております。

3点目の質問でございますが、森地区における防災行政無線の屋外拡声器につきましては、以前から聞き取りづらいとのご指摘がございます。現下におきましては、防災行政無線による放送を行う際にはゆっくりと話す、また放送文は簡潔にするなどの配慮をし、より聞き取りやすくなるような工夫をしながら運用することを心がけているところでござい

ます。

個別受信機の設置につきまして年次的な計画を立てて整備する考えがありますかとのご質問についてでございますが、設置の手法といたしましては防災行政無線の全面更新、または森地区全世帯へ個別受信機を設置する、どちらかの手段を講じることが考えられます。平成23年度に更新いたしました防災行政無線操作卓を省く設備全体の老朽化も勘案しながら、全面更新、または個別受信機の設置を行った際のメリット、デメリットについても慎重に検討していかなければなりません。いずれにいたしましても、多額の事業費が必要となることから、本格的な整備を考えることにつきましては財源の確保等も含め綿密な検討を加えた上で計画を立てる必要があると考えておりますことを申し上げまして、答弁いたします。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○14番（東 秀憲君） それでは、3点について再質問させていただきます。

1点目は、ただいまの町長の答弁ですと、平成25年度の地域防災計画あるいは平成26年度の地震津波避難計画の策定が終わった後に計画に基づいて避難訓練を実施していくと、そのように私は理解したところであります。町長、災害はいつ発生するかわかりません。計画は計画として進めるべきだと思いますけれども、しかし避難訓練の実施、これは防災計画に優先して行うべきだと、そのように私は判断しております。その訓練からいろいろ検

証がなされ、課題や問題点が見えてこられます。それらをそれぞれの計画に反映したほうがより充実した防災計画となるはずです。3.11から2年連続で庁舎内職員の初動行動、あるいは町内会や関係団体等の連携をとった避難訓練は一度も行われておりません。避難訓練の実施は、最も重要な防災教育であります。早急な取り組みについてお願いをいたします。

2点目について再質問いたします。平成22年7月に実施しましたアンケート調査の回収不足による再回収は去年実際に行われまして、ただいま町長が答弁した334戸、4.45%の回収率であったと、そのようなお答えがありました。約7,500戸に配布して、わずかこのような数字です。アンケート結果を今後の防災対策に活用するとの説明がありましたが、どのように防災計画に反映されたのかお聞きしたいと思います。

それから、3点目について、森地区の屋内用個別受信機の設置については、去年の12月会議において同僚議員が同じような質問をいたしております。そのときに町長は、一番危険率の高い駒ヶ岳噴火に近いところ、あるいは海岸線に近いところから許される範囲で設置を基本的に考え、国の手だてや機会を捉えまして早期に全戸へと考えておりますと、このような答弁がされております。ただいまの話では後退した答弁に私は聞こえました。改めて設置計画について再度お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時11分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えさせていただきます。

防災の訓練についてでございますけれども、東議員おっしゃられるようにやはり具体的に動いたときのことというのが非常に参考になる、そういった部分は私どもも理解をしております。ただ、今現在大規模な訓練となりますとある程度のルールづくり、もしくはきちんとした計画が必要ではないかなと、そういうふうに考えてございます。私が申したのはそういった部分からでございます、今年実はある町内会さんで実際に自分たちで訓練をしてみた。その結果やはり町内会としては足りない部分、そういったものが見えてきたと、そういうご報告も私お伺いしてございます。そういった部分では町内会単位でありますとか、地域単位でもって実際の訓練をする部分には町としても協力をしながらこれは取り組んでいただければ大変ありがたいことだと、そのように思うところでございます。

ただ、大きな規模の本当に駒ヶ岳が大規模な噴火したと、そういった大規模な災害の避難訓練につきましては、やっぱり自衛隊ですとかいろんな体制を整えた中で訓練をする必要がございますし、そういったときにはきちんとした計画がなければこれは効果的なそうい

った避難訓練にはつながらないのだと、そのように思います。ただ、いずれにしても重要な部分は認識をしながら、いろんな面で防災意識を町内に植えつけていきたいなと、そのように考えております。

そしてまた、2点目のアンケート結果はどこに使っているかと、採用しているかという部分につきましては担当課のほうから答弁をさせますので、私3点目について若干触れさせていただきます。昨年の12月の答弁で、まず危険区域から整備をしていきたいと、そういうふうに申しておりました。これは私も言いましたけれども、全体的にそれにつきましてはアナログの機械だと、そのように思います。先ほど第1回目の答弁で申させていただきましたのは、全体的に個別受信機のことを考えた場合にやっぱりアナログで整備するわけにはいかない。今後デジタルとして整備を考えていかなければならないことですから、そういったことも踏まえまして昨年申し上げた答弁とちょっと趣が変わりましたけれども、町全体のこととして捉えて整備を考えていったときにはやはり一気に全てを交換するか、もしくは今ついていない森地域全域を設置するかと、そういう2つに1つの選択になるかなと、そのように思います。できれば予算的な措置ができるのであれば全域を一遍に交換しながら、みんなのそういう連絡、伝達体制、初動態勢に備えたいなと、そのように思うところでございますけれども、今現在はなかなかその手だてが難しい、そういうふうに思っております。

私からはこの2つについて答弁をさせていただいて、2点目のアンケート調査の結果の

細部については担当課のほうより答弁をさせます。

以上でございます。

○防災交通課長（落合浩昭君） 2点目の質問についてお答えいたします。

アンケートの回収についてなのですが、これにつきましては平成23年度に森町独自で作成いたしましたハザードマップの説明会を各町内会に訪れて実施してございます。その際に町内会のほうへ再度アンケートの調査を依頼いたしまして、お願いの上、回収して最終的にこの数字になったということでございます。

地域防災計画への反映の仕方ということでございますけれども、先ほど町長のほうからお話ありましたとおり、このアンケートにつきましては地震、津波に関する町民の意識調査ということでございまして、その当時どちらのほうにいたのかだとか、情報の入手先についてはどこから入手したのかだとか、避難する際に心配だったことについてはどのようなことであったかなどという部分について伺ったものでございます。地域防災計画への反映ということではなしに町民向けの訓練の仕方だとか、意識づけの仕方だとかの施策の参考にするために実施したものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○14番（東 秀憲君） それでは、総括して1点だけ再々質問させていただきます。

町長は、選挙公約の中で6つのテーマの中から第1番目に災害に強いまちづくり、それ

を掲げております。3.11から約2力年の時間が経過しており、だんだんと住民の防災意識、危機意識が薄らいでいるように思えてなりません。そういうようなことから、防災意識や危機意識の回復のためにも改めて駒ヶ岳噴火、津波等を想定した町の早急な避難訓練の実施は大事だと思います。防災行政は、迅速な対応が求められております。ぜひ役場庁舎内の職員の初動行動から避難訓練を起こしてほしいと。先ほど町長が説明しました自衛隊も含めたそういう大規模でなくても、職員の初動行動のそういう経験も大事だと思いますので、ぜひ実現してほしいと思います。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 東議員のご質問にお答えいたします。

非常に訓練については重要だと私も認識をしてございます。また、地域の防災対策に対する意識の高揚、これは防災士の育成、それからたくさんの講習等も含めましてどんどん意識を高めていきたいと思っておりますし、もちろんいつ起こるかわからない、起きたときにまず我が身を守る、それから地域、そばにいる方を助けると、そういったことが必要になってまいりますので、職員の意識高揚についても何がしか訓練の計画を立てながら取り組んでいきたいと、そのように申し上げまして答弁いたします。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 防災対策についてを終わります。

東秀憲君の質問は終わりました。

2 時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 2 時 1 9 分

再開 午後 2 時 3 0 分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、8 番目、教育委員会の制度改革と学力テストの公表について、消費税増税と福祉政策について、特定秘密保護法の町民、自治体への影響について、9 番、堀合哲哉君の質問を行います。

○9 番（堀合哲哉君） では、教育委員会の制度改革と学力テストの公表について1 問目としてお聞きしたいと思います。この答弁者として町長と教育長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

中教審教育制度分科会で教育行政の執行権限を首長にするなどの最終答申案を示しましたが、これでは教育の政治的中立が確保できないと考えますが、見解をお聞きしたいと思います。

また、文部科学省は、来年度の全国学力テストの実施要領を公表し、みずからが設置管理する学校の状況についてそれぞれの判断において公表することは可能と学校別公表を容認しました。学校別公表をいたしますと、いわゆる学力テスト偏重がかなり進みまして、

テストによる点数競争が始まります。さらに、点数の悪い学校は、教師の差別、選別へと道が開かれます。今求められているのは、基礎学力、読み書き計算、そしてそれをもとにした豊かな教育を保障することが今大事なことだと思いますが、教育長の見解をお聞きしたいと思います。

以上です。

○教育長（香田 隆君） 教育委員会制度の改革と学力テストの公表についてということ
で堀合議員さんのご質問にご答弁させていただきます。

まず、ご質問の教育委員会制度の改革でございますが、中央教育審議会は本年4月25日に文部科学大臣から今後の地方教育行政のあり方についての諮問を受け、審議を重ねて、10月11日付で中央教育審議会教育制度分科会より審議経過報告がなされました。この報告書の中では新しい教育長及び教育委員会の制度の方向性については、教育長を公立学校の管理等の教育行政の責任者とする、教育委員会は責任者となる教育長の事務執行について教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保の役割を果たすとともにチェックを行うという条件のもとで教育長及び教育委員会の位置づけを中心に審議を行ったものであります。

新しい教育長及び教育委員会の制度の方向性として、首長を執行機関とし、教育長、教育委員会を首長の附属機関とするA案、教育委員会を執行機関とするが、現行よりも権限を縮小するB案の2つの案が検討されております。いずれの案も首長が教育長の任命、罷免もできることになるという案であります。堀合議員から教育の政治的中立性が確保できな

いとのこと指摘がありますが、改正案は首長が執行機関のＡ案、教育委員会が執行機関だが、限定的な権限のＢ案の２つが検討されており、このような状況の中では教育の政治的中立性が確保できないと危惧される見解や報道もあります。制度といたしましては、現行の教育委員会制度よりも首長の意向が反映されやすい制度になるというふうに考えております。

次に、学力テストの公表についてであります。文部科学省は11月29日、来年度の全国学力・学習状況調査から市町村教育委員会の判断で学校別の結果を公表できるように実施要領を改定するとの発表がなされました。従来市町村教育委員会においては、学校別結果の公表につきましては過度の競争や学校の序列化につながる懸念などからいたしておりません。また、各学校の結果につきましては、学校の判断により学校だより等で保護者への説明ができるということになっております。森町全体の結果につきましては、教育広報「もりの教育」でお知らせしているところであります。私といたしましては、今までの公表の方法を踏襲していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○９番（堀合哲哉君） 最初のほうのいわゆる執行権限をその市町村の首長にするのだということでございます。今教育長は、Ａ案、Ｂ案というふうなお話をされましたけれども、

大勢的にはもう首長が教育長、教育委員会を指揮下に置くような体制という方向性は私は固まっているというふうに見ております。首長権限が強くなる、いわゆる政治的中立が守られるのかという部分で再質問をさせていただきます。

今中教審の教育制度分科会で話し合われている内容の中でちょっとお話をさせていただきますが、今森町には5名の教育委員がいらっしゃいます。教育の大綱方針などは首長が決定してまいります。そこへのチェック機能を働かせるだけの話で、大綱違反、いわゆる政治的介入、これも勧告しかできません。勧告しかできないということは、首長はそのとおりだと認める必要もないということなのです。そうしますと、皆さん思い出してください。前町長が我々の前に「こども武士道」という本を示したのはお忘れではないと思います。あれは教育委員の方たちが考えた話ではない。当時の町長がこれを子供たちに差し上げるのだと持ち出した話なのです。でも、経過を見たときに教育委員会の職員、あるいは教育委員の皆さん、本当に頑張ってくれたと思います。そういうむちゃくちゃなことをするなということを言われて断念していきます。ところが、首長権限が強化されると、そういうわけにはいかない。梶谷町長のことを指しているわけではありません。気分悪くしないでください。梶谷町長なら安心して委ねられると思いますけれども、でももし本当にひどい人になった場合、ひどいという表現も悪いのですが、一般常識から外れる人になったらそういう事態も生まれますよということなのです。その面の危惧が1点。ですから、教育委員会としては、もちろん国の機関で決めてしまえばもう教育委員会が声出せる話ではな

と思いますけれども、そのような形は私はとるべきではないということがあります。

もう一つとるべきでないという話の中で、実は今の制度できたのは戦前の反省からできたのです。戦前の全体主義、いわゆる戦争、戦争へ進む道の過程の中で子供への教育も戦争一本の教育をした。そのような教育の反省から今回の教育委員会制度が生まれて、現在に至ります。ですから、戦前あの戦争で生まれた反省からつくられたこの制度が首長の権限を増すことによってその時代への逆戻りを図られるだろうと、私はそのように危惧をしております。私が今お話をしている内容で教育長がぜひお話しできるということがあればというよりも私はこの点から梶谷町長にお聞きしたい。今首長でございます。教育委員会は、独立機関で今教育に携わっていただいております。教育行政というのは、教科内容への介入なんかいたしません。指導方法へ介入もいたしません。今ある小中学校の子供さんたちが豊かな学力をつけるために教育委員会あるのです。そのために学校校舎を新しくしてあげたり、父母の負担を軽減してあげたり、学習環境を整えてあげる、これが教育委員会の姿だと私は思っております。また、森の教育委員会は教育活動に介入したという例は今まで余り聞いたことございませんので、そういうことをされていないということで私も安心しておりますけれども、ぜひそういうことも含めて今の教育委員会制度、首長がトップになって教育委員会を指揮監督というか、指揮権を持つのですが、この辺についての梶谷町長の私見で結構でございます。町の代表者ですけれども、この問題というのは町長自身がお考えになっている教育部分にかかわりますので、ぜひご見解をお聞きしたいなとい

うふうに思います。お願いします。

○町長（梶谷恵造君） 堀合議員からご質問をいただきました。お答えをいたします。

教育委員会の制度改革についてでございますけれども、私も若干首長によっては教育にも政治的な指導を要求される方と、また中立を守れる方がいると思います。その時々によってこういった部分は否めないときがあるのかなと、そのように思います。ただ、そういった中におかれましても教育に強制力を持たせる政治的なかわりを持ち込むということにつきましては、先ほど教育長の答弁の中にもございましたように首長の意向だけが強く反映されるということについては非常に危うい、そういった思想を主導する危険が考えられるというふうに私も思います。心配をする一人でございます。そういった観点からは、今回のいろいろな制度が改正されて首長が教育長の任命も罷免もできる、そういうふうな方向性になったとしても、私としては将来の森町を担う子供たちについて自分から自発的にひとり立ちできるような教育の指導をしていただきたいと、そういうふうに願う観点から、組織的には別になっても従来のようなある程度独立した、そして中立を確保できるような、そういう委員会の体制であるべきであろうと、そのように思っております。今後もしそのような形になったとしても、きちんと距離を置きながら連携をとって教育に協力していく所存でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○９番（堀合哲哉君） 先ほどの質問で学力テストのことをちょっと言いそびれたもので
すから、再々の中でお聞きしたいと思います。

今梶谷町長からお話いただきましたので、町長の考え方として受けとめてまいりたいと
思います。

それで、学力テストなのですが、実は森町では教対協という組織がございまして、長い
間、相当の年数だと思うのですが、その事業として学力テストというのを根づかせてき
ました。それは、多分知能テストと学力テストをセットで行われているはずです。文科省
が進めているこの学力テストというのは知能テストございません。学力テスト一本でござ
います。だと思うのですが、私以前にもこの議会でお話ししたことあるのですが、文科省
の学力テストに参加する、しないというのは、もう各市町村の自由ですよというふうにな
っているはずでございます。教対協でしっかり学力の検査やっているわけですから、二重
にも三重にもやる必要ないだろうというのが率直な私の考え方なのです。余りテスト、テ
ストでいきますと、子供たちというのは萎縮するといいますか、テストの成績が上がらな
ければみたいなことだけに熱中してしまって、やはり学校の学習そのものの楽しさ、それ
が失われていくのではないのか、私はそのことの懸念のほうが強いのです。テストをやると
序列ができるのです、100点から零点まで。そうすると、いわゆる人格までテストの点数
によって決まってしまう。そういう学校には絶対なっていない。だから、テス
ト万能で尻たたいても決してよくない、私はそのように思っております。ぜひ教育長にお

願いたいのですが、森の教対協の主な目的は、私は基礎学力を十分つけるということに主眼を置いているなど。以前教対協にも参加させていただいたときの計画見ましてもそのとおりだったと思います。その後大分外れておりますけれども、ぜひ豊かな教育を身につけさせていただきたい。これは情操教育も全て含みます。そういう森の教育にしていきたい。ですから、今の状況、全国共通の学力テストというのが一番いいことなのか、地域でやっている今までの地域の伝統とも言える学力テストそのものがずっと継続していったほうがいいのか、両方とったほうが一番いいと教育長言うかもしれないけれども、両方とっても決していいことはありませんので、この辺で決断をしていかないといけない時期には来ているのではないだろうかと思うのですが、いかがなのでしょう。

以上でここの部分の質問を終わらせていただきます。

○教育長（香田 隆君） それでは、お答えをさせていただきます。

教対協の学校教育部の中でも知能検査と、それから学力テストということでセットですと行ってきております。今回の教育行政執行方針の中で教対協の見直しということの中で私もその辺については十分お願いをしながら、今見直しをしていただいて、だんだん体制的にもできてきておりますので、あれなのですけれども、教対協でやっている学力テストと文科省でやっている今の全国共通の学力テストはちょっと意味合いというか、ニュアンスが違いますので、教対協でやっているのはいわゆる子供たちの持っている能力、森町の子供たちが持っている能力が本当に能力どおりに発揮されているのかというところを中

心に研究、それから分析をしていただいておりますので、それはぜひ大事にしながら、やっぱり森町の子供たちが持っている能力を十分に引き出してあげれる教育体制をつくるということが教対協の学力テストの一つの大きな目的でありますので、それについてはこれからも十分に吟味をしながら、より良い方向へ進めていきたいというふうに考えております。

それから、全国学力状況調査につきましては、公表の問題は先ほど申し上げましたけれども、やはりなかなか難しい問題が森町でもございます。小規模校もありますし、ですから公表の仕方については本当にいろんなことに注意をしながらしていかなければならないというふうに思っておりますので、私としては今のところ現在の方法で公表していきたいということでは考えております。ただ、全国学力調査のほうにつきましては悉皆調査ということで実施要綱にもうたわれてきておりますので、その辺はいろんなご判断がありますがけれども、今のところはその形の中で進まざるを得ないのかなというような形では考えてございます。

ただ、私いつもいろんな会合で申し上げるのですけれども、やっぱり学校というのは子供たちにとって心のよりどころ、そして楽しいところでなければならないというふうに思っておりますし、そのことをぜひ森町の学校でも各学校でつくっていただきたいということで先生たちにもお願いをしております。ですから、その趣旨を十分に各学校で生かしていただけるような形でのいろんなテストのあり方、それから学校の活動の進め方、そん

なことをお願いしながら、これからも進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(野村 洋君) 教育委員会の制度改革と学力テストの公表についてを終わります。

次に、消費税増税と福祉政策についてを行います。

○9 番(堀合哲哉君) では、2 問目で消費税増税と福祉政策について質問をいたします。

安倍首相は、社会保障財源確保のためにと来年4月からの消費税8%への増税を表明しました。本来消費税の逆進性を考えるならば、生活弱者への大きな負担で社会保障財源を賄うことは本末転倒であります。労働者の賃金や年金も引き下がり、食料品や灯油、ガソリン等生活必需品は値上がりしている現状での消費税増税は、町民の暮らし、地域経済に深刻な打撃を与えることになると思っております。このことについて町長にお聞きしたいと思えます。

1 点目、消費税増税による町民への暮らし、地域経済、自治体財政への影響についてお聞きをしたいと思えます。

2 点目、町民生活や地域経済を守るための新年度予算への考えをお聞きしたいと思えます。特に福祉政策の充実についてのお考えをお聞きしたいと思えます。よろしく願いいたします。

○町長(梶谷恵造君) 消費税増税と福祉政策について堀合議員のご質問にお答えいたします。

1点目の消費税増税についてですが、昨年8月に社会保障と税の一体改革関連法が成立し、その中で消費税は平成26年度から8%に引き上げられることは町民の皆様も既にご承知のことと思います。これに伴い、住宅建設や自動車などの購入を前倒しした駆け込み需要の状況などが報道等で取り上げられておりますが、これらは暮らしに与える影響が大きいと判断しての現象だと考えるところでございます。景気低迷が続く中、生活必需品の値上がりや増税は、一般家庭において厳しい状況だと推察されますが、これらをカバーできるような社会保障の充実と景気回復の政策を国みずから展開することを強く望むものであります。

また、自治体財政への影響ですが、当然に増税分は課税される歳出経費を押し上げるわけですが、反面歳入においては増額になる項目もあることから、経常経費の収支バランスが大きく崩れるようなことはないと考えますが、大規模な事業などによる影響は少なからずあると言わざるを得ません。

2点目のご質問ですが、町民生活や地域経済を守り、福祉政策の充実、推進は当然のことと考えておりますが、現在新年度予算を編成中であります。全体事業を見きわめ、各部署での優先事業なども考慮し、さらには財源も確保しながら、新年度予算を編成する中で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○ 9 番 (堀合哲哉君) 消費税の 8 %、安倍首相は一方で労働者の賃金上げるのだというお話をしております。ところが、最近の調査によると、大きな会社 100 社を調べたところ賃上げするというのは 4 社だけなのです。大企業減税をまたやろうとしておりますが、減税された場合に浮いたお金どうしますかといったら、内部留保だということです。またお金ためて、労働者の賃金は上げない。消費税は上げる。町長ご存じのように年金生活者の年金も下げられました。あるいは、社会保障といいながら各種社会保障制度の住民負担、サービスの切り捨て、これが新年度で待ち構えてくる。そういう状況下でこの消費税を引き上げるものですから、1997 年の橋本内閣で 3 % から 5 % 上げた。2 % で大変な事態が起きた。今回は 3 % で、再来年の秋には 10 % にしようという話までもう決まっているわけ。国というのは、国の一部の人の生活がよければいいのでは困るのです。実は、政治の中心というのは、強い人をますます強くするような政治というのはだめ。弱い人を強くする政治でないといけない。安心して暮らせる政治にしなければいけない。

それで、国に幾ら物言っても消費税をこれをストップをしないでしよう、今の状況では。最後の神頼みは、町民にとってはこの自治体なのです。自治体しかないのです。そのときに自治体が、梶谷町長が各家庭に行き、3 % 分を幾らかかりましたとお金を上げるわけにはいかない。こういうことはできない。そしたら、何で手助けしてあげますか。それは福祉の充実を図ってあげましょう。なるべく町が消費税を国で引き上げても転嫁しないで済むものは転嫁しないようにしよう、これがまず 1 つ目の基本だと思います。その分ど

うしますかという、それは町で考えてあげましょう。町もお金そんなにあるわけではありません。全部見てあげられるか、でも少し見るということもできるわけです。町民に心売るということだと思います。心売るという表現は悪い、心を上げる。私は、それが福祉政策だと思っております。

ですから、今回の消費税の税率の引き上げでぜひ梶谷町長に期待を申し上げたいのは、福祉サービスを削ったりしない。前町長のときにそれまで湊町政が行ってきた福祉サービスことごとく削られました。梶谷町長になって回復してもらったものもありますけれども、まだまだ残っております。ぜひ町民の願う部分、先ほども質問者言っておりましたが、町民の願いに沿って町政を進めていただきたい。財源はそんなにありません。でも、今森町でこれはできるというものを私は福祉予算として新年度生かしていただきたいと思えます。それで、町長に先ほどお答えいただきましたけれども、優先事業とかいろいろあるようでございますけれども、その中でぜひ町民の暮らしも考えた政策を打ち出していただきたいと思って質問したわけでございます。

それから、2つ目は、自治体財政の影響でちょっとお聞きしたいと。自治体への影響はどうか。実は、3%から5%に上がって、その後の集計は道の段階では消費税3%から5%になったおかげで、もちろん交付税も減額されてきていますから、トータルで見るとマイナスなのです。1%の地方自治体来ています、消費税分。その分を計算に入れてもマイナスだったのです。今町長の説明で歳出減、いわゆる歳入増になるということもありますの

で、ちょっとその数字上も含めて、24年度ベースでもいいですし、25年度は途中でござい
ますので、総務課で計算しておりましたら総務課長でも町長でも結構でございますので、
その数字をお知らせいただきたいのと交付税そのものの減額そのものというのは今後26
年度どういう推移で進んでいくのか、その部分も含めてお聞かせいただきたいと。とにかく
く事業をしたり、買い物したら消費税かかるわけですから、それはみんな出ていきます。
そういうものも含めて、26年度予測というのはなかなか難しいと思いますけれども、24年
度ベースで考えたときどうなのかということも含めてちょっと考察した部分がございまし
たらお話いただきたいと思います。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 堀合議員の再質問にお答えをいたさせていただきます。

今現在アベノミクス第1、第2、第3といろんな矢を放たれた中で、円安による影響、
これがやっぱりいろんな面、揮発油関係、ガソリン関係の値段を押し上げたり、住民の生
活にも大変厳しい状況を与えておると。そういう中で、今度消費税を8%にアップすると
いう部分につきましては非常に皆さんの生活も大変だろうと、努力されておるのだらう
と、そのように推察するところでございます。そういった中で、やっぱり役場といたし
まして町民のいろいろな生活の面を考えたときに、具体的なサービスとしては申し上げる
ことはできない部分はございますが、まず何とか生活を支えてあげられるような、そうい
う福祉の政策を取り進めていくのは町としての基本的な政策でありますので、これは進め

て何とかサポートしてあげたいなと、そのように思います。後々いろいろな次年度の予算組みをする中で、今後具体的なものでちょっとこの辺は町として取り組んでいかなければならない、そういった部分がございましたら、また皆さん方にご提示を差し上げてご了解をいただければなと、そのように思うところでございます。

私からはその辺を申し上げさせていただきまして、町財政にかかわる数字的なものについては総務課長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

(何事が言う者あり)

○町長 (梶谷恵造君) 大変申しわけございません。答弁漏れございました。

生活する上においての上下水道料金、その部分については消費税増税の分の転嫁はしない方向で今考えております。

以上でございます。

○総務課長 (木村浩二君) お答えいたします。

消費税増税分に係る分と地方交付税、普通交付税の算定の影響でございますけれども、まず25年度の予算ベースで考えますと地方消費税交付金というものがございます。これが今まで地方消費税分の1%が市町村へ交付されていたということでございますが、これが8%になることで1.7%に上がるという現象が生じます。これを単純に計算式に当てはめますと、地方消費税交付金だけでは1億2,500万増額になるという計算になります。ただ、

地方交付税の場合は基準財政収入額と基準財政需要額の差額が交付されるという仕組みで
ございます。当然この基準財政収入額に地方消費税交付金が算入されます。とすると、収
入額が上がることになれば需要額が当然下がるということは、決定額が下がるとい
うことになります。ただ、この基準財政需要額につきましても算定の中で課税される科目
というものがあります。その分は８％で計算されるということになりますので、その分も
増えていくという結果になろうかと思えます。ただ、この需要額につきまして現段階で細
いところまではちょっと計算は不可能でございます。そういうことからして、この需要額
と収入額のバランスを今ちょっと説明することは難しいということでご理解をいただきた
いと思えます。

ただ、私どもの考えでは地方消費税交付金が増えるということになって、これが交付税
に与える影響を加味すれば交付税自体が大幅に減額するということはちょっと今考えてご
ざいませぬ。増えた分と減った分で相殺された中で今までどおりの金額が交付されればな
という望みを持っているところでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○９番（堀合哲哉君） 今いろいろお話をいただきました。上下水道の料金に当面、当面
というのか、ずっと将来もなのかはちょっとその辺は定かではありませんけれども、今料
金には転嫁はしませんよと。これは、ある面では自治体負担の部分が伴ってくる可能性は

あるということだと思います。それで、そういう町長の姿勢、極力住民に負担かけないという町長の答弁もございますので、ぜひそれに期待をしまいたいと思います。

総務課長のほうから数字上いろいろお話をされましたけれども、過去に地方自治体も殺さず生かさず、これが政治の場で語られたことがございます。住民サービスするには費用がかかります。今暮らしを直撃すれば町税も上がってきません。国もお金を出さなくなれば自治体財政は大変になります。死んでしまったら困るので、死なない程度に生かしてあげよう、これが大体国のやり方だったかなと私は思っております。ぜひそういう面で、いろいろなご苦労あると思いますけれども、町民のやっぱりそういう実態に即した町政の展開をしていただきたいというふうに思っております。

消費税部分については、私は頭から全て否定しているわけではございませんが、ただ梶谷町長の答弁を聞きまして、私も幾分安心感もございます。ぜひその姿勢を崩さずに、これから期待をしまいたいと思いますので、ひとつよろしく願いたいと思います。何か消費税を町村会で、町長、やっぱり今の状況を見ると春の８％はきついと、それが間に合わなければ１０％はきついとぜひ声を上げていただきたいというふうに思うのですが、いかがなのでしょう。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問をいただきました。お答えをいたします。

やはりできればこういう負担は増えないほうがいい、これは全ての自治体の願いだと、そのように思っております。そういう中で春の８％の消費税の増額が決まってしまった。

ここについては、こちらのほうでもみんなの団体の声と申し上げてもなかなか今通るような環境ではないと、そのような状況でございますが、次の10%に上げる可能性と、この辺につきましてはやっぱり地方の生活している町民の、市民の暮らしが上向かない限りはなかなか中央のほうでもその点について取り組むというのは難しいのかなと、そのように考えます。地方の声をみんなでもとめながら、団体で要請行動はしてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 消費税増税と福祉政策についてを終わります。

次に、特定秘密保護法の町民、自治体への影響についてを行います。

○9番（堀合哲哉君） では、3問目、特定秘密保護法の町民、自治体への影響についてお聞きします。

11月26日、衆議院本会議において十分な審議も尽くさず、違憲の法案を強行採決した与党の責任は重大であります。12月6日の参議院本会議でも同じでございます。この法案の内容を知った国民の過半数は反対を表明し、慎重審議を求める圧倒的多数の主権者、国民の声を無視し、議会制民主主義をも否定する行為を許すことなど到底できません。国民の基本的人権、表現の自由、知る権利を侵害し、重罪を科すなどは戦前の国防保安法と全く同じであり、その狙いは戦争できる国づくりを進めようとしていることは明白でございます。国民の目、耳、口を塞ぐ特定秘密保護法の町民、自治体への影響についての町長の見

解をお聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

○町長（梶谷恵造君） 3問目でございます。特定秘密保護法案の町民、自治体への影響についてお答えをしたいと思います。

特定秘密保護法は、議員ご指摘のとおり、国民、すなわち町民の知る権利や表現、言論の自由、思想、信条の自由などの基本的人権を侵しかねないものであるとの疑念を私も持っております。一例としていわゆる特定秘密については、漏えいばかりでなく、教唆、煽動、共謀などの行為もしかかも未遂の場合でも公務員ばかりでなく一般民間人をも罰則の対象としていることなど、社会活動全体を萎縮させ、結果的には国民主権、平和、民主主義が崩壊してしまうような危険性をはらんでいるものと考えられ、大変危惧しているところであります。自治体業務においても防衛、安全、防災などの分野で国政とのかかわりの中で特定秘密の扱いをめぐっての対応などについて制限や疑念が生じてくる場合があるものと考えられます。いずれにいたしましても、法案審議の中であらわれてきたさまざまな疑念や懸念される事項について1年後の法施行までに国民各層が十分に理解、納得できるような説明を尽くしていただくよう機会あるごとに発言してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○9番（堀合哲哉君） ちょっと2点お聞きしたいと。

今の町長のお話は、見解をお聞きしたのですけれども、より踏み込んでいただきたい。

というのは、ほとんどが強行採決です。本当は国民が理解して納得した上で、それで国会等でお決めになる、これがやっぱり戦後民主主義ではないのでしょうか。法案決めておいて、心配あるから後で説明しますなんていうのは本末転倒そのものなのです。ですから、公聴会も本当に強行で決めて、その公聴会でも出てきた方がオール反対したり、慎重審議求めたのに次の日に採決したり、全く地方議会のお手本に今回の国会はなっていないと言わざるを得ないと思います。国の議会が乱れるのですから、それと一緒に地方議会、森町議会は乱れることはいたしませんけれども、やっぱりその基本すら侵してまでも何でこんなに急いでこの法案が必要なのかと。これ多くの国民の、あるいは森町の町民の皆さんのなぜなのだろうというのがあるのです。あと1年でこの法が施行されるわけでございますけれども、これも先ほどの質問と同じでございますけれども、ぜひ首長さん町村会等で、やっぱり戦前に逆戻りするような法案を今出してくること自体がおかしいと。現に今は40万件以上が秘密裏にされているというお話でございます。40万です。なぜそれだって秘密にしているのに何でこの秘密法案が必要なのかと。狙いは違うところにあるのは、これは明白なのです。ですから、あれだけアメリカの公文書館で出して認めているものも日本の政府認めない例がすごくある。だから、密約を交わしたことも全く秘密裏にされている。

それで、私町村の議会で心配なのは、梶谷町長も影響あるだろうというお話もちょっとされました。私が梶谷町長に聞いたら、それは秘密ですと言ったらそれ以上聞くこともできない、答えることもできない。私が聞いたことは、実はこの法に触れるということなの

です。秘密に触れる、探る、そういうことすらできなくなる。ただ、その秘密って一体何なのといったら、その秘密がわからない。そういう事態が混乱とひどい状況になるだろうと私は思っております。そういうことは梶谷町長はならないで、秘密もみんな話してください方だと思いますけれども、やっぱりこういう法律ができて、非常に暗い世の中といえますか、あるいは恣意的な解釈によって判断が広がるおそれもある。こういう法律案は、私は廃止しかないと思っておりますが、町長、どうでしょうか。やっぱりこういうのは廃止して、必要ないものは廃止すると。そうでないと人権守られていけないと思います。町長は、森町町民の一人一人を守る立場にあります。ぜひその点でも、守るためにはこの法案必要ないと私は思っております。その辺の町長の見解をちょっとお聞きしたいなと、もう少しお聞きしたいというふうに思います。

特に首長が国から秘密事項を明けられた場合、教えていただいたとき拒否権ってあるのですか。私は多分ないと思うのですが、その拒否権すら使えないような法律内容だと思っております。総務課長があるとき公権力によって取り調べを受けても、それは拒否することできない。内容がわからなくても拒否権はない、こういう状況でございますので、その点含めてちょっと町長の見解をお聞きして最後としたいと思いますので、よろしくお願いします。

○町長（梶谷恵造君） ご質問にお答えさせていただきます。

この特定秘密保護法案、堀合議員ご指摘のように本当に何を言ったらだめなのか、また

どうということまでお話ししていいのかと、そこすらわからない、こういう法案というのは非常に私どもも困りものだと、そのように思っております。また、地域の町の方々とともに町政を行う場合においても、その中にも恐らく触れることが出てくる可能性もございます。そうなったときに町政を執行する立場として町民との信頼関係が築けないまま進めるかと。恐らく難しいところが出てくることでございましょう。そういったことを考えますと、究極を申し上げれば議員申し上げておりますように成立する前の段階に至っていたければ最高なのでございますが、一旦これが成立してしまったという部分で、ここには一応危惧される部分が出てまいります。しかし、通常私どもももし町民、また議員の皆様方ときちんとまちづくりをする上において必要な部分をお話ししながら、それが罰せられる、だからといってやらないということにはなりませんので、私は正しいものは今までどおり正しいということで、この特定秘密法案に対する部分に恐れを持たないで進んでまいりたいと思っております。

また、機会あるごとに恐らく渡島の首長の皆さん方、そしてまた道内、そして全国の地域の首長の方々ともお話しできる機会もあらうと思っておりますけれども、そういった部分では正当の正しい判断としてその部分をみんなと一緒に貫いて国に声を上げていきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 特定秘密保護法の町民、自治体への影響についてを終わります。

以上で堀合哲哉君の質問は終わりました。

次に、9番目、スポーツによるまちづくりについて、10番、中村良実君の質問を行います。

○10番（中村良実君） 今回の質問は、町長と教育長にお願いをいたします。スポーツによるまちづくりと題しまして質問をさせていただきます。

去る5月31日、森町体育協会総会が開催されました。梶谷町長の出席もいただきました。その挨拶の中で町長は、こうお話しされました。スポーツによるまちづくりとお話をされました。出席された各スポーツ協会の役員の方々は、大変興味深い話でありました。懇親の席でも話題となりました。考えるとき地元のスポーツなのか、町外の方々の参加を得るスポーツなのか、全く見当がつきません。町民の誰もそれぞれの体力や年齢、技術、目的に応じていつでも誰でもできる生涯スポーツのまちづくりなのか、話をされた意図が理解できません。その後の対応がされていると思います。以下お尋ねをいたします。

1問目は、町長に質問をいたします。スポーツによるまちづくりの考え方をお聞かせください。

それから、2番目、3番目は教育長にお尋ねをいたします。教育長の執行方針の中で生涯スポーツ社会の実現とあるが、より具体的にどういうスポーツを指しているのか。現在の進行度合いはどの程度進んでいるのか。

3問目です。町長、教育長もスポーツに対する考え方はすばらしい理解をされておしま

す。先般実施された人事異動で社会体育課は３人の職員体制になりましたが、町民への体育支援等が十分できるのか疑問に思いますが、その辺について所見をお伺いいたします。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 中村議員からスポーツによるまちづくりについてご質問をいただきました。お答えしたいと思います。

スポーツの魅力は、楽しさ、達成感、充実感、そして仲間とのコミュニケーションなど、スポーツを通して得られるものがたくさんあります。町民間のコミュニケーションをつくり上げるといってスポーツはまちづくりにおいて重要、不可欠と私は考えております。

また、スポーツの振興は、住民の健康、福祉、教育、コミュニティの形成にも役立つものと考えております。子供たちの健全な成長、人間形成において真の強さ、優しさを育てるという教育的な面においてもスポーツの力は大きいものです。かつて行われました町民運動会や子供会活動、お祭りなどを通じて地域住民が触れ合い、心豊かなコミュニティが形成されておりましたが、核家族化の進行、少子高齢化の到来に伴い、町民のニーズが多様化しております。そこで、前回５月の懇親の席に私参加してございませんでしたので、その内容まではちょっと掌握してございませんが、地域社会とスポーツのかかわりについて改めて考えながら、子供から高齢者まで生涯にわたってスポーツに参加し、親しめるような環境を考えてスポーツ活動、健康づくり活動及び地域活動の推進を通じ、まちづくりに取り組んでいきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○教育長（香田 隆君） それでは、2問目につきまして私のほうからご答弁をさせていただきます。

私が教育行政執行方針の中で申し上げました生涯スポーツ社会は、スポーツを親しむことで人生をより豊かにし、活力に満ちた地域社会を形成するために町民の皆様がそれぞれの体力や年齢、技術、目的に応じて、いつでもどこでもいつまでもスポーツに親しむことができる環境を整備していきたいということでございます。したがって、子供たちから高齢者の方までそれぞれの要望を具体的に実現していくために体育協会や各サークルの皆様、スポーツ推進委員や多くのボランティアの皆様と連携を図り、さまざまな事業を推進しているところでございます。今後も町民の皆様のニーズの把握を進め、事業の展開や環境整備に努めていきたいと考えております。

それから、3問目でございますけれども、今回の人事異動の中で3人の職員配置となりましたが、体育スポーツ行政の推進という面から考えれば体制の充実強化が必要であると判断されますので、しかるべき時期に検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○10番（中村良実君） それでは、再質問をさせていただきます。

実は、私町長の選挙公約をこの質問をつくってから見ました。その中に素晴らしいこと

書いているのです。まずはタイトルは、私の6つの約束とあるのです。そして、停滞町政の刷新、対立から協調、前進とあるのです。すばらしい言葉だと思うのです。町長、町長はまちづくりについてお話をされました。その話しされた以降の対応、そのフォローが私はされていないと、そう思っているのです。では、より具体的に町長はこういう方法で、こういうようなことをしたらどうだと、それが無いのです。方法が無いのです。策が無いのです。そうしますと、担当の社会体育課としては何をやるのかなのです。それができない。それ私は現実だと思います。トップダウンされる前に本来ならば課が率先してその言ったことに対して対応していかなければならないというのが私の主義なのです。けれども、現実的にはできない。特に現在は3人の体制で何にもできないという状態があるので。ですから、町長の言ったことをこれからやっていってほしいとするのであれば、私は体育課の職員の充実をすべきだと。それは教育長も言っていますから、きっとこの次の人事の中ではそうしてくださると、それは期待を持ちます。特に町長はスポーツに最大限理解のある方ですから、みずからスポーツを楽しんでいるわけですから、そういうこと等を考えると私は町長は必ずやそのようにしむけていくであろうし、またそうすると、このように考えているのです。町長、町長のこの公約の中の4つ目にあるのです。福祉で元気なまちづくりとあるのです。これは、町長が言うスポーツでもってまちづくり、まちおこしをしようというのに合致しているのです。そして、スポーツ振興と健康、生きがいづくりを促進、はつらつとした元気な町民を育みますとある。これは、町長の考え方そのものだ

と私思っています。ですから、どうかこの次の人事のときには私は社会体育にお力をかしてあげてほしい。人事権というのは町長しかありませんから、大いにそのようにしていただきたい。そうでなければ森町のスポーツ全体が弱まっていきます。そういうこと等を考えながら、スポーツの行政を進めていただければ結構だと、そんなふうに思います。これは、同じことが教育長にも言えるのです。そのようにして教育長も頑張っていただきたい、そのように思っています。

それから、教育長に質問いたします。今生涯スポーツ社会という言葉いろいろ教育長はおっしゃいました。この中に執行方針を見ますと、教育長、この生涯スポーツ社会の実現に向けて努力をしますとあるのです。私これだけとっても、これは大変大きな意味で、また一番力強いのかなと、そのような気もしています。現実的にもう今12月です。3月の執行方針でこれだけのことをうたっておりまして。でも、現実的にどうなのだろう。言葉悪いかもしれませんが、私は何らこれの手当てをしていないと、このように思っているのです。ですから、もっとこの生涯スポーツに向けて、これは対象は全町民のことを言っているわけですから、これは教育長はしっかりと私は進めていってほしい、そう思います。

それから、3問目、町長の考え方と教育長の考え方が一致しているのです、この文章的にしてみれば。ですから、この執行方針をつくるときに町長と協議をされた中でのきっと文章なのかなと、そのようにも思っています。まちづくりをしていく中でもってこの

スポーツを誘致してくるのか、それとも地元のスポーツをやっていくのか、育てていくのか、これがちょっと疑問なのです。例えば合宿等を積極的に、これ書いているのですけれども、合宿実現に向けた体制づくりや各施設の充実を図ってまいりますとあるのです、教育長、執行方針の中に。これ大変なことなのです、合宿を誘致するということは。ということは、1つには施設を合宿できるような体制に整備をしなければならないという問題があります。今仮にどこかの会社、どこかのスポーツクラブ、どこかの大学等が森に行って合宿したい。そうしたときに果たして対応ができるかという、私はそれをきちんと整備をしないとなかなかそうはいかないであろう。また、その考え方も森町の社会体育を育んでいく一つの糧にもなるでしょう。それは私も理解します。でも、そうしたものをきちんと整えながら、私は森町の社会体育を進めていってほしい、そう思っています。ですから、もう一度教育長と町長には答弁をいただきたい、このように考えています。お願いします。

○教育長（香田 隆君） お答えをさせていただきます。

執行方針の中で努力をすることで私書いておりますけれども、今まであるいろんな各種事業があるのですけれども、やっぱりそれをまずきちっと継承していくということが第一だというふうに私は考えております。それと、もう一つ、いろんなボランティアの方々、教対協の健康を作る活動班の皆様含めて各スポーツ団体の方、それからスポーツ少年団の指導者の方々、たくさんの方々がいらっしゃるわけですが、その方々といかに意見

を交換しながら、今森町に必要なスポーツの振興、また体育の振興がどうあるべきなのかということをお互いに意見を出しながら考えていくということがやっぱり大変大事なことだなというふうに思っております。ですから、なかなか新しい種目ということでもできかねることもあるのですけれども、そんなことに向けながら一つ一つ活動していきたいというところでございます。

それから、スポーツの誘致活動ということで今回載せてございますし、これは今までも何年か前から進められている事業だというふうに私も聞いておりますので、その中できちっとそれをどう実現させていくのかというようなことでいろいろ検討させていただいております。ですから、いろんな情報も集めながら、これからどういう形で合宿を受け入れていくのかということは地元の宿泊施設等ともいろいろ協議をさせていただいておりますので、よろしくご理解をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 中村議員の再質問にお答えをいたします。

いろいろと私も昨年の選挙の運動の中で公約としてスポーツによるまちづくり掲げさせていただいて、訴えさせていただきました。まだ具体的な取り組みというのが見えない、そういう状況ではあると、そのように私も思っております。ただ、社会体育課 1 課に担わせるということではなく、私の考えの中では当然福祉政策、ご高齢の方の取り組めるそういったものもスポーツの一つとして捉えておりますし、若い方々の健康維持のために取り

組む、それもスポーツだと、そのように思います。もちろん全道、全国を目指す、そういったスポーツの取り組みに対してもどんどん奨励して応援していきたいと、教育委員会を通じながら、教育委員会とも連携をとって応援していきたいと、そのように思っております。

また、私の考えの中では、今後恐らく1年3カ月後には来るであろう新幹線を見据えたそういう何がしかこの地域でしかできないスポーツ、また森町だけではなく隣町で取り組むスポーツに力をかしながら、連携をとりながら進めていくスポーツと、大変広い考えで申しわけございませんけれども、そういったものの中から課の垣根を超えて連携をとりながら、地域のために、いろんなまちづくりのためにいそしむ、先ほど1点目で申し上げたような楽しみ方はそれぞれの方々によって違ってくると思いますので、何かしら自分に合うところで楽しんでもいただければなと、そのように思います。競技として取り組むスポーツとレクリエーションとして取り組むスポーツ、この2点を今後具体的なものとして進めていきたいと、そのように思います。ただし、余りトップダウンというのは、偏った考えになり過ぎる場合もございますので、いろんな意見を聞きながら、また連携をとりながらいきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々ありますか。

○10番（中村良実君） 最後の質問になりました。最後の質問は、なるべく簡単にしたい

と思います。

今の町長の考え方というのは、すこぶる爽やかなのです。爽やかで、そしてすこぶる大きな発想をしているのです。考え方をしています。それで、町長、私1つ、例えば来年合併10周年迎える年になります。恐らく町長は、何かをやろうということ、何か記念事業をやろうという考え方はしていると思います、今までの話を聞いていて、総合的には。本当に一丸となつてできる、一丸となつて応援もできるというのは、私は砂原から森まで駅伝やったほうがいいです。小学生、中学生、そして大人になったら年齢別、そしてたくさんの距離走らなくてもいいから、国道を使わないで今の町道なり、古い道路を使いながら、そうしますと町長が言う生涯スポーツの中の応援もスポーツの一つなのです。そうすると、自分のうちの前に椅子を出して応援できるのです、高齢者も。私は、恐らく町長のどこかにその考え方はないわけではないと思います、これだけの話をしているのですから。私は、そういうこと等も10周年という節目の年を迎えたときに必要でないかなと。そうすると、本当に一丸となったスポーツの振興につながっていくであろうと私は思います。これのいかがかなという考え方をお聞かせください。

それから、教育長に2問、3問一緒に質問させていただきたいと。教育長たくさんいろいろなことを言ってくれました。私は、社会体育というのはすごく面倒だと思っている一人なのです。これは、町民初め、職員初めみんなでもって考えなければ、また実施しなければなかなかできないのが社会体育だと、私そう思っています。その中の旗を振ってく

れるのは教育長なのです。だから、教育長、もっと社会教育という全般の中でもって、その一つ、社会体育にも力を入れてほしい。そして、多くのスポーツマンがいるわけですから、それらをうまく使いながら、協力をいただきながらまちづくりにつなげていってほしい。そういう考え方ありませんか。その１点についてお答えをいただきたいと思います。

以上です。お願いします。

○町長（梶谷恵造君） 先に私からお答えさせていただきたいと思います。

非常に中村議員もスポーツにたけておりますし、いろいろな体験の中から町に対してやっぱり具体的な提案が出てまいります。10周年記念の駅伝という、そういった具体的な提案ももらいました。この点につきましてもやはり何がしか少し考えながら進めていかなければならないと、そのように思います。ただ、単発ではなくて、私はできれば継続して回数を重ねられるような、そういうスポーツの取り組み、これがやっぱり大事なのかなと、そのように思いますし、町の方々からもそのような要望を寄せられている部分もございます。老若男女が中村議員おっしゃるように応援もスポーツだと。全くそのとおりだと私も思います。長く続けられるように、また焦らずに、やっぱり来た方、参加した方も楽しめる、よかったなと、それから見に来た方も楽しめる、そういうようなものをみんな知恵を出し合って考えていきたいなと、そのように思います。

以上でございます。

○教育長（香田 隆君） それでは、お答えをさせていただきます。

中村議員から大変スポーツ振興、体育振興につきまして温かいご支援のご質問をいただいたというふうに考えております。私も何回も申し上げたつもりですが、社会体育の振興につきましてはいろんなところで力を入れていきたいということで考えておりますし、これからも考えていきたいというふうに考えております。特にいろんなスポーツのあり方、体育のあり方があるのですけれども、今町長もお話ありましたけれども、みんなでそれを応援したり、それから参加したりということでは、やっぱり家族としてのまとまりの中でみんなでその家族の誰かを応援するとか、また家族で一緒に参加するとか、そんなことも含めて、今体育課、それから社会教育課のほうに家族で一緒に参加できるようなスポーツのあり方、体育のあり方を何とか考えていこうということで私も提案をさせていただいておりますので、うまく実現できるかどうかわかりませんが、そんなことも含めて体育の振興ということで考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（野村 洋君） スポーツによるまちづくりについてを終わります。

以上で10番、中村良実君の質問は終わりました。

午後4時まで休憩します。

休憩 午後 3時51分

再開 午後 4 時 0 0 分

○議長（野村 洋君）では、休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、10番目、町有地売り払い等に関する調査特別委員会報告書について、行財政改革推進の進捗状況について、4番、松田兼宗君の質問を行います。

まず初めに、町有地売り払い等に関する調査特別委員会報告書についてを行います。

○4番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

まず、1問目に、町有地売り払い等に関する調査特別委員会の報告書についてというところで質問させていただきます。平成23年12月に町有地売り払い等に関する調査特別委員会が設置され、平成24年3月に調査結果が報告されました。これについては、平成24年4月2日発行の森町議会だより31号に掲載されております。前町長のときの事件に対するものでありますが、調査結果が報告されてから2年が経過する中で、報告の中で指摘されているものがどのように行政に反映され、改善されているのかをお聞きいたします。とりわけ再発防止策に関する委員会提言の8項目をどのように取り扱っているのか。2つ目に、売買の対象地の処理の結果について、3つ目に農地法、農業振興法の違法状態の解消についてはどうなっているのか、4つ目に町民の信頼回復のための方策についてどのようなことをされているのかと。5つ目に、報告書で指摘されていることの処理結果についての議会、町民に報告することの責務についてどうお考えになっているのかをお聞きいたします。

8項目についてですが、通告書には書いていないですが、あえてこの場で読み上げたほうがよろしいかと思しますので、読み上げさせていただきます。まず、1つ目は、売却地の履歴調査や規制法規に対するチェックシステムを再構築し、励行すること。2つ目に、売却に対しては公開を原則とし、町広報などで公示すること。3つ目に、売却方法は一般競争入札を基本とし、随意契約は国、道や土地の借地者、隣接者などを対象に行うこと。4つ目に、土地利用計画や売買単価の決定については不動産鑑定結果によるほか、第三者委員会による外部答申に委ねること。5つ目に、物件の測量は売り主である森町が行うこと。6つ目に、購入希望者からは当該地の土地利用計画を求めること。既に賃貸している売却予定地にあつては、事前に土地返還届の提出を求めること。最後に、8つ目に賃貸契約の更新時には返還や購入希望の有無について確認調査を行うことの8項目であります。

以上です。

○4番（松田兼宗君） 松田議員のご質問にお答えいたします。

町有地売り払いに関する調査特別委員会より、町有地等の売却については財産の有効活用と自主財源の確保を図る目的や民間活力の増進に寄与する物件について行うべきであるとのことで平成24年3月に調査報告書を受け、あわせてその中で再発防止に対する委員会提言として先ほど松田議員が読み上げました8項目の提言をいただいております。これらの提言を網羅した森町普通財産の売り払いに関する取り扱い要綱を制定し、現在はこの要綱に基づき土地の売り払いを行っているところでございます。

また、売買の対象地処理についてですが、顧問弁護士とも協議の結果、町側から返還や買い戻しを求めることは法的にもできないと判断しております。分筆した残地につきましては、現時点では利用計画や売却予定はございません。

さらに、農業振興法による農用地の取り扱いにつきましては、問題解消に向け担当課が農業振興地域計画の見直しを継続して行っており、改善に向けて取り組んでいる状況でございます。

この問題の一連の経緯につきましては、議会において特別委員会の内容、経過を含め周知を図ってきており、全員協議会においても随時報告させていただいておりますので、皆様方にはご理解をいただいているものと考えております。今後におきましても整備した要綱等をもとに事務処理を行い、法令遵守に努め、町民の皆様の信頼と信用の回復に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○町長（梶谷恵造君） まず、答弁についてなのですが、前町長のときの話なものですから、現町長に言うのは酷な部分もあるのかなと思ったりもいたしますが、まず2年たっているわけです。2年たっている中でまだ違法状態から脱していないというのはどういうことなのか。もしそういうようなことがまだ継続しているとすれば、今後やはり過去にこの問題に関して何度も私指摘していますけれども、行政がやっていけないのではないですか。

信頼されていないわけですから。さらに、その部分からすれば、実際解消されていないということからすると、そういう事例があるかどうかはちょっとわからないですけども、農地転用とかあった場合にこういうことがあったことを指摘されているのではないのですか、職員が。とすればやっていけないはずなのです、行政、仕事が。2年もたっているわけですから。だから、その辺実際あるのかどうなのかということでも確認したいのですが、実際に同じような売買の事例があったのか、売買も含めて転用の問題が。それをまず再質問したいのですが、それと問題は調査報告書の中で処理の結果について議会に報告すべきものというふうに書いているわけです。それというのはされているのかといったら、どうも先ほどの答弁ではその都度報告しているようなことを言っているのですが、そういう記憶は私がないのかちょっと定かではないのですが、そういうことというのは議会も当然ですけども、町民があれだけ関心を持った事件なのにもかかわらず何ら町民には経過報告、どういうふうにされたとかというのが報告されていない。その辺からすると、行政の説明責任の問題からすると問題がないのですかと思うのですが、その辺いかがか。先ほどもコンプライアンス、法令遵守に努めて今後もやっていくといいながらもそういうことをやられていないとすれば、ますますただ時間が過ぎれば町民が忘れてくれると思っているのならそれは間違いだと思いますので、その辺改めてお聞きしたいと思います。

それと、今後コンプライアンスを守っていくことが町民の信頼を回復するということになるのだという言い方していますけれども、何回も言いますけれども、そういう説明する

場を、私今回質問していること自体が今後議会だよりの中でその辺の経過について報告することになるので、報告されることになるのですが、それ以前にやはり町としては何らかの形で報告すべきだったと思います。そういうことも含めて、ちょっとまとまりがないですが、再質問にいたします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4 時 1 0 分

再開 午後 4 時 1 0 分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 詳しい部分につきまして若干私では不足の部分があるかもしれませんが、総務課長よりご答弁をさせます。よろしいですか。

○総務課長（木村浩二君） お答えいたします。

一連の経過につきましては、今まで特別委員会や議員協議会の中で縷々説明してきたと私は認識しております。特に今年の2月5日の全員協議会の中で、松田議員とは今の件について少しやりとりをした経緯がございます。

質問なのですが、2年経過している中で農振のほうはどうなっているのだということでございます。農業振興計画につきましては、しばらく見直しを行ってこなかったという経

過がございます。この農振の計画につきましては、農地、数はちょっと正確には言えませんが、何千筆、何万筆とある現況でございます。それを全部今洗い出して、農地であるのか、非農地であるのかという選別をしながら、計画を練り直しているというところでございます。さらに、砂原地区のほうも一緒に、合併した後計画が広まったわけですから、その中でも時間が一つ必要だということをご理解をいただきたいと思います。この1点だけで農振計画を見直すというわけにはいきませんので、全体を見直すということが必要で、今作業を進めているというところでございます。これにつきましては、今のめどですが、25年度いっぱいでの一つの調整をつけたいなということで今農林課のほうでやっております。相手が北海道なものですから、これから申請行為なりが出てきて、26年度にずれ込む可能性もございます。その時点で議会のほうに報告をさせていただきたいというふうに私は考えてございました。報告書の中で議会に報告することというところは、この農振の状態を違法状態から瑕疵を治癒するということでございます。また、それとあわせて今まで処理してきたものを一緒に報告するというふうに私は捉えておりますので、ここは全体で考えていただきたいというふうに思っております。

それから、今後の信頼回復でございますが、これについても2月5日の全員協議会の中で縷々ご説明いたしました。その中で、特別委員会や議員協議会の中でかなりこの辺は説明してきたというふうに思っております。そういう意味からして改めてそういう説明をするということにはならないだろうというふうに私発言したと思っております。こういう

議会を通しながら、町民の皆様にはご理解をいただいているというふうに判断しているところでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○４番（松田兼宗君） ちょっと最後に１点だけ、１点というよりも、それこそ２年も経過している中で、いろんな話の中で個人的に総務課長とは話もしている中での理解している部分も一緒になっている部分はあるのかなと思ったりもしています、その全員協議会の中での話が。ただ、その中でやはり整理された形で何らかの形で報告というか、議会に対してももちろんそうだと思いますし、町民に対して、やっぱり耳にするわけです、いろんな場面で。そうすると、どうなったのだとか議会何やっているのだと、またそういう問題で蒸し返されることになってしまうわけです。だから、あえて今回こういう形で質問せざるを得ないのかなと。時期的にはタイミング今を逃したらちょっとあれかなと思ったりもしているわけです。

それで、最後１点だけ確認なのですが、農振法とかの絡みで道のほうのいろんな形の指導とかあるのだと思うのですが、いろんな相談する中で進めていると思うのですが、道の方針としてはどういう見解を今回の事件に関して述べているのか、差し支えなければそれを聞いて終わりたいと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4 時 1 5 分

再開 午後 4 時 1 6 分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○総務課長（木村浩二君） 道のほうとは、現況を見た中でこれが農地とは判断できないということを町が判断すればそれは除外して構わないということになってございます。それで、今除外手続を進めているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（野村 洋君） 町有地売り払い等に関する調査特別委員会報告書についてを終わります。

次に、行財政改革推進の進捗状況についてを行います。

○4 番（松田兼宗君） それでは、2 つ目の質問に入らせていただきます。

行財政改革の進捗状況についてですが、今年の3月会議において私は行財政改革における重点3事業についての一般質問をしています。その中の答えで、町長は平成25年度中に3事業の推進方策を提言する旨答弁しておりますが、平成25年度も残すところ3カ月となる中、行財政改革推進の進捗状況を含めてお聞きしたいと思います。

また、11月5日の全員協議会において町長が議会に対して行財政改革などに関する調査特別委員会の終了あるいは解散を要請しておりますけれども、その部分の町長の森町の行

財政改革についてどのようにお考えの上でそういうことを要請をしているのかということを含めてお聞きしたいと思います。それについては、あす行革の特別委員会が開かれることとなりますので、その話が答弁によってはいろんな話の進め方が変わってくるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） お答えをいたします。

初めに、重点３事業についてのご質問ですが、給食センターについては調理部門の人件費が700万円ほど減少し、経費の圧縮が図られたことなどから現在の直営体制を継続し、給食を提供してまいりたいと考えております。次に、さくらの園については、さらなる施設延命のための老朽度調査、改修工事には２億9,000万円程度の財源が必要と見込まれます。また、全面改築となればおよそ10億円規模の財源が必要と予測しております。民間移譲するといたしましても町の支援、補助は相当程度大きくなるものと考えられ、当面は現在の直営体制のもと運営してまいりたいと考えております。保育所については、幼稚園とのかかわりを重視するとともに、地域によってはこども園への転換や保育所の統合についても大きな課題と考えております。既に検討しております推進方策を担当部局を中心に検討し、提示してまいりたいと考えております。

また、進捗状況につきましては、さきの黒田議員への答弁と同じとなりますが、第１次では大綱、集中改革プラン及びこれらに基づき毎年度見直し策定される実施計画により取り組み、実績累計としては歳入項目で火葬場使用料徴収など16項目、効果額5,228万円の

増額、歳出項目で職員給与減額など57項目、効果額13億9,354万円の減額並びに効果額策定不可項目となりますが、入札、契約部門の分離など41項目について進めてまいりました。

第2次では実績累計としては、一部予定でございますが、歳入項目で病院手数料改定など3項目、1,012万円の増額、歳出項目で職員給与削減など35項目、13億5,361万円の減額、効果額策定不可項目で財務会計システム導入など16項目について実施をしております。また、職員定数については、平成17年度から26年度までの10カ年計画とする定員適正化計画により取り組み、定年退職者の欠員不補充を中心に進め、計画当初職員数388名を計画最終年、平成27年4月には321名にしようとするものであり、平成25年4月現在の職員数は329名であります。

次に、私の森町の行財政改革についての考え方はとのご質問についてですが、地方自治法でも住民福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとの規定があるように行財政改革は自治体の最重要課題の一つであり、かつ絶え間ない取り組みが不可欠であると考えております。加えて以前3月会議で松田議員の一般質問でも答弁させていただいておりますが、行革の取り組みにおいて効率性は重視しなければなりません、利用者や町民にとって納得でき、安定的にサービスや事業が継続して享受できることが大前提であるとも考えております。また、今後は行革課題として重要なテーマが生じた場合は、その都度議員全員協議会などへお諮りしたり、内容によっては関係者、住民等への説明の機会を設けたりする手法を検討してまいりたいと考えており

ますことを申し上げ、答弁いたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○４番（松田兼宗君） 今日、一般質問の中で、ほかの議員の質問の中で随分補助金のあれとかいろんな要望等も含めて出されているわけですが、それがはっきりやると言ったのではないのかなと思ったりもしています。その中で、今の町長の話で当面はという言い方するのです。当面はって、いつのこと言っているのかよくわからない。抽象的というか、それがいつなのか、まず。どうしても話聞いているとぼやけてしまっていて、要するに確認したいのは、３事業に関してですけども、民営化はやらないと。やらなくても森町の行財政はやっていけるのだという判断をしているということでの理解でよろしいのですか。それが一番肝心だと思います。今まで過去２年以上もわたって行財政改革特別委員会をやってきた中で、民営化ありきでやってどうのこうのという話はありませんけれども、前にもこの話は言っていますけれども、民営化せざるを得ない状況、そのほかの改革の方法なんてないのではないですか。だからこそ民営化をどうする、するのか、しないのかということを行っているのだと思うのです、私は。しなくてもやっていけるのだと、その辺一番肝心なことだと思います。特別委員会でどういう形でまとめていけるのかというのは、あしたの会議にかかっているわけです。さらに、総務経済の委員会においてこの話に関しては副町長も今後の行革についての話し合い言っています。というよりもそれについては

参事のほうからも話が出ていますけれども、今話すことというのは議事録に載っかっていません、残念ながら。休憩の中で話はしています。どうも話聞いていると行革大綱に関しては、次年度、26年までの行革大綱については終わるのですけれども、27年度以降はやらないと、つくらないという言い方を聞いているわけです。今の話だと、そういうことの考えでいいのですか。だから、行革は一番大事な、自治法にも書いてあるように効率よく自治体運営というか、やっていかなければならないと言っているが、そういうことを一番大事な行革だと言っているが、行革大綱さえもやらないのだと、つくらないのだという言い方しています。その確認したいのですけれども、この場で。つくらないで行革というのを進めることができるのかどうなのか。先ほど事象ごとというか、いろんな個別的な部分で議会と相談してどうのこうのという話は言っていますけれども、そういうことで行革を進めていくことが可能だと考えているとすれば、かなり今後の進め方としては問題が出てくるのかなという気はするのですけれども、その辺を含めてちょっと再質問にしたいと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時26分

再開 午後 4時27分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えをいたします。

まず、私は昨年就任以降今まで進めてまいりましたこの重点３事業については、民営化をしないというふうに一旦白紙に戻しました。これはこれでまず皆さん方にもご理解をいただいたところでございます。また、民営化をしなくても今後この施設の運営、このことについてやっていけるのかと。これは当然やっていけると思います。そしてまた、財政的なものについてのご心配でございます。これもやはりやっていけるのか、いけないのかではなくて、これはやっていかなければならないのです。これが地方自治の基本だと思っております。そういったところを私のほうから申し述べさせていただいて、行革大綱の部分につきましては担当参事から答弁をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○総務課参事（佐々木陽市郎君） それでは、私のほうから今２次、来年度で終わろうとしておりますけれども、その２次大綱以降の考え方含めてご説明をしたいと思っております。

確かに１次大綱策定ときは、いわゆる小泉改革のときの全国的な行革の指針、モデルケース等を用いながらの全自治体への策定要請の中で進められてきておりました。それを受けて、１次が計画切れて、今度２次ということで同じような手法の行革大綱及び集中改革プラン、それに伴う定員適正化計画等々の策定をして同様の手法で取り組んでまいりま

して、先ほど町長から續々成果等について、実績等についてはご報告あったとおりでやってこれたのかなと思っております。

問題は、松田議員おっしゃっているこの2次終わった後、森町としてどのように考えていくのかということだろうと思います。その中で、町長、副町長含めて担当として、今現在として国のほうから第3次に向けての云々、ほとんどの自治体が恐らく私どもの自治体と同じようなタイムスケジュールでこの間取り組んできたところが多いでありましょうし、あと合併が終わって10年経過して、先ほどの合併特例の交付税の加算、これも切れてくるのも同じような27年度、28年度あたりが想定されてくるということで、当然財源的なもの含めてのそういう地方行政運営についての課題というのは大きなものとしてまた取り上げられてくるだろうというふうに思われております。そんな中で、同じように行革大綱、集中改革プランを別建てで計画しまして、同じように取り組んでいくのかということについては、国等からも今のところそういう技術的な指導と申しますが、そういうものはまだ具体的には来ていない状況にもございます。ですから、今後ちょっとどういうふうに具体的にやっていくかというのは現段階では不透明な部分もありますが、ただ行財政改革というのは、町長説明いたしましたとおり、自治体の最重要課題の一つでございますので、未来永劫続いていくものというふうに考えなければならないと思っておりますし、そういうことにつきまして最低でも担当といたしましては現在の行革の実施計画、毎年見直ししてローリングで継続しておりますが、これらの取り組みや、あと定員適正化の計画の管理の

問題、そういうものについては怠りなくやっていかなければならないものと考えております。また、いろいろ行革についての手法についてはこれから勉強しながら、他自治体の手法、取り組みも含めて検討しながら取り組んでいかなければならないものと思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々。

○４番（松田兼宗君） 話は大体見えてきたのかなと思います。町長の考え大分見えてきたのかなと今回で感じています。

その中で、自治体の責任としてできないとかというのではなくてやらなければならないという言い方、そのとおりだと思います。しかしながら、今日の何人もの議員が補助金の問題とかいろんなこと言っています。その部分の予算を捻出できれば別に問題ないです。

どう考えてもできそうにない。答弁もそういう答弁しているわけですから。民営化が特効薬になるのではないかなと私なんかは思っていますけれども、それをやらざるを得ない状況になるのだというふうに思います。そして、あす、先ほども言いましたが、特別委員会でのある程度の結論は出ることになろうかと思います。全員が議員の人たちは委員になっていますから、今日の話をお各々の議員の人たちがどう受けて、あしたどういう判断をするかはわかりませんが、最後に聞きたいのは、町長は民営化しないと、３事業に関してですけれども、しないと言っています。議会側が民営化すべきだという話になった場合

どういうふうに対応するのか。町長は、町長になられたときから議会と相談しながらやっていくのだということを何度もいろんな場面で言っています。そこからするとどう判断するのかと思いますけれども、最後にそれを聞いて終わります。

○町長（梶谷恵造君） 最後のご質問だと思います。いろいろと議会の特別委員会の最終結論と申しますか、そういうご意見も最終的に出てくるのかなと、そのように思います。

そういう中で、やっぱり議会はあくまでも民営化を進めなければいけないと、そういうご意見が出るとするならば、そういったご意見もきちんと考えの中に入れながら今後進めていかなければならない、そういう思いはございます。今現在はずっと長い時間、この特別委員会に関しての部分ですが、非常に長い時間討論をされておる。そして、結論が全く出ない状態の状況でございますので、私は先般一旦特別委員会等は収束をして、そして普通の協議の場で十分取り組むことができると、そういったことからご意見を申し上げさせていただきました。しかし、先ほど申し上げましたように特別委員会の中の結論としてそういった結論が出た場合には私もきちんと考慮してまいります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 行財政改革推進の進捗状況についてを終わります。

以上で4番、松田兼宗君の質問は終わりました。

次に、11番目、事務事業の継続と改革についてを行います。

13番、三浦浩三君の質問を行います。

○13番(三浦浩三君) それでは、今日11人目の18番目の最終の質問者として、力を入れて頑張ってみたいと思います。先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、事務事業の継続と改革について私は質問したいと思います。

地方自治の本来目的に住民の生命、財産の保全と福祉の向上を目的に最少経費で最大効果を上げるように努めることがうたわれており、町長を初め日ごろの職員や関係者のご尽力に多大なエールを送るものですが、以下に所見を伺います。

1つ目、事務事業を改善、発展させるためと思い、私は平成24年12月と平成25年3月に行財政運営と改革について問い、纏々見解を答弁していただきましたが、その答弁内容に沿った事業改革の検討結果で次年度へどのようにつなげるつもりなのか。

2つ目、再任用職員待遇について先日議会への説明がありましたが、今後職員定数の適正化と新陳代謝、全般の中での正規、臨時の職員配置数と人件費、労務費の縮減をどのように進めるつもりなのか。

3つ目、これまで議会としても六十数項目の提言をしてきましたが、難題であるとの返答がありませんので、これは十二分に反映してきたものと確信しておりますが、執行する側としてどのように捉えているのか。

以上、この3点よろしくお願いします。

○町長(梶谷恵造君) 三浦議員から事務事業の継続と改革について最後の11人目のご質問としていただきました。お答えいたしたいと思います。

初めに、①についてでございますが、1つ目として普通交付税の合併算定がえ特例分減少に対する対応等につきましては、さきの黒田議員の答弁と同じとなりますが、この措置における増加額は平成24年度ベースでは5億3,200万円程度と把握しており、平成28年度から5カ年度で段階的に引き下げられ、平成33年度からは本来算定基準による交付税額となり、町財政に大きな影響があるものと認識しております。当面は従来から進めてまいりました町税などの自主財源の適正確保対策や各事業分野における施策の必要性、妥当性、効率性の検証、精査などの取り組みを継続してまいりたいと考えております。また、中長期的な視点に立った計画的な行財政運営がより一層重要になってまいりますので、森町総合開発振興計画実施計画を基調とした施策展開が図られるよう留意し、取り組むよう考えてまいります。

2つ目には、職員数、部制の導入に関する事項ですが、次の②のご質問への答弁に含めてお答えをいたしたいと思います。

3つ目は、重点3事業にかかわっての項目でしたが、さきの松田議員への答弁と同じとなりますが、給食センターについては調理部門の人件費が700万円ほど減少し、経費の圧縮が図られたことなどから現在の直営体制を継続し、給食を提供してまいりたいと考えております。次に、さくらの園については、さらなる施設延命のための老朽度調査、改修工事には2億9,000万円程度の財源が必要と見込まれます。また、全面改築となればおよそ10億円規模の財源が必要と予測しております。民間移譲するとしても町の支援、補助は相

当程度大きくなるものと考えられ、当面は現在の直営体制のもと運営してまいりたいと考えております。保育所については、幼稚園とのかかわりを重視するとともに、地域によってはこども園への転換や保育所の統合についても大きな課題と考えております。現在進められております推進方策を担当部局を中心に検討し、提示してまいりたいと考えております。

次に、②についてですが、さきの森町定員適正化計画ではこの再任用制度の導入は想定しておりませんので、見直し作業に着手するとともに事務機構の見直しなども想定し、取り組んでまいります。あわせて人件費等の影響、推計額も算定し、考察してまいりたいと考えております。

最後に、③についてですが、提言につきましては23年度より今年で3カ年度目になり、一部重複項目もありますが、合わせて75項目の提言をいただいていると認識しております。まず、関係担当部局において検討し、乳幼児等医療費扶助事業のように実施が可能と判断した事業等に関しては予算化、制度化をし、取り組んでまいりました。しかし、英語指導助手招致事業のように取り組めていないものにつきましては、継続検討の扱いとさせていただきます。今後提言事項につきましては、慎重に十分検討し、判断してまいりたいと考えておりますことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○13番（三浦浩三君） 具体的な答弁ちょっと1ついただいていないのですけれども、その1つというのは労務費、物件費の中に含まれる労務費、ここに含まれる臨時職員どの程度いるのか。今日の一般質問の中にもそのところのトータル、全会計通しての予算総額に対しての人件費と労務費の合算のパーセンテージがどのくらいになるのか把握しているのか。それと、一般会計の中で多分使用している臨時職員もいようかと思います。その中に労務内容、一般職員との労務内容がもし同じ臨時職員がいた場合の同一労働、同一賃金の原則をどのように捉えて進めるつもりなのか。それと、今日教育委員会のほうから配付されましたけれども、事務事業の点検評価表、これが町全体としてのある程度の事業点検、評価というものを多分されていないのではないのかなと、一般事務の場合に。この導入と議会側にも事業仕分けの一覧みたいなものを示すことができるのかどうか。そして、何にしても事業仕分け、施策でいきますと、部分部分にはありますけれども、ここに事務事業の基本というのは6分野に分かれるよと、これは釈迦に説法かもわかりませんが、いろんなものをこれから進めていく上で単純にいかないのもわかりますけれども、今後町長の基本的な政策、方針としての私は一番大事なものの、もし可能であればここで町長としての方針、ガバナンスというものを示してもらいたいと思います。この答弁最後にして終わりたいと思います。

◎ 時間の延長について

○議長（野村 洋君） 会議時間５時までですけれども、あらかじめ時間を延長させていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 ４時４７分

再開 午後 ４時５０分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎ 一般質問続行

○町長（梶谷恵造君） 三浦議員の再質問にお答えいたします。

非常に奥の深いご質問をいただきました。なかなか難しい部分はございますが、まず私からは、事務的な部分は若干後ほど担当課のほうから報告させますが、ガバナンスというお言葉が使われましたけれども、基本的な部分、当初から変わっておりませんが、まず町民の生活を守ってこの自治を進めていくと、そういう部分を思いを強く改めてしております。また、１年を経過させていただいた中におきましていろいろと精査をしておる中では、あらゆるところにいろんなきちんとした計画が不足しておる部分が非常に多いのと、そのように感じておる部分もございます。そういったもの、それを一部具体的に申し上げます

と漁業者に対する基本的な計画、こういったものも片方の漁業協同組合にあって、反対側にはない、そういった部分もまちづくりには非常に重要な部分がございます。私1年たった中で具体的な政策、それからいろいろな取り組み、大きなものはまだまだこれからでございますし、今精査をしている段階と議員の皆様方もご理解をいただいているなど、そのように感じておる中から今後ちゃんとした進むべき道、そういったものを町民との合意の中で全体的な進む道を計画していきたいなど、そのように思っております。議員の皆様さん方にもそういった部分をご理解願って、ご提言をいただければ大変幸いに存じ上げます。

私からは、以上そういった部分を申し上げさせていただきながら、わかる範囲の数字を担当課のほうから報告させたいと思います。

以上でございます。

○総務課参事（佐々木陽市郎君） それでは、私のほうから労務費、人件費等にかかわっての数字ですけれども、お答えいたしたいと思います。

25年度の当初予算ベースですが、この数字は給料賃金部分ばかりでなく共済費等々の経費も含めた額でございます。25年度でございます。正職員がこの時点では333名で、28億3,500万円程度と認識してございます。あと、臨時職員、パートが201名、4億2,200万円程度で、合計で534名の32億5,800万円程度ということで押さえてございます。

以上です。

(何事か言う者あり)

○議長 (野村 洋君) 暫時休憩します。

休憩 午後 4 時 5 4 分

再開 午後 4 時 5 4 分

○議長 (野村 洋君) 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長 (梶谷恵造君) 事業仕分けの一覧についてでございますけれども、非常に広範囲な部分もございますので、これは今すぐ提出ということは大変難しいかと思えます。今後先ほど私申し上げましたいろいろな計画についてもございますし、事業仕分けにつきましても当然必要な部分であると思っておりますので、今後調査しながら進めていきたいと、まず検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 (野村 洋君) いいですか。

○13番 (三浦浩三君) 終わります。

○議長 (野村 洋君) 事務事業の継続と改革についてを終わります。

以上で13番、三浦浩三君の質問は終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

◎ 延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎ 延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会いたします。

次回は、12月11日午前10時開会とします。

延会 午後 4 時 5 5 分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日

森 町 議 会 議 長

森町議会議員

森町議会議員

平成 2 5 年第 1 回森町議会 1 2 月会議会議録 (第 2 日目)

平成 2 5 年 1 2 月 1 1 日 (水曜日)

開議 午前 1 0 時 0 0 分

休会 午後 1 時 4 2 分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 議案第 1 号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 2 号 森町収入証紙条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 3 号 森町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 4 号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 5 号 森町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 6 号 森町水産系副産物再資源化施設条例の一部を改正する条例制定について

- 9 議案第 7 号 森町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を
改正する条例制定について
- 10 議案第 8 号 森町定住自立圏形成協定の議決に関する条例制定について
- 11 議案第 9 号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定について
- 12 議案第 10 号 土地改良事業（災害復旧）の施行について
- 13 議案第 11 号 七飯町の下水道施設の森町住民の利用について
- 14 議案第 12 号 平成 25 年度森町一般会計補正予算（第 7 号）
- 15 議案第 13 号 平成 25 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 16 議案第 14 号 平成 25 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 17 議案第 15 号 平成 25 年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 18 議案第 16 号 平成 25 年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 19 議案第 17 号 平成 25 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正
予算（第 3 号）
- 20 議案第 18 号 平成 25 年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 4 号）
- 21 議案第 19 号 平成 25 年度森町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 22 議案第 20 号 平成 25 年度森町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 23 議案第 21 号 財産の取得について
- 24 議案第 22 号 財産の取得について

25 意見書案第1号 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書

26 意見書案第2号 過疎対策の積極的推進を求める意見書

27 意見書案第3号 環太平洋連携協定（TPP）交渉からの撤退を求める意見書

28 意見書案第4号 「特定秘密の保護に関する法律」の強行採決に抗議し、廃止を
求める意見書

29 意見書案第5号 2014年及び2015年の北海道後期高齢者医療の保険料値
上げに反対する意見書

30 意見書案第6号 2014年度地方財政の確立を求める意見書

31 意見書案第7号 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書

32 議員派遣の件について

33 休会中の所管事務調査等の申し出について

○出席議員（14名）

議長 16番 野村 洋 君 副議長 1番 菊地 康博 君

2番 山田 誠 君 3番 宮本 秀逸 君

4番 松田 兼宗 君 6番 川村 寛 君

7番 西村 豊 君 8番 木村 俊広 君

9番 堀合 哲哉 君 11番 小杉 久美子 君

12番 長岡輝仁君

13番 三浦浩三君

14番 東秀憲君

15番 黒田勝幸君

○欠席議員(2名)

5番 前本幸政君 10番 中村良実君

○出席説明員

町長 梶谷恵造君

副町長 片野滋君

会計管理者 澤口幸男君

監査委員 池田勝元君

総務課長 木村浩二君

総務課参事 佐々木陽市郎君

選挙管理委員会
書記長兼監査
事務局書記長 小田桐克幸君

防災交通課長 落合浩昭君

契約管理課長 富原尚史君

企画振興課長 金谷孝己君

税務課長 伊藤昇君

収 納 管 理 課 長	野 田 勝 正 君
保 健 福 祉 課 長	山 田 仁 君
保健福祉課参事兼 保健センター長	金 丸 由 起 子 君
住 民 生 活 課 長	竹 内 明 君
環 境 課 長	横 内 仁 司 君
農林課長兼農業 委員会事務局長	島 倉 秀 俊 君
水 産 課 長	黒 川 安 明 君
商工労働観光課長	菊 池 一 夫 君
商工労働観光課参事	新 田 清 文 君
建 設 課 長	小 井 田 徹 君
砂原支所長兼 地域振興課長	川 村 光 夫 君
町民サービス課長 兼保健対策課長	金 丸 義 樹 君
教 育 長	香 田 隆 君
学 校 教 育 課 長	清 水 雅 信 君
学校教育課参事	久 保 康 人 君
社 会 教 育 課 長	木 村 哲 二 君
体 育 課 長 兼 体 育 館 長	谷 口 方 規 君
給食センター長	武 井 肇 君

図 書 館 長 若 松 幸 弘 君

公 民 館 館 長 金 丸 孝 也 君

生 涯 学 習 課 長 中 島 将 尊 君

さくらの園・園長 釣 隆 吉 君

病 院 事 務 長 柏 淵 茂 君

上 下 水 道 課 長 石 島 則 幸 君

消 防 長 山 田 春 一 君

消 防 署 長 平 田 茂 君

○出席事務局職員

事 務 局 長 藤 田 司 志 君

議 事 係 長 村 本 政 君

庶 務 係 長 喜 田 和 子 君

○会議に付した事件

- 1 議案第 1 号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 2 議案第 2 号 森町収入証紙条例の一部を改正する条例制定について

- 3 議案第 3 号 森町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 4 号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 5 号 森町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 6 号 森町水産系副産物再資源化施設条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 7 号 森町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 8 号 森町定住自立圏形成協定の議決に関する条例制定について
- 9 議案第 9 号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定について
- 10 議案第 10 号 土地改良事業（災害復旧）の施行について
- 11 議案第 11 号 七飯町の下水道施設の森町住民の利用について
- 12 議案第 12 号 平成 25 年度森町一般会計補正予算（第 7 号）
- 13 議案第 13 号 平成 25 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 14 議案第 14 号 平成 25 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 15 議案第 15 号 平成 25 年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 16 議案第 16 号 平成 25 年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）

17 議案第17号 平成25年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正
予算(第3号)

18 議案第18号 平成25年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)

19 議案第19号 平成25年度森町水道事業会計補正予算(第2号)

20 議案第20号 平成25年度森町公共下水道事業会計補正予算(第2号)

21 議案第21号 財産の取得について

22 議案第22号 財産の取得について

23 意見書案第1号 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書

24 意見書案第2号 過疎対策の積極的推進を求める意見書

25 意見書案第3号 環太平洋連携協定(TPP)交渉からの撤退を求める意見書

26 意見書案第4号 「特定秘密の保護に関する法律」の強行採決に抗議し、廃止を
求める意見書

27 意見書案第5号 2014年及び2015年の北海道後期高齢者医療の保険料値
上げに反対する意見書

28 意見書案第6号 2014年度地方財政の確立を求める意見書

29 意見書案第7号 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書

30 議員派遣の件について

31 休会中の所管事務調査等の申し出について

開議 午前 10 時 00 分

◎ 開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、
議会が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、13番、三浦浩三君、14番、
東秀憲君を指名します。

◎ 日程第 2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会
に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎ 日程第 3 議案第 1 号

○議長（野村 洋君） 日程第 3、議案第 1 号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） それでは、議案第 1 号についてご説明申し上げます。

本案は、森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

裏面をごらんください。また、資料ナンバー 1 も一緒にごらんいただきたいと思います。

人事院は、50歳台後半層における給与水準の上昇を抑える勧告を行い、国家公務員の給与法が改正されたところです。それに従いまして、森町職員の給与条例の一部を改正しようとするもので、内容は平成26年 1 月 1 日より55歳以上の職員の昇給を停止するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○9 番（堀合哲哉君） 総務課長、ちょっと 1 点だけお聞きしたいのですが、この条例の一部改正、職員の給与条例の一部を改正しますが、この 6 項の部分だと思うのですが、55 歳というのは今説明受けましたが、ここに今我々いただいている条文上で勤務成績が特に良好である場合に限り行うのだということは、絶対昇給をしないということではなくて、成績が良ければ昇給も可というふうに理解してよろしいのでしょうか。私の読み方が悪い

のでしょうか。ちょっとその辺お願いします。

○総務課長(木村浩二君) 読み方としては、堀合議員のおっしゃるとおりだと思います。

ただ、国家公務員の給与法に準じてこういう形にしたということでございまして、国家公務員は勤務評定を行ってございます。当町では勤務評定は行っておりませんので、ここに準ずるような職員というのは余り想定できないのかなというふうに考えてございます。

○9番(堀合哲哉君) 総務課長のおっしゃることよくわかります。

それで、町長にちょっとお聞きしたいのですが、町長は日ごろ職員は一生懸命勤務しているという表現を何度か使われたことございます。それで、この条文とのかかわりでちょっとお聞きしたいのですが、勤務成績が特に良好であると。要するに特に私ひっかかるのだけれども、基本的に私の立場は昇給をストップさせるということには反対、私基本的には。だけれども、こういう国の法律定められたという部分ございますので、何が何でも反対の態度はとりませんけれども、昇給させる場合こういう道があるのだということを考えれば、町長日ごろおっしゃっている部分から考えれば、55歳で、はい、昇給をストップですよという姿というのは本来あり得ないのだろうと。町長のお気持ちとしてそのお考えをお聞かせいただきたい。法は法として、その辺のお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○町長(梶谷恵造君) 私のお考えをということでございますけれども、日ごろお話しさせていただいているように本当に頑張っている部分は否めない。非常によく働いてくれて

いると私も思っております。そんな中で、特に良好なという、そういった言葉の使い方だ
と思うのですけれども、ほとんどが十分特に良好な働き方をしているということで、特段
突出してそれ以上のさらに頑張って勤務された方と、そういう部分については何がしかご
褒美ではございませんけれども、考え得る部分もないとは言えません。

以上でございます。

○15番(黒田勝幸君) 国の制度上こういうようなことになるとご説明をいただきました。

それで、結局26年というのは来年からこういう制度施行されたということですが、
来年度、新年度になりますか、森町でどのぐらいの人数の人が対象になるのか。それによ
ってどのぐらいの削減率というか、削減額というか、なるのかまずお願いします。

○総務課長(木村浩二君) 対象者の数については、ちょっと後ほどご報告させていただ
きたいと思いますが、対象となる職員1人当たりでございますが、最大6年間昇給がスト
ップということになります。この場合平均的な給与でいきますと6年間で48万円の減額
ということになります。対象人数については、後ほどお知らせいたします。

○15番(黒田勝幸君) 単純なことですが、26年の1月1日から実施されるのか、
4月1日からになるのか。

それと、これ当然給与額が少なくなると退職金とか年金とかにも影響してくるのでしょ
うね。その辺いかがですか。

○総務課長(木村浩二君) この条例の施行については、26年1月1日から施行になりま

す。

この55歳以上の昇給停止となった職員については、停止のまま定年を迎えますので、当然退職金あるいは共済年金には若干影響するものでございます。

○8番（木村俊広君） 先ほど町長のほうからお話もありました。ほとんどの職員の方は大変優秀で真面目に勤めているということから、この制度の対象にはならないであろうということなのですけれども、聞いている部分で多分こうなのかなと自分的には思ったのですけれども、長期的に離脱している方だとか、そういう方がほとんど対象になってくるのかなというふうに聞いているのですけれども、自分の感覚的に、それでほぼ間違いないものなののでしょうか。ひとつ確認しておきたいと思います。

○総務課長（木村浩二君） この条文の解釈としましては、特に勤務成績が良かった方については昇給を認めようということです。55歳に達した職員については全て原則昇給停止という対象になります。

先ほどの黒田議員のご質問でございますが、対象人数は47人となります。

○4番（松田兼宗君） 勤務成績が特に良好である場合に限りと書いているのですが、先ほどの堀合議員の質問の中で答えたように国家公務員は勤務評定しているけれども、森町はしていないと。どういう判断でやるのかということと今後勤務評定をしていくということになるのか、その辺ちょっと。

○総務課長（木村浩二君） 勤務評定につきましては、当町では行っておりませんけれど

も、この勤務評定自体がではどう行うのだということが問題がありますので、今後検討する形にはなりません。今すぐ導入するということではありません。

また、これ国家公務員の給与法に準じてつくったということでご理解いただければと思います。この条文をもって特別に昇給をさせる職員というのは、余り想定できないというふうに私は考えてございます。

○４番（松田兼宗君） ちょっと今の説明わからないのだけれども、やらないということですよ、勤務評定は。勤務評定やらないならやらないで構わないのだけれども、けれども良好かどうかの判断の基準としては、指標になる部分というのは一切ないですよ。個々の管理者の主観に基づいて判断するというふうなことになると思うのだけれども、その辺どうなのですか。それで正当に評価されるのかどうかというのはまたかえってそっちのほうの主観的な部分が入る分正当に評価されないことになるのだと思うのだけれども、その辺いかがでしょうか。

○総務課長（木村浩二君） 勤務評定については、なかなか難しい面があるので、できないというふうに考えてございます。

また、この条文を使って昇給させるという職員については、特殊技能を持ったり、誰が見ても優秀な職員だと認める者であると私は思っておりますので、言い方からすればでは優秀でないのかというふうにもとられますけれども、そういう意味ではなくて、特別な職員という形でこの条文が適用されるというふうに考えてございます。

○議長（野村 洋君） ほかにありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第 1 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第 3、議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 4 議案第 2 号

○議長（野村 洋君） 日程第 4、議案第 2 号 森町収入証紙条例の一部を改正する条例

制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○環境課長（横内仁司君） ただいま議題となりました議案第 2 号、森町収入証紙条例の

一部改正につきまして提案理由の説明を申し上げます。

平成22年2月1日から実施いたしましたごみ袋有料化に伴いまして、旧指定ごみ袋の使用残に対応するために発行してまいりました2種類の差額ごみ処理券をおおむね需要が満たされたと判断して、廃止するための一部改正を行うものです。説明資料として資料ナンバー2を提出してございますので、ご参照願います。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行しようとするものです。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○11番（小杉久美子君） この議案なのですが、前に全員協議会において課長のほうから説明を受けました。そのときに私も数名の方にこのことで旧の袋をまだ使っている方がいないのかどうかちょっと聞いてみましたら、やはりまだ持っている方が何人かいらっしゃるということで、その辺の対応をもう一度説明願いたいと思います。

○環境課長（横内仁司君） 今後の取り扱いにつきまして、今町民が持っている旧袋については、4月1日以降そのままお使いいただきたいと。差額処理券を張らないでそのままお使いいただきたいと思っています。それから、町民が持っている差額処理券、これは現行の有料袋と交換したいというふうに思っております。もう一つ、小売店さんが持っているものについては、町で買い取りをしたいというふうに考えてございます。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ないですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第２号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第４、議案第２号は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第５ 議案第３号

○議長（野村 洋君） 日程第５、議案第３号 森町後期高齢者医療に関する条例の一部
を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（山田 仁君） 議案第３号、森町後期高齢者医療に関する条例の一部改
正についてご説明いたします。

本案は、地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、森町後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正しようとするものです。

条例の朗読を省略させていただきまして、改正点について説明資料３により説明をさせ

ていただきます。改正理由は、現在の低金利等の状況を踏まえ、納税環境整備のための国税の見直しにあわせて行われた地方税等に係る延滞金の利率を引き下げる改正がありましたので、延滞金の割合等の特例について改正しようとするものです。

資料２ページの新旧対照表、附則第３条の（延滞金の割合の特例）について、下線部分の改正をもって延滞金の割合等の特例について対応しようとするものです。

本条例につきましては、平成26年１月１日から施行するものです。

以上、提案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第３号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第５、議案第３号は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 6 議案第 4 号

○議長（野村 洋君） 日程第 6、議案第 4 号 森町介護保険条例の一部を改正する条例
制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（山田 仁君） 議案第 4 号、森町介護保険条例の一部の改正についてご
説明いたします。

本案は、地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、森町介護保険条例の一部を改
正しようとするものです。

条例の朗読を省略させていただき、改正点については説明資料 4 により説明させていた
だきます。改正理由につきましては、現在の低金利等の状況を踏まえ、納税環境整備のた
めに国税の見直しにあわせて行われた地方税等に係る延滞金の利率を引き下げる改正があ
りましたので、延滞金の割合等の特例について改正をしようとするものです。

説明資料 2 ページをお開きください。新旧対照表をもって説明します。第 7 条、延滞金、
第 1 項に下線部分を加え、附則第 3 条の延滞金の割合の特例について下線部分への改正を
もって延滞金の割合等の特例について対応しようとするものです。

本条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行するものです。

以上、提案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第４号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第６、議案第４号は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第７ 議案第５号

○議長（野村 洋君） 日程第７、議案第５号 森町廃棄物の減量及び適正処理に関する

条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○環境課長（横内仁司君） ただいま議題となりました議案第５号、森町廃棄物の減量及

び適正処理に関する条例の一部改正につきまして提案理由の説明を申し上げます。

平成26年4月1日の消費税改正に伴うし尿収集運搬手数料の改正が1点、ごみ有料化から4年が経過しまして需要減となった差額ごみ処理券の廃止が2点目、3点目としまして高齢者世帯等を対象とした粗大ごみ戸別収集事業開始に伴う一般廃棄物処理手数料の改正をしようとするものです。説明資料として資料ナンバー5を提出してございますので、ご参照をお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○9番（堀合哲哉君） 横内課長にちょっとお聞きしたいと思います。

消費税の税率の引き上げに伴う改正ということだと思います。10銭という引き上げ幅になっておりますけれども、これは町で消費税分も上乘せして、事業者が家庭のし尿の仕事をする場合、その家庭に請求する代金というのは内税で入ってきますので、事業者は外税ではかけられません。そこで私が一番心配するのは、事業者がこの10銭の引き上げで消費税分3%分の増税分を賄い切れるのかということが一番よくわからない部分で残りますので、その辺お知らせいただきたいということが1点でございます。

私消費税そのものについては、基本的に税率の引き上げについては反対の立場でございます。今町の部分があるのですが、町の全体で私は全部反対しようという考え方はござい

ません。でも、余りにもひど過ぎると反対しないとだめなのですが、ただ今回の改定で事業者泣かすなという部分と住民を泣かしてはいけない部分と両方兼ね備えた問題だと思っておりますので、私はこの点は事業者のかかわりでお聞きしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 24 分

再開 午前 10 時 25 分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○環境課長（横内仁司君） お答えをいたします。

消費税 3 % の増税分について、消費税は総額課税方式で内税ということになっていて、細かい計算をしていきますとおおよそ 3 % 分については 12 銭の値上げとなるわけですが、過去町で改定している場合 10 銭単位で改定してございまして、業者さんについては申しわけないと思うわけですが、改定は 10 % にとどめさせていただきました。

○9 番（堀合哲哉君） 今の横内課長の説明、3 % もろではないのだよと、2 銭分は各家庭に配慮している部分なのだと。その分 2 銭分は、業者ひとつよろしくお願いしますとい

うことなのです。基本的にちょっとお聞きしたいのですが、課長のお話の中で内税というお話しされましたが、こういう事業の場合内税でなければならないのでしょうか。外税ということはあり得ないのでしょうか。できましたら、課長でなくて結構ですので、総務課長、いかがですか。総務課長に振ったら失礼かな。どうなのだろう。何か幅広い分野になるので、その辺どうなのでしょう。

○環境課長（横内仁司君） 今年の9月に課税方式が総額表示でなくて内税でも外税でもいいよというふうになったわけでございますけれども、従来はずっと総額課税方式、いわゆる税込み価格の表示方式だったものですから、それを踏襲いたしまして内税方式でずっときております。今後も外税というふうにはなりませんので、このし尿手数料に関しましては内税でということを考えてございます。

○9番（堀合哲哉君） 課長のおっしゃることもわかるのですが、ただ内税か外税かとるかによってそれを事業をされている方が消費税の支払い義務生じるわけですから、そこも泣かしてはいけません。そうすると、外税方式がとれるのなら外税のほうがはっきりするのです、本来。だから、自治体が消費税部分まで見て、全て3%転嫁してそれを全部やらせるとするのは、実際上は本当はやらなくて済むのならやらなくて済んだほうがよろしい部分だと私は思うのですが、その辺どうなのでしょう。この話どうですか。今後検討してください。

○副町長（片野 滋君） 私のほうからちょっとお答えさせていただきます。

確かに今議員がおっしゃるとおり、いろんな部分があると思います。業者にそれを持たせてしまうのかというご発言でございましたけれども、課長のほうから説明しましたとおり、今まで長年そういう形で内税方式でとっていたという経緯がございますので、その形をもって今回10銭の引き上げということになったわけでございます。今後いろいろな徴収のあり方、また今堀合議員がおっしゃったとおり事業者の部分、また実際に町民が払う部分について、どこまで例えば町民にこれを負担させるかという基本的な部分もこれから視野に入れながらいろいろ検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） ほかに。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 8 議案第 6 号

○議長（野村 洋君） 日程第 8、議案第 6 号 森町水産系副産物再資源化施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（黒川安明君） 議案第 6 号 森町水産系副産物再資源化施設条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。あわせて資料ナンバー 6 に新旧対照表を提出しておりますので、ご参照願いたいと思います。

提案理由でございますが、本案は森町水産系副産物再資源化施設に搬入する水産系副産物の汚泥は加工残渣汚泥を指しており、水産加工場の浄化槽より発生する活性汚泥と混同し、活性汚泥が当該施設に搬入されるケースがあり、活性汚泥は処理対象物ではないため、当該施設で製造させる肥料の品質確保に向け、搬入される水産系廃棄物の種類から汚泥を削除する目的で条例を一部改正しようとするものでございます。

施行期日につきましては、平成26年 1 月 1 日から施行することとしております。

以上、森町水産系副産物再資源化施設条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○8 番（木村俊広君） この汚泥がどういう種類であるかという部分だと思うのですけれ

ども、従来この施設ができる前というのは最終処分場のほうに業者さんが直接持って行って処理していたという、そういう形になっていたと思うのですけれども、その後こういう施設ができて、水産系のものを一切合財引き受けていただいていたという、そういう形だと思うのですけれども、その中で排水処理した後の汚泥の部分に関してはこれは別だよと、そういう業者さんから言わせれば突然の話なのでしょう。

それで、当然条例改正に当たって想定される部分として、このはじかれた汚泥というのはその後どこに持って行って処理するのかと。その料金はどれぐらいかかるのかということになってくると思うのです。今までであれば、これはトン当たり6,500円ということになっておりますが、その後の処理についてどのように想定されているのかまずお聞きしたいと思います。

○水産課長（黒川安明君）　まず、条例で記載されておりました汚泥なのですけれども、通常加工屋さんが持ってくる加工場から排出される汚泥につきましては、魚類残渣ということで受けております。ここに書いている汚泥ということで、一部加工屋さんが自社でもって浄化施設から出る活性汚泥の沈澱物、これを持ってくるのです、汚泥ということで。これは、今まででは1社しかございませんけれども、それをただの汚泥で条例で結んでおきますと、この汚泥ということで鑑みて持ってくるという誤解を招いておりました。それで、汚泥を削除したいということでございます。この汚泥につきましては、浄化槽の沈澱物の汚泥につきましては、函館市内で2社、それから七飯町で1社処理するところがござ

います。それについて、値段についてはちょっと今はわからないので、処理費用については後ほどお知らせしたいと思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第9 議案第7号

○議長（野村 洋君） 日程第9、議案第7号 森町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（石島則幸君） それでは、議案第7号についてご説明申し上げます。

次ページをお開き願いたいと思います。あわせて資料7をご参照いただきたいと思います。提案理由でございますが、平成23年度より赤井川地区の下水道整備について町では北海道等の関係機関と経済的かつ合理的な整備手法の協議を進めてまいりましたが、本年度10月に森町特定環境保全公共下水道事業計画を策定し、下水道法上の事業認可が決定しましたので、町民の環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資することを目的に森町特定環境保全公共下水道事業を設置するための条例改正でございます。

主たる内容については、第2条第3項第1号における処理区域、処理面積、人口、1日最大処理水量の制定と第2条第4項中の第2号、第3号の簡易水道事業及び第3項の下水道事業を第2項第2号及び第3号の簡易水道事業並びに第3項第1号及び第2号の下水道事業に改めようとするものです。

また、第3条に森町公共下水道事業と森町特定環境保全公共下水道事業を通じて1の特別会計を設けるという1項を加えようとするものです。

附則として、施行日は、公布の日からとするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第9、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第10 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第10、議案第8号 森町定住自立圏形成協定の議決に関する
条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○企画振興課長（金谷孝己君） それでは、議案第8号、森町定住自立圏形成協定の議決
に関する条例の制定につきまして提案理由をご説明いたします。

裏面をごらん願います。なお、資料ナンバー8を提出しておりますので、ご参照願いま
す。このたびの制定は、先般9月26日、中心市宣言をしました函館市と周辺自治体が必要

な生活機能の確保に向けて連携、協力することを明示した定住自立圏形成協定を来年３月
予定するものであり、これによりこの協定の締結もしくは変更、またはこれを廃止する旨
の通告は、地方自治法第96条第２項の規定に基づく議会の議決すべき事件とすることをあ
らかじめ条例制定をするものでございます。

なお、この条例の施行期日は、公布の日とするものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○２番（山田 誠君） 定住自立圏の形成協定、悪いことではないと、結構なことだと思
うのだけれども、この定住自立圏の形成協定、平成26年３月予定と書いていますけれど
も、６項目ございますけれども、これの具体的な案というのはできているのですか。でき
ているのであれば提出願いたいなと思っていますけれども、その辺いかがですか。

○企画振興課長（金谷孝己君） お答えいたします。

定住自立圏の形成に関する協定書の中の協定項目は、案としましてできております。た
だ、これは函館市とのこれから協議の部分でありまして、それからもう一つはこの後の定
住自立圏共生ビジョンの策定の資料であります。この部分についてちょっと私のほうでこ
の資料をこの場で提出していいのかどうか確認しますので、よろしくお願いします。

○２番（山田 誠君） 協定してから議会側のほうにこういうふうに決まりましたという
ことにはならない。というのは、議決提携であるので、各議会が議決するわけですから、

そういうようなことで決まる前にやはり素案的なものはこういう状況で、こうこうこうなのだよと将来的なビジョンも含めてやっぱり周知徹底するのが筋だと思うので、その辺を含めて理事者と協議して出していただきたい。

終わります。

○13番(三浦浩三君) これ協定するのにエリアはどの辺まで広がっているのか。それと、もし今説明できるものがあればメリット、デメリットみたいなもの何かあればお知らせ願いたいと思います。

○企画振興課長(金谷孝己君) お答えいたします。

まず、エリアであります。今やろうとする定住自立圏構想の協定でありますけれども、これは渡島、檜山全域であります。18市町村、要は函館市を中心市としまして周辺市町村の全市町村が個々の協定を行います。

メリット、デメリットの話でございますが、デメリットはないと思っています。基本的にビジョンを作成して、それに沿った事業を展開した場合、交付税の措置がございます。例えば今やろうとしているのは、ドクターヘリが大きな一つの目玉であります。その部分についても当然市町村の負担が出ております。その部分について総務省のほうから交付税措置がされると。その他いろんな観光面だとかそういう面等も函館市と協力、連携して実施した場合、その経費についても総務省から交付税措置されると、そういうふうになっておりますので、デメリットの部分は余りないのかなと、そう思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 11 議案第9号

○議長（野村 洋君） 日程第11、議案第9号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定
についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（山田 仁君） 議案第9号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定に

についてご説明申し上げます。

説明資料ナンバー 9 を提出しております。資料により説明をさせていただきます。本条例案は、昨年度に引き続き冬期間の増嵩する暖房費に対応するため一部を助成しようとするものです。第 1 条は、条例制定の目的でございます。冬期間の増嵩経費に対応するため町内に居住する老人世帯、重度心身障がい者世帯、母子世帯等の困窮者に対し暖房費の一部を助成することにより経済的な負担の軽減を図り、福祉の向上に資することを目的としております。

第 2 条は、助成の対象となる世帯の規定でございます。助成する世帯は、平成26年 1 月 1 日現在の住民基本台帳に記載され、次の各号のいずれかに該当する世帯のうち、町民税非課税世帯とする。ただし、対象世帯のうち生活保護法による生活保護を受けている世帯、該当となる障がい者等が社会福祉施設等に入所している世帯及び世帯の全員が長期入院世帯並びに冬期間町外に滞在している世帯を除くものとする。主な対象は、説明欄にありますように老人のひとり世帯、重度心身障がい世帯、母子、父子世帯で低所得者となります。

2 ページをお開き願います。第 3 条は、助成内容の灯油の支給量を規定しております。本年度につきましても 1 世帯当たり50リットルとしておりますが、灯油以外の暖房を使用している世帯については、相当金額を支給できるように規定してございます。

第 4 条以下については、手続規定であります。説明については、省略させていただきます。

なお、下段に事業概要を記載してありますので、ご参照願います。

以上、簡単ですが、森町福祉灯油等の助成に関する条例の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○13番（三浦浩三君） これ導入されてからもう四、五年たちますよね。単年度で処理しているものだから、毎回毎回条例制定しているのですけれども、国からの補助、道からの補助も入っている事業なのは重々承知なのですけれども、恒久的な措置というものはできないのですか。その辺の確認。

○保健福祉課長（山田 仁君） お答えいたします。

まず、継続してやることも可能だというふうに思います。ただ、その部分で年月日の居住している内容、それから量など毎年条例の改正を伴います。ただ、私どもの考えですけれども、今道の補助をいただいて、60万ほどいただいた中で事業を展開しているわけなのですが、その部分からすれば道の補助についても明確ではないというふうな部分も踏まえて、その部分は政策となるでしょうけれども、当町の部分からしても拡大した中で支給しておりますので、その部分からすれば今後も検討して、例えば恒久的にしたほうがいいのか、いずれにしても毎年期日含めて条例の一部改正が伴うものだというふうに考えてございます。

○3番（宮本秀逸君） 端的に申し上げますが、50リッターずっと助成してもらって、利

用者にとっては大変ありがたい制度だというふうなことで、ぜひ持続させていただきたい
なと思いますが、非常に灯油も高くなっておりますから、思い切って100リッターぐらい
にしてみたらどうですか。いかがですか。

○保健福祉課長（山田 仁君） お答えいたします。

ただ、目的の部分でおわかりのとおり、その部分からすれば高騰する差額の部分を補
助するというふうな考えでございます。それが例えば200がいいのか、100がいいのか、金
額がいいのかというのは別の議論でございまして、その中からすればほかの町村より逆に
言えば例えば50リッターでも幅広く手当てを、助成をいただけるというふうな部分で管内
でも北斗市を除けば一番事業費を使っているというふうな部分で考えてございますので、
その辺も含めまして今後の検討とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第11、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第12 議案第10号

○議長(野村 洋君) 日程第12、議案第10号 土地改良事業(災害復旧)の施行についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○農林課長(島倉秀俊君) それでは、議案第10号 土地改良事業の施行についてご説明申し上げます。

本案は、8月の大雨により被害を受けた農道災害復旧に係るものでございまして、国の災害査定承認を受けまして、土地改良事業として施行するに当たり土地改良法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事計画の概要でございますけれども、地区名は尾白内、工種は道路、事業量は765メートル、事業費は1,388万円でございます。

説明資料のナンバー26をお開き願いたいと思います。復旧箇所につきましては、右側の③の尾白内地区にございます農道白川東部4号線でございます。工事の概要につきましては、大雨により路盤の流失や路面の陥没等の被害を受けた765メートルを復旧しよう

とするものでございます

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第12、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 13 議案第 11 号

○議長（野村 洋君） 日程第13、議案第11号 七飯町の下水道施設の森町住民の利用に

ついてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（石島則幸君） それでは、議案第11号 七飯町の下水道施設の森町住民の利用についてをご説明申し上げます。

地方自治法第244条の3第2項の規定により、七飯町の下水道施設を本町住民の利用に供させることについて七飯町と協議するため、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

資料10をお開きください。提案理由でございますが、森町特定環境保全公共下水道事業の下水処理施設は、七飯町の大沼下水浄化センターで既に森町赤井川に設置されている七飯町管理の管渠施設及びマンホール内ポンプ施設を利用することになり、公の施設の利用について七飯町と協議するためのものでございます。

主たる内容については、本町の事業計画概要と七飯町の下水道施設の内容となっております。資料10の2ページをご参照願いたいと思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。質疑ないですか。

○3番（宮本秀逸君） ちょっと確認したいのですが、これから七飯町と協議したいというようなことなのですね。それで、現在あそこ国道の拡張工事が行われております。既に下水の管渠というのはあそこに入っているのではないかと思うのですけれども、入れた後にこれ協議するという形になっていくのですか。そこら辺どうですか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○上下水道課長（石島則幸君） お答えいたします。

今現在七飯町で既にもう布設してあります下水道が入っています。それが特定環境下水道でありまして、その施設に直接そのまま下水をつなぐということにはならないので、その施設自体が圧送という方法で下水を送っているものですから、直接そこには接続できないために七飯町で設置しているマンホールポンプ場の手前まで管渠を整備しなければなりません。そのための協議を今回議会の皆様にお諮りしまして、協議していいですかということを受けて協議する内容のものです。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第13、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 1 4 議案第 1 2 号

○議長（野村 洋君） 日程第14、議案第12号 平成25年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） それでは、議案第12号についてご説明申し上げます。

本案は、補正予算の第7回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,617万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ94億9,071万円にしようとするものです。

第2条の地方債の変更、第3条の繰越明許費、第4条の債務負担行為は、それぞれ第2表、第3表、第4表へ記載のとおりでございます。

10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。歳入の主なものですが、款14 国庫支出金の国庫負担金は、障害者介護給付費や公共土木施設災害復旧費に係る国の負担分でございます。

同じく項2 国庫補助金は、都市公園等整備事業の減額やがん検診に係る補助金でございます。

次に、12ページ、13ページの款15 道支出金の道負担金は、障害者介護給付費などに係る

道の負担分でございます。

同じく項２道補助金、これについては福祉灯油事業と農業、林道施設の災害復旧事業に係る補助金となっております。

同じく款16財産収入の土地売払収入は、石倉川火山砂防工事用地として2,720.65平米を売り払いしたものです。資料ナンバー11を提出しておりますので、ご参照ください。

次に、14ページ、15ページですが、款18繰入金で財政調整基金からの１億6,708万9,000円は、補正財源として計上するものです。

次に、16ページ、17ページの款21町債ですが、災害復旧事業と医師確保対策事業に係る起債をそれぞれ計上するものです。

次に、18ページ、19ページをお開きください。歳出の主なものを説明いたします。また、各科目の中で燃料費と光熱水費の増額は料金の値上がりが必要ですので、説明は省略させていただきます。款２総務費、目７情報推進費の162万8,000円は、N T Tの電柱移設工事に伴い町所有の光ケーブルの添架変更に係る修繕料でございます。資料ナンバー12を提出しておりますので、ご参照願います。

同じく款３民生費、社会福祉総務費の節20扶助費の352万9,000円は、燃料の増嵩に伴い福祉灯油給付事業を実施しようとするものです。資料ナンバー９を提出しております。ご参照ください。

次に、20ページ、21ページの老人福祉総務費、節28繰出金は、介護保険事業と介護サー

ビス事業特別会計へ所要の繰り出しをしようとするものです。

同じく目 5 障害者福祉費、節20扶助費の7,487万3,000円は、利用者の増によるものです。

同じく項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費の委託料では子ども・子育て支援事業計画
ニーズ調査を、また節19では駒ヶ岳保育園と学童保育所へ所要の補助をしようとするもの
です。

同じく目 5 障害児通所支援費の増額は、これも利用者の増によるものです。

次に、22ページ、23ページの款 4 衛生費、目 3 予防費の委託料は、ヒブ、小児用肺炎球
菌ワクチンの接種者の増によるものです。

同じく目 6 病院費の 1 億5,416万7,000円は、国保病院事業会計への補助金を計上したも
のです。

次に、26、27ページの款 8 土木費、項 2 道路橋梁費では、各種修繕料や道路維持のため
の建設機械借り上げ料、町道拡幅用地購入などの経費を計上しております。資料ナンバー
13を提出しておりますので、ご参照ください。

次に、28ページ、29ページの目 1 港湾管理費の需用費は、照明灯と施設の一部を修繕し
ようとするものです。また、委託料の200万円と工事請負費の600万円は、森港物揚げ場の
矢板が腐食している箇所が見つかったため、状況調査と補修工事をしようとするものです。
資料ナンバー14と15を提出しておりますので、ご参照ください。

30ページ、31ページの款10教育費、項 3 中学校費、目 1 学校管理費、節15工事請負費1,200

万円は、森中学校暖房用ボイラーの取りかえ工事でございます。

次に、32ページから35ページまで災害復旧費として土木施設及び農林業施設の工事費をそれぞれ計上しております。資料ナンバー16から26までを提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○11番（小杉久美子君） 23ページ、款4衛生費、目6病院費でございます。節19負担金補助及び交付金の中の国民健康保険病院事業会計の補助金として医師確保対策事業5,500万が載っております。この内訳というか、医師確保に必要なのが、そしてまたその医師が何名くらいとかという、そういう人数絡みのものも出てくるのか、その辺ちょっとわからないので、教えてください。

○総務課長（木村浩二君） お答えいたします。

この医師確保対策事業の内容でございますが、これにつきましては非常勤医師に係る経費、これを医師確保対策事業として計上しております。非常勤医師の報償費なり、旅費なり、医師紹介手数料、これらもろもろの経費を含んで医師対策事業費というふうに位置づけております。

○議長（野村 洋君） 人数とかその他。

○病院事務長（柏淵 茂君） 人数につきましては、まず非常勤の医師ということでござ

いますけれども、現在外来も含めた医師につきましては1名非常勤としてございます。あと、その他につきまして休日、年末年始、ゴールデンウィーク等々の常勤医師の休日の補填をする部分でございますので、人数というのは具体的に示しているものではございません。そのときによって金額は変動するものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第14、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 06 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎ 日程第 15 議案第 13 号

○議長（野村 洋君） 日程第15、議案第13号 平成25年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（山田 仁君） それでは、議案第13号についてご説明申し上げます。

本案は、平成25年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第3回目となるものです。

歳入歳出それぞれ1,361万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ30億7,285万8,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書によりご説明申し上げます。歳入について説明いたします。4ページをお開き願います。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、節4医療給付費分滞納繰り越し分100万円を補正するものです。

款4療養給付費交付金、項1療養給付費交付金、目1療養給付費交付金、節1現年度分1,261万6,000円は、退職者医療給付費交付金を補正するものです。

歳出について説明させていただきます。6ページをお開き願います。款2保険給付費、
項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費1,110万円、目2退職被保険者等高額療養
費210万円は、高額療養費の増加が見込まれることから補正を行うものです。

款9諸支出金、項1償還金及び還付金、目1保険税還付金、節23償還金利子及び割引料
41万6,000円は、確定申告等による過年度分に係る還付金を補正するものでございます。

以上、議案第13号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第15、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 16 議案第 14 号

○議長（野村 洋君） 日程第16、議案第14号 平成25年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（山田 仁君） それでは、議案第14号についてご説明申し上げます。

本案は、平成25年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第3回目となるものです。

歳入歳出それぞれ133万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億946万8,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書によりご説明申し上げます。歳入について説明させていただきます。

4ページをお開き願います。款1後期高齢者保険料、項1後期高齢者保険料、目2普通徴収保険料、節1現年度分25万6,000円の減額は、後期高齢者医療広域連合納付金の財源として過充当となるため減額をしようとするものです。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金、節2事務費繰入金153万5,000円は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額の確定により事務費繰入金を減額するものでございます。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金の45万2,000円の補正は、平成24年度繰越金を補正するものです。

6ページをお開き願います。歳出について説明させていただきます。款2後期高齢者医

療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金、節19負担金補助及び交付金の133万9,000円の減額は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金確定により減額するものでございます。

以上、議案第14号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第16、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 17 議案第 15 号

○議長（野村 洋君） 日程第17、議案第15号 平成25年度森町介護保険事業特別会計補

正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（山田 仁君） それでは、議案第15号についてご説明申し上げます。

本案は、平成25年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第3回目となるものです。

保険事業勘定の歳入歳出それぞれ15万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ16億7,769万3,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書によりご説明申し上げます。初めに、歳出から説明をさせていただきます。6ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節3職員手当15万6,000円の補正は、10月の人事異動によるものです。

歳入について説明させていただきます。4ページにお戻りください。款8繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他繰入金、節1職員給与等繰入金の補正は、先ほどの歳出の財源として繰り入れをするものでございます。

以上、議案第15号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第17、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 18 議案第 16 号

○議長（野村 洋君） 日程第18、議案第16号 平成25年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（釣 隆吉君） 議案第16号についてご説明申し上げます。

本案は、平成25年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第3回目でございます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ197万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ2億4,018万6,000円にしようとするものでございます。

事項別明細書4ページをお開き願います。4ページから5ページの歳入でございますが、款3繰入金、款4繰越金につきましては、歳出でご説明いたします財源へ充当するものでございます。

次に、6ページをお開き願います。6ページから7ページ、歳出、款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費の節4共済費、節7賃金につきましては、施設内外の営繕等の作業をする臨時職員を雇用しようとするものでございます。節11需用費の燃料費、これにつきましては単価アップと今後の使用量を勘案したものでございます。同じく修繕料につきましては、給湯管の漏水を修理するものと施設用の大型洗濯機の経年劣化による修繕でございます。次に、節18備品購入費に関しましては、開設当初からの食器消毒保管庫が経年劣化のため故障しまして、修繕部品等もなく、買いかえようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第18、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 1 9 議案第 1 7 号

○議長（野村 洋君） 日程第19、議案第17号 平成25年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（黒川安明君） それでは、議案第17号についてご説明申し上げます。

本案は、平成25年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第3回目の補正予算となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万円を追加し、歳入歳出それぞれ5,160万5,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。

歳入であります。款4繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金、節1基金繰入金65万円の増額につきましては、ホタテ未利用資源リサイクル施設運営調整基金からの繰り入れによるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、6ページ、7ページをお開き願います。款1総務事業費、項1総務事業費、目1総務事業費、節11需用費65万円につきましては、電気料として光熱水費を増額するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第19、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第20 議案第18号

○議長（野村 洋君） 日程第20、議案第18号 平成25年度森町国民健康保険病院事業会

計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（柏淵 茂君） 議案第18号についてご説明いたします。

平成25年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第4回目の補正となるものでございます。

第2条、平成25年度森町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の部、第1款病院事業収益、既決予定額8億7,570万9,000円に1億5,416万7,000円を補正し、10億2,987万6,000円とするものでございます。

第3条、債務負担行為の補正につきましては、平成25年度から平成26年度の院内清掃業務委託にかかわる債務負担の設定でございます。

第4条、予算第8条に定めた一般会計補助金の予定額を次のとおり補正するものでございます。

経営健全化補助金、既決予定額1,684万2,000円を9,916万7,000円増額し、1億1,600万9,000円、医師確保対策事業補助金、5,500万円をプラス補正するものでございます。

2ページ目をごらんください。事項別明細書によりご説明いたします。収入、款1病院事業収益、項2医業外収益、目2他会計補助金、補正予定額1億5,416万7,000円は、経営健全化補助金及び医師確保対策事業補助金でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○15番（黒田勝幸君） ただいま補正を計上したわけでございますけれども、医師確保対

策の5,500万ですけれども、これは基本的には3月31日までの医師確保だと、このように理解しております。具体的に人数はどのくらいになるのかなと、こう思っているのです。

○病院事務長（柏淵 茂君） まず、1点、外来も持っている非常勤の医師というものが1名ございます。これは確実でございますけれども、その他につきましては今の常勤医4名ございまして、まず年末年始の休み、夏休み、ゴールデンウィークですとか、あと突然の休みの対応ということで外部から派遣する医師でございますので、人数的なものは今ちょっと私のほうで捉えてございませぬ。まず、昨年度の実績をもとに金額ベースで補正してございます。もし必要であればその設定したものを調べた上で別途資料提出させていただきますけれども、よろしいでしょうか。

○15番（黒田勝幸君） 医師の場合は、やはり1日当たりの日当というか、単価というのか、一般の職員と比べ物にならないということでしょうから、これだけの金額がかかるのかなと理解するも大変だなと、こう思っておるわけです。

それで、毎年のごとくでございますけれども、病院会計補助金9,900万、これ病院の収支のバランスが崩れているから町のほうで繰り出すと、こうなると思うのだけれども、外来と入院患者ありますよね。前年度と比べて現状はどうなっているのですか。

○病院事務長（柏淵 茂君） ただいまのご質問について、外来と入院の要するに収益でございまして、現時点で11月まででございますけれども、まず入院費につきましてはナースの退職がございまして、その人数に合わせたような形で入院患者さんを設定せ

ざるを得ない状況でございます。入院収益につきましては、15%ほど下がっております。

平均で昨年度が49名に対して今年度は約39名ということで、約10名減でございます。それは、やはり職員の退職に伴ってのものが大きいということで考えてございます。あと、外来収益でございますけれども、逆に好調でございます。特に整形、泌尿器等々が好調でございます、昨年度の136名に對しまして今年度140名弱増えてございます。約110%、10%のプラスということで推移してございます。ただ、全体として昨年度と比較しますとやはり5%ほど下がっているのが現状でございます。

以上でございます。

○15番（黒田勝幸君） 今事務長の説明で前年度より物によっては5とか15下がっているのかなという答弁ありました。ということは、特に今年で病院の不祥事が続きました。特に今公判中でもございますので、かなり町民の関心度も高いのだけれども、端的にこのことも、かなり病院に対する信頼感というのか、喪失しているのかなと思うのだけれども、影響どうなのだろう。端的に事務長の感触としてこのことの影響もあるのかなという認識、その辺はいかがですか。

○病院事務長（柏渕 茂君） ただいまのご質問でございますけれども、収入云々ということに関しまして、患者さんの要するに増減ということに関しましてはその部分については実際つかまえてございませんので、今ご回答できませんが、ただ1点、職員に関しましては、ナースが8月以降から退職しまして、補充ということで一生懸命動いてござい

すけれども、やはりその部分の影響というのは、人的補充に対して、職員の補充に対しては影響がございます。どちらかというやはり敬遠されがちということで考えてございます。

以上でございます。

○15番（黒田勝幸君） 病院に意見箱というか、目安箱みたいのがありますよね。いろんなのが投函されると思うのだけれども、最近中身についてどういうものがあるのか。また、窓口、事務長に対しての直接の苦情なり、何かあるのかその辺お知らせください。

○病院事務長（柏淵 茂君） まず、ご意見箱についてでございますけれども、やはり接遇の苦情というものが多うございます。特に入院患者様のご家族、ご本人から職員、スタッフの要するに接遇ということで苦情が入ることが多うございます。私につきましての直接の苦情でございますけれども、やはり同様でございます。職員の接遇云々ということで、不適切ではないかという苦情がほとんどでございます。

以上でございます。

○15番（黒田勝幸君） 事務長、あるということを今言いました。それに対する対処の仕方はどのようになっていますか。

○病院事務長（柏淵 茂君） まず、現場の看護のスタッフでございますけれども、まず1点は昨年度から接遇の教育を職員に派遣していただいています。院内の接遇教育の強化ということで、全体で審議しながら接遇の教育を今していただいている状況でございます。

す。

以上でございます。

○２番（山田 誠君） 事務長、経営健全化補助金9,916万7,000円ございますけれども、これは基準内の繰り入れか、外の繰り入れか、まずお聞きしたい。

それから、資金不足額解消する、当然ゼロにしなければならないことから一般会計から繰り出ししているわけですが、私思うには病院事業の経営分析、または自己評価調査をやっぴり徹底して行っていただきたいなと。そして、病院の機能の確立を図って経営改革を進めていただきたいと、私はそう思っているわけなのです。今同僚議員も言ったように、いつものように知識とモチベーションが高いスタッフがいないのではないかなと思うのです、森町の病院は。それで、もう少しこれから職員の意識改革、教育を行って、院内が一丸となって収益を上げるように努力すべきと私は思うのですが、いつも言うように親方日の丸では困る。町長は、繰り出しをしないとサービスの低下につながると言っていますけれども、そこら辺を従事者が肝に銘じて頑張っていただきたいなと、そういうふうに思っているのですが、事務長の考え方としていかがでしょうか。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 38 分

再開 午前 11 時 39 分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○病院事務長（柏淵 茂君） ただいまのご質問でございますけれども、基準内か、基準外かということでございますけれども、これは全て基準外ということでございます。

あと、スタッフのモチベーションということで先ほど話がございました。決してそういうことではございません。職員の皆さんは、町民の信頼を得る病院にするためということでおのこの考えてございますけれども、ただ比較対象がないという部分、あと外に向けての研修等々もやはりまだまだ不足している部分がございます。ですから、内々でおさめることなく、外の病院ともいいものをどんどん勉強していきながら、当院に教育を実施したものを落とし込んでいって、全体に教育を波及していくという活動を時間をかけながら実施していかなければ、これはすぐに効果が出るものではないと考えてございます。ですから、所属長、当然管理者を初め、先ほど意見箱のお話もございましたけれども、接遇等々の不満が多いということは現状ございますので、やはりそこに重点を置いて努力していかなければいけないということで考えてございます。決して誤解のないように、モチベーションのない職員が多いということではございません。そこをお願いしたいと思っております。

以上です。

○２番（山田 誠君） 今事務長が言ったようなことを常に頭に入れさせて、少しでも赤

字解消するように今後努力していただきたいなど。答弁は要りませんから。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第20、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 2 1 議案第 1 9 号

○議長（野村 洋君） 日程第21、議案第19号 平成25年度森町水道事業会計補正予算を
議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（石島則幸君） それでは、議案第19号についてご説明申し上げます。

本案は、平成25年度森町水道事業会計予算の第2回目の補正予算でございます。

第2条の資本的収入及び支出につきまして、収入の第1款水道事業資本的収入を既決予定額の231万円から115万5,000円減額し、収入総額を115万5,000円にしようとするものでございます。

次に、支出の第1款水道事業資本的支出を既決予定額の1億1,801万2,000円から115万5,000円減額し、支出総額を1億1,685万7,000円にしようとするものでございます。

第3条の債務負担行為につきましては、水道事業会計予算第5条として債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を記載のとおり定めようとするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。3ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入について、款1水道事業資本的収入、項1負担金、目1負担金115万5,000円の減額は、上水道地区消火栓設置工事に伴っての精査によるものでございます。

支出につきましては、款1水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1水道施設費115万5,000円の減額は、上水道地区消火栓設置工事に伴っての精査によるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○2番（山田 誠君） 債務負担行為の関係でちょっとお聞きしたいのですが、森町の浄水場運転管理及び徴収業務委託とありますけれども、これ同じ業者にやらせているのかどうか。それと、徴収業務については、徴収世帯が幾らで、普通口座振替が多いと思うのだ

けれども、その対象世帯と徴収世帯、それから債務負担を行う管理費の部分と徴収委託の部分の金額を教えてください。

○上下水道課長（石島則幸君） お答えいたします。

運転管理業務委託と徴収業務委託については、水 i n g 株式会社が行っております。

また、世帯数ですが、水道に関しては需要件数5,500に捉えております。下水に関しては、2,600世帯ということであります。

管理費についてですが、この積算の仕様書に基づいて積算しておりまして、今回平成25年度、労務単価が大幅に改定というか、増えました。25年度のこの労務基準単価を採用したことで、今回前回の金額より大幅に増えているという状況でございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 金額的なものは、聞かれているのだけれども、わかりますか。

○上下水道課長（石島則幸君） 管理費の基準単価のことでしょうか。

○2番（山田 誠君） この債務負担行為の部分の運転管理業務の部分と徴収業務委託部分の金額、請負、請負というか、される金額幾らずつですかと聞いている。

○上下水道課長（石島則幸君） 大変申しわけありません。詳しい数字は今ちょっと手元にございません。浄水場の管理のほうの委託費と徴収業務に係る委託の部分の金額は、後で資料をお渡ししますが、大体の金額を述べますと運転管理業務委託については3,900万程度、徴収業務については1,000万ちょっと……この辺今数字的に不安定なものですから、

後で資料で提出したいと思います。

以上です。

○2番(山田 誠君) 余り言えばうるさいと言われるのだけれども、課長、その徴収委託の金額一千何ぼとかと言いましたけれども、これで今徴収世帯が2,600と言ったと思うのだけれども、徴収業者だけに任せていて、課長たちが行って口座振替の推奨とか、そういう行為は行っているの。それから、もしないのであれば、やっぱりきちっとして全面的にやればこの分浮いてくるわけだから、徴収委託の金額を1世帯当たりにしたらどのぐらいになるの。

○上下水道課長(石島則幸君) その点についても今現在資料、済みません、持っていないので、後で資料で提出したいと思います。

○議長(野村 洋君) 暫時休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時50分

○議長(野村 洋君) それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

それでは、このほかに質疑ございますか。

(「なし」の声多数あり)

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第21、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 2 2 議案第 2 0 号

○議長（野村 洋君） 日程第22、議案第20号 平成25年度森町公共下水道事業会計補正
予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（石島則幸君） それでは、議案第20号についてご説明申し上げます。

本案は、平成25年度森町公共下水道事業会計予算の第2回目の補正予算でございます。

第2条の債務負担行為につきまして、公共下水道事業会計予算第5条に定めた債務負担
行為の事項、期間及び限度額に記載の事項、期間及び限度額を追加しようとするものでご

ざいます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○7番（西村 豊君） 課長、先ほど山田議員からやったように、これも同じく出してくれればいい、資料。午後からになると思うから。これもその契約している業者、働いている人数、そういうものを出してくれれば、一緒に、上下水道一緒だ。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第22、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 2 3 議案第 2 1 号

○議長（野村 洋君） 日程第23、議案第21号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○防災交通課長（落合浩昭君） 議案第21号についてご説明いたします。

本案は、財産の取得についてでございます。

地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

1といたしまして、取得財産及び数量は全国瞬時警報システムJアラート自動起動装置一式。2といたしまして、取得の方法は随意契約。3といたしまして、取得の金額は1,312万5,000円。4といたしまして、取得の相手方は函館市中道1丁目14番1号、函館三協通信会社代表取締役、佐藤好友でございます。

概要についてご説明いたします。追加資料で資料ナンバー27を配付してございますので、ごらんください。本件は、消防庁が人工衛星及び地上回線でございますL G W A Nを用いて国民保護情報及び津波警報、噴火警報等の災害情報を送信し、Jアラート受信装置がそれを受けます。その情報につきまして一方は同報系防災行政無線を、一方はインターネットを通じN T T ドコモ、a u、ソフトバンクの3キャリアのエリアメールサーバーを自動起動することにより人手を一切介さずに防災行政無線、屋外拡声器、個別受信機及び

緊急エリアメールを通じて町民に対し緊急警報、災害情報を伝達する仕組みを構築するものであり、今回導入する機材はその自動起動装置となります。機器導入の前段として、a u、ソフトバンクとのエリアメール配信についての契約手続に3カ月ほどの期間を要し、11月20日に終了いたしましたので、このたびの議会で議決をいただくこととしております。

なお、購入に伴う財源につきましては、全て国の防災情報通信設備整備事業交付金を充当いたします。

以上、説明とさせていただきますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君）これから質疑を行います。

○4番（松田兼宗君）Jアラートについてなのですが、昨日の一般質問にもありましたが、防災無線との連動の絡みでちょっと確認したいのですが、当然防災無線を使った形で流れる形になるのですが、その場合にこれほど今の森町の防災無線が聞きづらいという苦情が多い中で、私に言わせると欠陥だと思っていますけれども、そういう中でこのJアラートを使ってやった場合にどれほど効果があるの。当然これをいろんな危機情報、国からのいろんな情報を多くの町民に伝達するのが目的であり、義務になっているわけです、Jアラートの仕組みというか、考え方というのは。そして、自治体がそれぞれ義務を負っていて、さらにそれを必ず周知徹底するように、そのための予算措置国から全部出ているわけです。そういう問題のある無線しかないところにJアラートを組み込んで、国は許可す

るのかなというふうに思ったりもするのですが、その辺まずどうなっているのかという話と、もう一点、今後そういう部分をカバーする意味でインターネット通じたエリアメールを当然考えるわけだと思うけれども、それについて実際に運用する予定でいるのか、その辺まず確認したいのですが。

○防災交通課長（落合浩昭君） まず、防災行政無線の部分ではなくてエリアメールの部分につきましては、今回の整備の中でNTTドコモ、au、ソフトバンクの3キャリアと緊急エリアメールの発信をするということで契約手続が済んでおりますので、今回の中でそれは整備させていただくこととしております。

防災無線の部分につきましては、きのうの部分もございますけれども、砂原地区につきましては個別受信機が入っております。森地区につきましても屋外拡声器ということで、聞きづらいということではございますけれども、周知の手段としてついておりますので、そちらのほうを外してということにもなりませんから、まずそちらのほうでお知らせするというような方法をとらなければならないのかなと思っております。

○4番（松田兼宗君） どういう形で国のほうに申請出しているかわからないけれども、とにかく防災無線があるからJアラートを導入できるのだという形で導入するのでは意味がないのではないのかというふうに思っているわけです。できるだけ多くの町民をカバーできる防災無線が完備されていて初めてJアラートが生きるわけです。それをなくして、例えばきのうの話にもあったようにそれがいい中でJアラートを導入してどうするのと。そ

れをカバーする意味でエリアメールというのがあるのだけれども、今後その辺どういうふうに考えているのかということと、要するにカバーするのでエリアメール、時期的に運用をどうしていくのか。今後Ｊアラートを運用する場合の訓練期間とか、もう既に導入されているところはやっているわけです。いろんな自治体で、それは全部総務省の消防庁経由で訓練をやっているわけなのだけれども、今後森町においては、今これから導入する形になるのだけれども、いつごろからそういうふうな形で運用が可能になるのかも含めて、さらに町民にどういう形でそういう部分のＪアラートがこういうものだよということを告知していくのか、それについてもちょっとお知らせ願います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 ０時００分

再開 午後 １時００分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

まず、松田議員に対する答弁。

○防災交通課長（落合浩昭君） お答えします。

Ｊアラート自動起動装置の導入につきましては、国の交付金により整備するものですが、交付金の目的といたしましてはそれぞれの自治体において整備している情報伝達手段をも

とにどのようなシステムを構築するか、それに係る費用に対し交付されるものです。森町では、既に防災行政無線が整備されておりますので、それとあわせて緊急エリアメールを配信するシステムの構築をすることで国からの交付金については内示を受けているところでございます。災害時の情報伝達の手法といたしまして、森地区の防災無線が多少聞きづらいということはございますけれども、今ある設備をでき得る限り利用し、町民に情報伝達することが町の責務であると考えております。防災行政無線が聞きづらい部分についての補完の意味合いから緊急エリアメールでの伝達も今回の整備で付加したものでございますので、よろしくお願いいたします。

○４番（松田兼宗君） それについては十分わかっている話で、聞いているのは、まず最初に答弁漏れがあるのですが、今後これを運用するに当たっての当然緊急速報の内容によっては鳴らし方、アラームというか、その辺が全然変わっていますよね、Ｊアラートに関しては。それを町民わからないわけです。だから、それをどうやって告知してって、訓練をしてってという話なのです。そのスケジュール的にどうなっているのかということと聞いているのだけれども、それについてはまだ答弁をいただいていないので、それと今の答弁の絡みなのですが、当然交付税措置されて、それはわかっている話で、ただきのうの一般質問でもあったように何度もこの防災無線に関しては聞きづらいから問題があるのではないかということを言われているわけです。それを利用してＪアラートを利用することは十分活用できないことになりかねる、今までの防災無線では町レベルでの情

報ですから。それが今度国レベルです。最近では沖縄の配置されたあれもＪアラートですよ。北朝鮮からのミサイルの問題とか、そういうものを含めての話になってくるわけです。とすれば、森を狙った形のあれというのはちょっと考えづらいけれども、テポドンかノドンか知らないけれども、その辺の精度的な問題からするとどこに飛んでくるかわからないわけでしょう、そういうミサイルも含めて考えた場合に。とすれば、町がその義務を負っているとすれば、きちっとその辺を防災無線を使うとすれば町民に可能な限り伝達できるようにしなければならないわけです。それを問題ではないですかと言っているのです。だから、これは町長に聞くのですけれども、きのうの答弁でも言っているのだけれども、12月の答弁より後退した答弁をしているというふうに私も思っていますから、緊急を要する場合先にやっていくということを考えるという話、これから検討するという話、予算づきも含めてという話をしているわけです。そうではないのではないですかということ。ここまで国からの情報の伝達も含めて町が、自治体がその義務があつて、町民に直接連絡していかなければならないという緊急性があるものです。時間の余裕がないわけです、そういうものというのは。それを聞こえない状態のままに放置していたままでＪアラートを導入することに対して問題はないのかということを言っているのです。それも含めて、そっちのほうに関してはきのうの答弁の続きということにもなるのでしょうかけれども、町長のほうにどういう考えでいるのかも含めて聞きたいと思いますけれども。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時04分

再開 午後 1時06分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○防災交通課長（落合浩昭君） 町民への広報の仕方についてでございますけれども、今回整備されるものにつきましては来年度の3月25日に完了予定となっております。町民のほうには広報紙だとかそういったもので自動起動装置がつきまして、こういうＪアラートでの国民保護情報だとかそういうようなことが今後なされますという説明はしていきたいと思っております。

試験のほうにつきましては、Ｊアラートの受信機自体もう既に四、五年前からついておりますので、そっちのほうは年に数度国のほうで試験を行っておりますから、自動起動装置が今度ついた後には通信試験なるものは引き続き年に数度行われるものと思っております。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 私からご答弁申し上げます。今日の議会と昨日の一般質問とちょっと重複されているような部分はございますけれども、やはり重要な部分だとは私も認識してございますので、お答えを申し上げます。

ふだん申されておる屋内、屋外の拡声機、この防災無線とＪアラート、全く別物でございます。目的は、同じく災害の防止、町民の生命、財産を守ると、そういうことでは同様かと思えますし、その防災無線の聞きづらい、いろいろなそういう苦情が寄せられている部分については私も重要な部分だと思っていますし、これは何とか解決していかなければならない問題だと昨日の東議員のご答弁にも申し上げさせていただきました。これは、どなたがご質問しても同じようにお答えしていると私は認識してございます。これにつきましては、何とか今後の財政措置も含めて解決の道を探っていくと、これは変わってございませぬ。また一方、本日ご提案させていただいておりますＪアラートにつきましては、これも重ねて、１つの方法よりも二重三重、そういった通信方法が必要だという点から本日はこの予算措置に対してご了承を願っているところでございまして、幾度か私の自分の体験で申しておりますけれども、3.11の自分が青森、三沢におったとき震度６です。震度６で立ってられない後の余震、青森方面では既にこのＪアラート採用されておりました。ですから、余震の来る１０秒とか１５秒前に緊急エリアメールが入ります。そうしますと、すぐ備えることができます。１０秒後に来るぞ、そういう時間の具体的なものがわかって、非常に私は助かりました。同時にそのおったところには屋内防災行政無線ついておりました。それについては全く逆に聞こえなかった。エリアメールのほうが非常に通信手段としては有効だったのかなと。たまたまそういう部分が見受けられたのかもしれませんが、こういう機会ですのでご報告をさせていただきます。いずれにしましても、町民の生

命、財産守るために二重三重のチェック、それからいろいろな方法を準じて、そして現在問題とされております防災行政無線の屋外の拡声機についても何とか改善策を考えながら進めてまいりたいと、そのように思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時11分

再開 午後 1時12分

○議長（野村 洋君） 休憩を解きます。

○4番（松田兼宗君） 今の町長の答弁、別物だという言い方、それは当たらないだろうなと思っています。まず、Jアラートは、津波とか地震の直前の情報等流れてくるという、そういう話とは違いますよね。ミサイルとかゲリラとかいろんな部分があるわけです。国民保護の絡みなわけです。それを国からの情報が町民に流れない可能性があることに対して町はどう責任をとるのですかという問題なのです。そのことを少し考えてもらいたいということと、あとは問題は今後の日程的に町民がそれについて、Jアラートについて知らない、ほかの議員の方もその辺はまだ十分に理解しているとは思っていないので、その辺の仕組みなり、いろんなJアラートについての説明を別な機会に設けたほうがよろしいの

ではないかなと思ひまして、その辺を提案して、もう質問の答えは要らないです。そういう形で最後終わりたいと思いますので。

○議長（野村 洋君） では、ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第23、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

◎ 答弁保留の件について

○議長（野村 洋君） ここで先ほど答弁漏れというか、いろいろ問われたことに対して返答が戻ってきておりますので、1つつつここで答弁をしていただきたいと思います。

○病院事務長（柏淵 茂君） それでは、先ほど黒田議員と小杉議員からご質問がござい

ました非常勤医師の人数でございます。

まず、北大の消化器外科 1 の医局から派遣される医師が13名でございます。その他開業医や他病院に勤務しながら派遣される医師が 9 名、合計22名でございます。

以上でございます。

○上下水道課長（石島則幸君） 山田議員のほうから縷々質問がありました内容について数字的なものを資料として提出してございますので、若干説明させていただきたいと思えます。

浄水場の運転管理業務及び徴収業務関係の費用についてでございますが、資料のまず一番最初の部分に運転管理業務ということで（ 1 ）のところに税抜きで3,631万8,000円ということで、概算ですけれども、計上しております。また、徴収事務業務については、（ 2 ）のほうで1,987万3,000円ということで概算計上しております。合わせて税込みで6,068万6,280円ということで計上しております。

その業務の内容なのですが、資料のほうに、後ろのほうなのですが、徴収業務処理要領という形で資料を添付させていただきました。第14条に業務内容について記載しておりますので、ご参照いただきたいなというふうに思います。その上で、先ほど私水道の需要件数で5,500件ほどという形で、下水のほうで2,600件ほどということでは言いました。今戻って確認したところ、検針戸数という形で表現したほうがいいかなと思うのですが、5,600戸が検針の戸数であります。この検針の戸数の中に下水の水量といいますか、当然水道の

メーターで読むものですからそれも含まれる形になります。あくまでも5,600戸というのが検針の戸数になりまして、そのうち口座振替の件数が3,800戸ということです。それはちょっと資料にはないのですが、今口頭で、件数は3,800戸。あと、自主納付という形で1,800戸、これは窓口で支払いしていただく分で、約1,770戸程度でございます。足の不自由な方だとかそういった方がおりまして、そういう場合は委託会社のほうで徴収という形で30戸ほど大体あるというふうなことでございます。それらを全部業務の委託の中でやりくりしているというような状況ですので、1件当たりの徴収金額とかそういった部分での単価というものはございません。

あと、下水の浄化センターの維持管理についても同じように概算の見積書というか、積算の内容を資料として添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上です。

○7番（西村 豊君） 浄化センターのほうの業務委託なのですが、これもらいました。資料ありがとうございました。これどこと契約しているのだろうがまず1つと、それから何人働いているのか、その会社に。何人で業務をやっているのか。それと、この積算方法、業務の積算方法、今ばばっと計算機たたいたのだけれども、経費にしても何にしてもすごい経費になっている。40%、50%の経費上乘せになっているように見える。だから、これは課長が独自でたたいた金額なのか、それとも業者がたたいてきた金額なのか、それを教えてください。

○上下水道課長（石島則幸君）　ご説明いたします。

まず、契約している会社は水 i n g 株式会社、これは浄水場の運転管理業務と徴収業務をしている業者同じで、下水関係、水道関係、人数的には13名でもってこの下水、そして水道のほうの関係の仕事に携わっております。

これは、私が積算仕様書といいますか、そういったものを参考に一応金額をはじいております。

以上です。

○7番（西村　豊君）　会社名ちょっと何か……会社名、後でいいです、もう一回教えてください。

それと、諸経費関係、これは委託のお金を課長が物価本か何かで査定したということなのでしょうけれども、これは業者から例えばこのくらいお願いします、今年はこのくらいありますよというようなものは見積もりはとるのですか。それとも何社かから見積もりをとって、その都度、1年交代なのか、2年に1回なのかわからぬけれども、見積もりを回収して競争させているのか、それとも業務をそのまま続けてさせているのか。もう大分たつよね。10年ぐらいたつのかな、下水道できてから。それずっと同じ業者やっているように話も聞いている。だから、町の中の声では、ごみ処理のほうもそうなのですが、1つの業者が最初からやっているというような声もあるのです。ですから、そろそろ中身を見直しをしないと、同僚議員が補助金やら子供の給食費をただにせいとかいろいろ出てきてい

るのです。この辺もう少し改めないと、この諸経費では、五十何%も経費なのだ。だから、そんなに経費出すものなのかということなのだ。もっといろんな業者にもチャンスを与えるように見積もりをとるとか何かをするようなことはありませんか。

○上下水道課長（石島則幸君） 私が積算仕様書でもって、一応そこに書かれている経費等を使って積算しまして、当然委託会社、水 i n g 株式会社なのですが、そこからも当然見積もりはとります。今回は他社からはとってございませんが、もし他社のほうから見積もりをとる場合、業務の内容を引き継ぐ内容の部分を含めた形になってくると考えていますので、当然その部分は今の委託会社よりは金額的なものは相当高いものというふうに自分なりの計算では確認しています。決してそこだけ特別ということではなく、そういった理由がありまして、随契といいますか、当初からずっと下水の場合委託はその水 i n g、もとは荏原エンジニアリングサービスという名前でしたが、社名を変えまして今は水 i n g 株式会社という形になっていますが、そういった理由でできています。金額的なものも過去に3年前に1度更新ということでやってございしますが、そのときは他社からも、2社ですが、合わせて3社でもってちょっと金額の比較をして一応やってございします。当然金額的に何百万という単位で違いますので、もしも仮に問題があるとしたらそれはまた別な問題だと思うのですが、これまでの実績からも問題なくされていますので、そういった金額的な差が当然大きいものですから、今後もそういう形で進めるのが町としてもいいのかなというふうに判断してございします。

○7番(西村 豊君) 課長、説明わかります。ただ、諸経費の63%もらうということになれば、払うのだよということになれば、人件費の一人頭の査定金額をもう一度見直ししてもらおうとか、今大変なときでしょう。町は今大変な時期なのです。少ない予算の中であんなことをやらなければならないわけ。だから、支払うのが悪いわけでないけれども、道の物価本だとかそういうものがあると思う。こうやると1人1万6,000円に対してその60%の経費だから、1人3万ぐらいになってしまう。だから、その辺を、確かに技術を持っていなければできない仕事かもわからぬけれども、もうちょっと値段を交渉するなり、例えば相談するなりしてもう少し圧縮するような、仕事を詰めるというのではなくて、仕事はたくさんやってもらって金額を縮小してもらおうとか頑張らなかったら、これではちょっと。それと、もう一点がもう十何年たっているでしょう。ここの水i n g株式会社でなければだめなのか。もしよかったら、今働いている人方は地元の人だと思うのです。総括で何か高いお金取っている人はいるようすけれども、もし機会があるのであれば町内の業者にやらせる、独立させる、ここの水i n g株式会社でなければできないものでもないと思う。もうそろそろ10年も過ぎればそういう人間があってもいいと思う。その辺もひとつ新しい会社できればそこにまた社長があって、働く従業員もいるわけですから、そういうことも考えながらやっていったほうがいいのかと。ただ単に水i n g株式会社でなければできないものなんてないから。いろんなところで問題になっています。1社で何十年もやるから、薬を入れるのを抜かしたとかそういうやつがあるわけですから、事件がある

わけですから、その辺も気をつけながら、そろそろやれる人があるのであれば独立させるということも方法でないのかなと思いますので、結構声があるのです。この問題もそうだけれども、ごみの処理の選別しているあれもあるのです。町長、その辺もひとつ耳に入れておいてください。

○議長（野村 洋君） 西村議員、答弁いいですね。

○7番（西村 豊君） はい。

○水産課長（黒川安明君） それでは、木村議員からのご質問にお答えします。

条例改正でお願いしている汚泥の件ですけれども、まず活性化汚泥の沈澱物、ここでは汚泥と言っておりますが、その処理単価なのですけれども、物によってちょっとばらつきあるものですから、参考に当町で所有している砂原地区にあります排水処理施設、ここでも排水処理施設のほうでも1年に1回この活性化汚泥の沈澱物を処理しております。これについては、立米当たり、約1トンですけれども、2万5,800円で処理しております。ちなみに、加工屋さんから出る活性化汚泥の沈澱物につきましては、年間2トントラックで2台、4トントラックで1台弱というふうなことで1度出てきた経緯があります。それは、この処理する汚泥処理施設、汚泥の処理する施設の会社を紹介して、そこで処理していただいたことがあります。

以上でございます。

○8番（木村俊広君） 従来の処理方法から比べれば大分コスト的にもかかるということ

で、プラス運賃的なものもひよっとしたら加算されるのかなと思うのですけれども、やはり大分経費がかかるということで、何か面倒くさいなとかそういう感覚で業者さんがかかると余計な事件が起きたりするものですから、できればそういうことのないように町で何かバックアップしてあげれるものとか、最終処分場にこれだったら持っていけるよとか、何かそういう区分けができるのであればできるだけ町内で処理してあげればいいなと。できるだけいろんなトラブルが起きないように、そういう措置をしてもらえれば助かるなと思います。

○水産課長（黒川安明君） 今現在では変わるものはございません。ただ、実態としまして、この排水処理施設を持っている加工屋さんが数的にはそんなにないのですけれども、私の知っている範囲では6社くらい持っていますが、それぞれ年に1回そういう施設に沈澱物を持ち込んで処理しております。ただ、1社だけ昨年ちょっとこの汚泥というものが条例であったものですから、汚泥だろうということで持ってきた経緯がございました。それで、混同するということでこのたびこの汚泥を削除するものでございます。

以上でございます。

◎ 日程第24 議案第22号

○議長（野村 洋君） それでは、引き続き日程第24に入ります。議案第22号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（柏渕 茂君） それでは、議案第22号についてご説明いたします。

地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて議決を求めるものでございます。

1、取得財産及び数量でございますが、DR、CR装置一式でございます。DR、CR装置とは、単純レントゲン撮影で撮影された写真の画像をコンピューターで読み取り可能になるようデジタル画像へ変換する装置でございます。2、取得の方法は指名競争入札で、3、取得金額は消費税込みで792万7,500円となるものでございます。4、取得の相手方は、株式会社ムトウ八雲支店でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第24、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第25 意見書案第1号

○議長(野村 洋君) 日程第25、意見書案第1号 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(野村 洋君) 異議があるとの発言がありましたので、この採決は起立により行います。

これから意見書案第1号を採決いたします。

意見書案第 1 号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 (野村 洋君) 起立多数でございます。

よって、日程第25、意見書案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 2 6 意見書案第 2 号

○議長 (野村 洋君) 続いて、日程第26、意見書案第 2 号 過疎対策の積極的推進を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長 (野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第 2 号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長 (野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第26、意見書案第 2 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 27 意見書案第 3 号

○議長（野村 洋君） 日程第27、意見書案第3号 環太平洋連携協定（TPP）交渉からの撤退を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第27、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 28 意見書案第 4 号

○議長（野村 洋君） 日程第28、意見書案第4号 「特定秘密の保護に関する法律」の強行採決に抗議し、廃止を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長 (野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第 4 号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長 (野村 洋君) 異議ありの発言がございましたので、この採決は起立によって行います。

これから日程第28、意見書案第 4 号の採決をいたします。

意見書案第 4 号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 (野村 洋君) 起立多数でございます。

よって、意見書案第 4 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 2 9 意見書案第 5 号

○議長 (野村 洋君) 日程第29、意見書案第 5 号 2014年及び2015年の北海道後期高齢者医療の保険料値上げに反対する意見書を議題とします。

お諮りいたします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第5号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第29、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第30 意見書案第6号

○議長(野村 洋君) 日程第30、意見書案第6号 2014年度地方財政の確立を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第6号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第30、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第31 意見書案第7号

○議長（野村 洋君） 日程第31、意見書案第7号 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第7号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第31、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第32 議員派遣の件について

○議長（野村 洋君） 日程第32、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定による議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、日程第32のお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣の日程のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする出席議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の日程に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎ 日程第33 休会中の所管事務調査等の申し出について

○議長(野村 洋君) 日程第33、休会中の所管事務調査等の申し出についてを議題といたします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申し出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上報告するものです。

◎ 休会の宣告

○議長（野村 洋君） お諮りします。

これをもちまして平成25年第1回森町議会12月会議に付議されました議件の審議は全て終了しました。

よって、平成25年第1回森町議会12月会議を終了いたします。

休会 午後 1時42分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成 2 5 年 1 2 月 1 1 日

森 町 議 会 議 長

森町議会議員

森町議会議員